- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 01 とっとり環境イニシアティブ推進事業

施策

1事業の目的

NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティ ブ」に取り組む。

2 事業の内容

〇とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金 地域の実情に応じた「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた新たな事業等に取り組む市 町村の取組の支援、促進を目的とする。

四」作りひと月又が且し	1700以租の又抜、促進で日町とりる。			
対象	市町村			
実施主体	市町村、NPO・団体、事業者など(市町村以外の者は、市町村からの間接交付)			
交付金	交付率: 1/2			
	最低保証額: 2, 000千円			
	調整交付額:15,000千円(予定)			
	※当該年度の6月末日までに交付申請があり、最低保証額を超過して事業を実			
	施した市町村には、調整交付額を配分			
	交付限度額:5,000千円(対象事業費の1/2の額が5,000千円以下の場合 はその額)			
対象事業	市町村が新たに実施する「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた次の事業			
	1 エネルギーシフトに率先的に取り組む事業			
	(対象例)			
	・再生可能エネルギーの導入を加速する事業			
	・空調設備のガス転換			
	・スマートグリッドモデルの構築			
	2 省エネ実践の展開に取り組む事業			
	│(対象例) ・自治会等へHEMSを集中導入する事業			
	・コミュニティサイクルを導入する事業			
	3 4R実践の拡大に取り組む事業			
	(対象例)			
	・環境に配慮した生ゴミ処理機等を導入する事業			
	・生ゴミの水切り・堆肥化等の活動を推進する事業			
主な対象外				
事業	・既存事業			
	・職員人件費(対象事業に係る非常勤職員等の報酬等は除く)			
	・国その他の団体から補助金等の助成がある場合における当該国等の補助対象			
	<u> </u>			
事業期間	平成24年度から平成26年度まで(3年間)			

3 事業の現状及び課題

- ・平成24年3月に鳥取県環境基本計画の実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を 策定したが、 策定後は、プランに掲げる各種施策に対する各主体による協力・協調等を通して プランを推進する必要がある。
- ・平成24年度は、7市町(鳥取市、米子市、岩美町、湯梨浜町、南部町、伯耆町、日南町)に交 付。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話:0857-26-7205、7876

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/176102.htm

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み
- 1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 02 再生可能エネルギーの導入促進

施策

1事業の目的

再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の 導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止 を図る。

2 事業の内容

(1)補助金等による導入支援

ア 家庭用発電設備等導入推進補助金

住宅に太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム及び太陽熱温水設備を設置する者に助成を行う市町村に対して、補助金による所要経費の支援

イ 非住宅用太陽光発電

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムで発電した電気の余剰電力売電又は自家消費する場合に、整備費用の一部を支援

ウ 再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援

再生可能エネルギー(風力・小水力・地熱・バイオマス等)を利用した発電(既設発電所の出力アップ含む。)や熱利用を計画する事業者が実施する事業可能性調査に必要な費用を支援

エ 再生可能エネルギー発電事業支援

固定価格買取制度により発電事業を行う事業者に対して、系統連系用電源線費用 や利子相当額を補助

才 市町村交付金

再生可能エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに 市町村立学校に再生可能エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金によ り所要経費の支援

(2)情報交流と普及啓発

ア「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流

イ 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発

補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発

ウ 県庁関係部局による情報交換、検討

国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

3 事業の現状及び課題

24年度までの実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進み、18万9千kWの導入が見込まれている。

引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 電話0857-26-7895

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「新エネルギー(自然エネルギー)の導入」

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み
- 1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 03 再生可能エネルギー導入検討・実施

施策

1 事業の目的

温室効果ガス排出量を削減するため、再生可能エネルギー(小水力、太陽光発電等) の導入を検討・実施し、地球温暖化防止に寄与する。

- (1)持続可能な再生可能エネルギーへの転換とエネルギーの地産・地消 (2)多様な発電主体による小規模分散型電源の普及拡大
- (3)二酸化炭素排出量削減と地球温暖化対策

2 事業の内容

- (1)県営賀祥ダムの河川維持流量を利用した「賀祥発電所(260kW程度)」の完成と発
- (2)小水力発電所(3箇所)の建設
 - •横瀬川(150kW程度)
 - ·加谷川(150kW程度)
 - ·若松川(100kW程度)
- (3) 更なる小水力発電の事業性検討のための河川流況調査等を実施(2箇所予定)
- (4)太陽光発電所の建設
 - ·企業局西部事務所(200kW程度)
 - 企業局東部事務所(120kW程度)
 - FAZ倉庫屋根(600kW程度)
 - ·竹内西緑地(1.500kW程度)

3 事業の現状及び課題

(1)現状

平成24年度に引き続き、新たな水力発電所3箇所の建設着手を目指すとともに、更 なる小水力発電の事業化を検討予定。

太陽光発電については、企業局西部事務所の太陽光発電施設は平成25年4月完 成予定。また、竹内工業団地のFAZ倉庫屋根と竹内西緑地及び企業局東部事務所に おいても太陽光発電の施設整備を順次行っていく予定。

平成24年7月1日に再生可能エネルギー開発の促進を目的とする「全量買取制度」 が導入され、買取価格・期間が明らかになったが、平成25年度の買取価格は24年度 末に決まる予定であり、特に太陽光発電においては平成24年度価格より下がると予 想され、早期整備を目指す。

水力発電所の建設については、河川法、電気事業法に伴う協議が必要であるほか、 用地など地元関係者の理解と御協力が不可欠。

連絡先

鳥取県企業局工務課 電話:0857-26-7449

参考URL

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 04 自然エネルギー導入促進事業

施策

1事業の目的

県営住宅整備事業において、自然エネルギー利用に取組む。

2事業の内容

県営住宅の屋上・屋根部に太陽光発電設備を設置し、階段室等共用部電源として使用する。また余剰電力については、売電を行い公営住宅関連の整備予算として活用する予定。

平成25年度の整備予定:5基(10kW:2基、15kW:3基)

3 事業の現状及び課題

従来、単県事業として整備してきたため太陽光発電設備の設置実績数は少なかったが、交付金による国費の充当が可能となったため、今後、計画的設置について検討・整備を行う。



県営住宅の屋上に設置した太陽光パネル

連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 計画担当 電話0857-26-7412

参考URL

。 鳥取県くらしの安心局住宅政策課のwebサイトより 「くらしの安心局住宅政策課」

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 05 農業・農村自然エネルギー利活用支援事業

施策

1事業の目的

農村地域や農業生産の場において、再生可能エネルギーの導入による地域内でのエネルギーの地産地消を通じた地域活性化や、農業振興につながるよう、導入支援を行う。

2 事業の内容

太陽光発電施設導入補助

太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取組に対して支援を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・平成22年度に、北栄町と共に太陽光発電施設の導入を支援し、約50kwの施設導入を行った。
- ・平成23年度に、県内2地区においてマイクロ水力発電の導入モデル地区の創出を行った。
- ・平成24年度に、県内1地区において太陽光発電施設の導入支援を行った。

その他

4 その他

・太陽光発電施設について、施設規模を従来の上限10kwから100kwまで対象を拡大・事業費の10%を助成(上限 1箇所当たり100万円)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 06 農業農村小水力発電施設導入事業

施策

1事業の目的

これまで未利用であった、農業用のダム施設や農業用水路を有効利用し、小水力発電施設を整 備・改修することで、土地改良施設等の維持管理費の軽減を図る。

2 事業の内容

- (1)下蚊屋ダム地区
 - ·事業主体 県
 - ·諸元 常時出力 230KW(予定)
- (2)船上山ダム地区
 - ·事業主体 県
 - ·諸元 常時出力 110KW(予定)
- (3)南谷地区
 - ·事業主体 県
 - ·諸元 常時出力 90KW(予定)

3 事業の現状及び課題

- ・平成21年7月に県が主催の研究会を設立し、小水力発電を含む検討を行ってきた。 ・平成23年度においては、より詳細な現地検討や経済性検討を実施した。 ・平成23年度は、この研究会での検討を踏まえて、小水力発電設備導入の隘路となっていた事業制度の変更(発電益を土地改良施設全体の維持管理費に充当可能とすること)を国に要望 し、制度改正が行われた。
- ・平成24年度から3地区の小水力発電施設の整備に着手した。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-2 エネルギー資源多様化促進の検討
- 01 とっとり環境イニシアティブ推進事業[再掲]

施策

1事業の目的

NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティ ブ」に取り組む。

2 事業の内容

〇とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金 地域の実情に応じた「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた新たな事業等に取り組む市 町村の取組の支援、促進を目的とする。

四」作りひとれる小丘ひ	リ又抜、促進を日的とする。
対象	市町村
実施主体	市町村、NPO・団体、事業者など(市町村以外の者は、市町村からの間接交付)
交付金	交付率:1/2
	最低保証額: 2,000千円
	調整交付額:15,000千円(予定)
	※当該年度の6月末日までに交付申請があり、最低保証額を超過して事業を実 施した市町村には、調整交付額を配分
	交付限度額:5,000千円(対象事業費の1/2の額が5,000千円以下の場合
	はその額)
対象事業	市町村が新たに実施する「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた次の事業
	1 エネルギーシフトに率先的に取り組む事業
	(対象例)
	・再生可能エネルギーの導入を加速する事業
	・空調設備のガス転換
	・スマートグリッドモデルの構築
	2 省エネ実践の展開に取り組む事業 (対象例)
	○対象例/ ・自治会等へHEMSを集中導入する事業
	・コミュニティサイクルを導入する事業
	3 4R実践の拡大に取り組む事業
	(対象例)
	- 環境に配慮した生ゴミ処理機等を導入する事業
	・生ゴミの水切り・堆肥化等の活動を推進する事業
主な対象外	
事業	•既存事業
	・職員人件費(対象事業に係る非常勤職員等の報酬等は除く)
	・国その他の団体から補助金等の助成がある場合における当該国等の補助対象
	<u> </u>
事業期間	平成24年度から平成26年度まで(3年間)

3 事業の現状及び課題

- ・平成24年3月に鳥取県環境基本計画の実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を 策定したが、 策定後は、プランに掲げる各種施策に対する各主体による協力・協調等を通して プランを推進する必要がある。
- ・平成24年度は、7市町(鳥取市、米子市、岩美町、湯梨浜町、南部町、伯耆町、日南町)に交 付。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話:0857-26-7205、7876

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/176102.htm

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-2 エネルギー資源多様化促進の検討
- 02 再生可能エネルギーの導入促准[再掲]

施策

1 事業の目的

再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の 導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止 を図る。

2 事業の内容

(1)補助金等による導入支援

ア 家庭用発電設備等導入推進補助金

住宅に太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム及び太陽熱温水設備を設 置する者に助成を行う市町村に対して、補助金による所要経費の支援

イ 非住宅用太陽光発電

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムで発電した電気の余 剰電力売電又は自家消費する場合に、整備費用の一部を支援

ウ 再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援

再生可能エネルギー(風力・小水力・地熱・バイオマス等)を利用した発電(既設発電所の出力アップ含む。)や熱利用を計画する事業者が実施する事業可能性調査に 必要な費用を支援

エ 再生可能エネルギー発電事業支援

固定価格買取制度により発電事業を行う事業者に対して、系統連系用電源線費用 や利子相当額を補助

才 市町村交付金

再生可能エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに 市町村立学校に再生可能エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金によ り所要経費の支援

(2)情報交流と普及啓発 ア「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流

イ 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発

補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発

ウ 県庁関係部局による情報交換、検討

国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

3 事業の現状及び課題

23年度までの実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進 み、18万9千kWの導入が見込まれている。

引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 電話0857-26-7895

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「新エネルギー(自然エネルギー)の導入」

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-2 エネルギー資源多様化促進の検討
- 03 木質バイオマス発電等推進事業

施策

1事業の目的

木材生産の増加に伴い発生する低質材を有効活用するために、木質バイオマス発電所の整備等、木質バイオマスのエネルギー利用に向けた取り組みを支援する。

2 事業の内容

木質バイオマス発電所の整備資金の融通や木質バイオマス協議会への支援を行う。

3 事業の現状及び課題

24年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始し、全国的に木質バイオマス発電所の建設計画が進められているところ。 木質バイオマス発電は、長期間にわたる燃料の安定供給が必要であり、燃料供給体制の構築が必要。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話:0857-26-7307

1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-2 エネルギー資源多様化促進の検討

04 日本海沖メタンハイドレート調査研究事業

施策

1 事業の目的

山形県や秋田県の日本海沖で表層型メタンハイドレートが発見され、鳥取県沖を含む隠岐周辺でも存在を示唆するデータが確認されたことから、今後、日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び採掘技術の開発を促進する必要がある。

国は日本海側のメタンハイドレートの分布調査を開始する予定であることから、鳥取県沖合のメタンハイドレートの開発促進に寄与するため、有識者等を交えた研究会等を設立する。

2事業の内容

鳥取県・島根県沖合に賦存している可能性が高いとされているメタンハイドレートの調査研究を 進めるために、有識者等を交えて研究会を設立する。また、フォーラムを開催して研究成果の発 表等を行う。

3 事業の現状及び課題

日本海沖に賦存するとされるメタンハイドレート、石油、天然ガス(在来型)等の海洋エネルギー資源の開発を促進するため、日本海沿岸の10府県が、連携して情報収集や調査研究を行うとともに、国への提案等を目的として、「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」を設立した。設立日:平成24年9月8日

構成府県: 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県

連絡先

環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 (0857)26-7879

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-3 スマートコミュニティの推進
- 01 スマートタウンの推進(再生可能エネルギー導入モデル事業)

施策

1事業の目的

平成22年度に実施した「スマートタウン推進可能性調査事業」により把握した県内の再生可能エネルギーの賦存量と活用方法をふまえ、再生可能エネルギーを利用した自立型のエネルギー供給システムを備えた住宅や施設を普及させるため、モデル施設・システムを整備し、県内の再生可能エネルギー導入の促進を図る。

2 事業の内容

再生可能エネルギーを利用した自立型のエネルギー供給システムを備えたモデル施設・システムの整備を行う。

- (1)市街地モデル
- ・太陽光発電、蓄電池、コジェネによる発電・熱供給システム(住宅地域を対象)(H25年度は、地域の言語形成、実施設計に向けた検討)
- (2)中山間地モデル
- ・バイオマス(木質、畜産)、小型風力、太陽光等を活用した電気、熱の供給と蓄電池を組み合わせた、地域の再生可能エネルギー活用型システム(H25年度は、県立農業大学校で木質チップボイラー、木質ペレットボイラー、地中熱ヒートポンプを導入) (3)温泉地モデル
- ・温泉熱による発電及び地域熱供給システム(H25年度は、発電事業実施に向けた最終判断)

3 事業の現状及び課題

- 〇平成23年度に、モデル施設・システムの基本計画作成・基本設計を実施。
- 〇平成24年度に、中山間地モデルの木質チップボイラー、木質ペレットボイラー、地中熱ヒートポンプ導入の実施設計を行った。また、温泉地モデルについては、経済産業省委託事業により、地域の事業者が発電事業等の実施計画を作成した。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 電話0857-26-7879

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-3 スマートコミュニティの推進
- 02 鳥取県地域活性化総合特区推進事業

施策

1事業の目的

県西部圏域の豊かな地域資源と住民ニーズを組み合わせ、新たなサービスやイノベーションの創出により、地域の持続的な成長モデルを描く「鳥取発次世代社会モデル ル創造特区」の実現をめざし、「鳥取スマートライフ・プロジェクト」として次の3つの先駆 的なモデル事業を実施する。

- (1) 商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス(米子市袖珍市街地)
- (2)再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス(江府町下蚊屋地区等)
- (3)健康情報を高度利用する健康づくりサービス(南部町)

2 事業の内容

- (1) 商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス
 - 〇超小型モビリティの導入に向けて検討
 - OEV PHVカーシェアリングを新たに始める取組に対して支援
- (2) 再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス
 - 〇サービス実施に必要な電力消費量調査を実施
 - ○調査対象: 江府町助沢地区、下蚊屋地区の約50世帯
- 〇調査期間:H24年11月~H25年12月 (3)健康情報を高度利用する健康づくりサービス
 - 〇地域の特定健診とアミノ酸データを組み合わせた新たな健康づくりサービス創出の取組に支援
- (4)鳥取県地域活性化総合特区推進協議会等の運営
 - 〇県内外企業、金融機関、関係市町村等で構成し、特区構想推進に必要な事項 を検討

3 事業の現状及び課題

- ○鳥取県地域活性化総合特区推進協議会等において、構想の内容や推進に必 要なプロジェクトを議論してきた。
- 〇H25年3月末に地区指定申請書を提出し、H24年7月25日に指定された。
- ○3つのモデル事業を実現するため、規制緩和協議を行ったり、関係者で検討を 進めたりしている。

連絡先

商工労働部商工政策課 電話:0857-26-7565

1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-3 スマートコミュニティの推進

03 とっとり環境イニシアティブ推進事業

施策

1事業の目的

NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティ ブ」に取り組む。

2 事業の内容

〇とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金 地域の実情に応じた「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた新たな事業等に取り組む市 町村の取組の支援、促進を目的とする。

町 村の取組の支援、促進を目的とする。		
	市町村	
	市町村、NPO・団体、事業者など(市町村以外の者は、市町村からの間接交付)	
	交付率:1/2	
	最低保証額: 2, 000千円	
	調整交付額:15,000千円(予定)	
	※当該年度の6月末日までに交付申請があり、最低保証額を超過して事業を実	
	施した市町村には、調整交付額を配分	
	交付限度額:5,000千円(対象事業費の1/2の額が5,000千円以下の場合 はその額)	
対象事業	市町村が新たに実施する「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた次の事業	
	1 エネルギーシフトに率先的に取り組む事業	
	(対象例)	
	- 再生可能エネルギーの導入を加速する事業	
	・空調設備のガス転換	
	・スマートグリッドモデルの構築	
	2 省エネ実践の展開に取り組む事業	
	(対象例) 自治会等。USMCを集中道子は7事業	
	・自治会等へHEMSを集中導入する事業 ・コミュニティサイクルを導入する事業	
]	・コミューティッイグルを導入する事業 3 4R実践の拡大に取り組む事業	
	(対象例)	
	・環境に配慮した生ゴミ処理機等を導入する事業	
	・生ゴミの水切り・堆肥化等の活動を推進する事業	
主な対象外	・県からの補助金等の助成の対象となっている事業又は委託されている事業	
	·既存事業	
	・職員人件費(対象事業に係る非常勤職員等の報酬等は除く)	
	・国その他の団体から補助金等の助成がある場合における当該国等の補助対象	
	<u> </u>	
事業期間	平成24年度から平成26年度まで(3年間)	

3 事業の現状及び課題

- ・平成24年3月に鳥取県環境基本計画の実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を 策定したが、 策定後は、プランに掲げる各種施策に対する各主体による協力・協調等を通して プランを推進する必要がある。
- ・平成24年度は、7市町(鳥取市、米子市、岩美町、湯梨浜町、南部町、伯耆町、日南町)に交 付。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話:0857-26-7205、7876

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/176102.htm

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出
- 01 エコカー関連産業の育成・支援

施策

1事業の目的

地球温暖化対策、エネルギー制約等により、今後ハイブリッド自動車や電気自動車などエコカーに関連する産業分野の拡大が見込まれている。県内製造業にとっては、エコカー関連産業分野へ参入する後期であり、高付加価値製品の開発を促進するために必要な施策を実施する。県西部のEVベンチャーの超小型モビリティ生産計画が具体化してきたため、超小型モビリティに重点を置いて施策を展開する。

2 事業の内容

(1)超小型モビリティ推進チームの設置 自動車産業に詳しいマネージャー、マネージャーを補佐するスタッフの2名を産業 振興機構(西部支部)に配置する。推進チームは県内EVメーカーと県内企業(部品 関連)のマッチング等を推進する。

(2)超小型モビリティに関するセミナーの開催 新たな規格である超小型モビリティに対する理解を深め、県内企業の同分野へ の参入を進めるため、セミナーを開催する。

3 事業の現状及び課題

- 〇地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの職員を(株)SIM-Driveに派遣(H22年1月~H23年9月)し、EVに関する技術の習得に努めた。
- 〇各種講習会、自動車メーカーとの商談会等を開催し、県内企業の自動車関連産業への参入機会の拡大を支援してきた。
- ○電動バイク、超小型モビリティを生産するEVメーカーが県内に立地しているが、県内 企業からの部品調達が進んでいない

連絡先

商工労働部商工政策課 0857-26-7565

参考URL

鳥取県商工政策課のwebサイトより 「エコカー関連産業の育成・支援」

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み
- 1-4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出
- 02 次世代環境産業創出事業(太陽光発電関連産業関連)

施策

1事業の目的

県内企業の太陽光発電関連産業への新規参入を促進し、地域産業の活性化につなげる。

2 事業の内容

(1)太陽光発電関連産業育成協議会運営費

情報収集・技術習得のためのセミナー開催や新製品の研究開発及び施工技術向上等に向けた支援を行う。

- (2)次世代環境産業創出事業(LED関連事業にも掲載)
- ○連携セミナーの開催:太陽光発電・LEDを併用した製品等開発事例、市場動向などをテーマに実施する。
- 〇太陽光発電関連産業育成協議会及びLED戦略研究会の会員が連携して取組む製品開発に対し、事業化可能性調査経費(市場ニーズや競合製品等調査、製品評価、試作品製作等)を支援する。
- ・対象事業:LED応用製品又は太陽光をはじめとする再生可能エネルギー応用製品
- •補助率:2/3以内
- •補助限度額:2.000千円
- (3)次世代環境産業創出プロジェクト事業

太陽光発電関連産業育成協議会及びLED戦略研究会等における検討の結果、事業化の可能性が見出され、かつ県の進める施策に関連した必要性の高いテーマについて、異分野・企業間の連携による新たな価値や高付加価値の製品の研究開発を委託する。

平成25年度は太陽光発電関連周辺機器の開発に取り組む予定 1件:15,000円以内

(4)次世代環境ビジネスを支える技術等向上事業

太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー分野での人材を育成し、県内企業の競争力強化につなげるため、太陽光発電システムの施工及び維持管理に関する研修を開催する。

内容:電気基礎、応用、不具合点検・分析・対応、構造計算、システム設計等(県内 2か所で開催、各8回程度)

委託先:鳥取県産業振興機構

(5)新技術応用事業化事業(新規)

次世代環境産業創出プロジェクトの研究開発により見出された技術等の新たな分野での展開を図る。

(6)太陽光発電システム取扱事業者協議会支援補助金

県内における太陽光発電システムの普及と県内施工事業者のビシネス拡大につなげるため、太陽光発電システム取扱事業者認定制度及び研修会を実施する経費を助成する。

- ・交付先 鳥取県太陽光発電システム取扱事業者協議会(県内販売・施工事業者)
- •補助金額 150千円

3 事業の現状及び課題

〇県内企業の研究体制や資本面での弱さを補うため、県や技術支援機関がバック アップし、個々の企業の技術や強みを伸ばすしくみにより、事業化を目指した付加価

値の高い研究開発等に継続して取り組むことが必要。 〇太陽光発電の導入が加速する中で、問題への対応や技術等が確立されていない施工・維持管理は、今後新たなビジネスが生まれる可能性があり、県内企業の人材育成 及び競争力強化に引き続き取り組むことが必要。

連絡先

商工労働部立地戦略課 電話:0857-26-7564

参考URL

鳥取県立地戦略課のwebサイトより 「太陽光発電関連産業の振興」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=153290

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出
- 03 ものづくり事業化応援補助金

施策

1事業の目的

県内中小企業者が新たな製品及び技術の開発による事業化を行うために必要な研究 開発に対して補助金を交付。

2 事業の内容

【事業調査支援型】

新規性及び独自性があるアイデアを事業化するために行う事業可能性調査、基礎的、予備的試験、技術の収集等に係る経費の一部を支援

- ・補助率:3分の2以内
- ・補助金上限値:50万円(グループの場合100万円)
- ・補助事業期間:最長12か月間

【事業化実現支援型】

新規性及び独自性があり、事業化に向けて行う、新技術、新製品の研究開発に係る 経費の一部を支援

※事業化実現支援型は、企業において、事前に市場の検証及び基礎的な調査研究が行われていることが必要です。

- ・補助率:3分の2以内
- ・補助金上限値:300万円(グループの場合500万円)
- ・補助事業期間:最長24か月間

3 事業の現状及び課題

- ・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、財団法人鳥取県産業振興機構と情報共有、連携し、技術面及び経営面から、アイデアの段階から事業化までを見通した支援体制を構築。
- ・平成20年度に制度を創設して以来、毎年度約20件の交付決定を行っており、中小企業の研究開発の推進に一定程度寄与しているものと評価。
- ・一方、多くの企業が研究開発終了後の販路開拓に苦戦している。産業支援機関等と研究成果の情報共有を図り、販路開拓支援につなぐなど、切れ目のない支援を行うことが必要。

連絡先

商工労働部 経済産業振総室 産業振興室 電話0857-26-7242

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出
- 04 製造業新分野展開緊急支援事業

施策

1事業の目的

日本家電業界の大再編に象徴されるように厳しい経済環境が続く中、県内製造業者においても 既存事業での受注継続が困難な企業が多数発生している。

こうした状況の中、このような製造業者が、鳥取県経済成長戦略に定める戦略的推進分野へ新 たに事業展開・転換するための経費に対し補助金を交付し、製造業者の存続・発展を図る。

2 事業の内容

■対象者:以下の全てを満たす製造業者。
1. 事業環境の変動により、従来どおりの受注が困難であること。
2. 鳥取県投資の長期間で定める戦略の主義を発展して進出すること。

3. 従業員が10人以上50人未満であること。

■補助率:3/4

■上限額:15,000千円

■対象経費:新分野進出に係る経費(調査、戦略策定、商品開発、人材育成、販路開拓等)

■雇用要件:人員削減を伴う場合は1割まで。但し、原状回復計画を有すること。

■事業期間:最長24ヶ月

3 事業の現状及び課題

H25年4月現在、制度設計中。

連絡先

商工労働部経済産業総室産業振興室 電話:0857-26-7243

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 01 鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業

施策

1 事業の目的

鳥取県版環境管理システム審査登録制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者、団体等の各種組織における環境配慮活動を推進する。

2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムのTEAS規格への適合性を審査し、 登録する。

TEAS規格の種類等については、次表のとおり。

○鳥取県版環境管理システムの種類

	2 Mark Mark 20 D Trans Control Trans				
	TEAS 1種	TEAS 2種	TEAS 3種		
対象	高度な環境管理を行う 企業等	I 種以外の企業等、高 等学校	家庭·地域、小·中学校·特別支援学校、店舗·小規模事業所		
登録	鳥取県	鳥取県	鳥取県		
審査	鳥取県の認定する審査 機関	鳥取県の認定する審 査機関	鳥取県		
経費	有料	有料	無料		
有効期 間	1期1年(更新可)	1期1年(更新可)	1期3年(更新可)		
その他	ISO14001へ移行を 目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入 可能な環境管理システ ムとして有効	EMSを体験し、環境問題への理解を深めるために有効		

【1種】

- ・平成19年度から、審査登録については鳥取県の認定する審査登録機関が有料で実施。
- ・平成23年度から、要綱の改正に伴い鳥取県の認定する審査機関が審査を実施し、 県が登録。
- ・平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

【2種】

- ・平成22年度までは鳥取県が認定する審査機関に委託し、無料で実施。
- ・平成23年度から、要綱の改正に伴い鳥取県の認定する審査機関が有料で審査を実施し、県が登録。
- ・平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

【3種】

- ・店舗・小規模事業所、家庭・地域、小中学校での取り組みを推進。
- ・家庭については、「わが家のエコ録」及び市町村の環境家計簿に取り組んでいる家庭 をⅢ種としてみなす。
- 学校については県・市町村教育委員会と連携して普及に努める。

【支援制度】

OTEASに取り組む学校については、環境学習等を支援するため、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣

3 事業の現状及び課題

平成24年度末のTEAS登録件数は1,267件 市町村と連携することによって、家庭の登録件数が伸びた。 企業については、登録件数の伸び悩みが見られるため、KESとの協働認証等のメ リットの拡充についてPRの強化が必要

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「TEAS(鳥取県版環境管理システム)審査登録制度」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

02 鳥取県環境管理システムの運用~TEAS(鳥取県版環境管理システム)1 種認証取得~

施策

1事業の目的

県の事務・事業に係る環境負荷の低減、環境法令等の順守、環境施策の推進等を図るため、 鳥取県版環境管理システム(TEAS)1種の規格に沿ったシステムを運用し、継続的な改善を進 める。

2 事業の内容

平成12年から運用をしてきたISO14001認証に替えて平成24年12月にTEAS1種の登録を完 了。引き続き、県庁組織自らが事業者として環境配慮活動を推進し、環境への負荷の低減を図

【取組内容】

- (1)オフィス活動における環境配慮の推進(共通)
- (2)公共事業・イベント等における環境配慮の推進(該当課) (3)環境基本計画の「とっとり環境イニシアティブプラン」に基づく環境施策の推進(該当課)
- (4)環境法令等の順守

3 事業の現状及び課題

従来からの環境配慮に対する取組みは後退させることなく全庁において環境管理システムの運 用を図る。

連絡先

総務部 総務課 総務企画担当 電話0857-26-7883

参考URL

http://www.pref.tottori.lg.jp/204002.htm

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより「TEAS審査登録制度」

http://www.pref.tottori.lg.jp/teas/

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 03 県立高等学校での環境教育の推進

施策

1事業の目的

- (1)県立高等学校の環境教育推進を図る。 (2)各学校が企画した環境教育推進活動を支援する。

2事業の内容

環境教育推進活動への支援 県立高等学校裁量予算学校独自事業における環境教育に係る事業を促進する。

3 事業の現状及び課題

平成24年度に全県立高校がTEAS2種を取得し、各学校ごとに学校裁量予算を活用 した環境教育等を実施している。

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 電話0857-26-7917

参考URL

鳥取県教育委員会事務局高等学校課のwebサイトより 高等学校課 県立高等学校における環境教育の取組

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 04 小・中学校における環境教育の取組

施策

1 事業の目的

学校の教育活動全体を通して環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にする心を育てるとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成する。

2 事業の内容

- (1)各教科等における取組
- 総合的な学習の時間で、「環境」をテーマにした探究活動に積極的に取り組み、地 域に根ざした体験活動を重視した実践を展開する。 (地域の特色や環境を生かすことに配慮する。)

- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など環境教育に関わる学習内容において、児童生徒の発達段階や教科等の特性に配慮しながら課題解決的な学習を展 開する。
- (2)児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮 した活動
- ・鳥取県版環境管理システム(TEASⅢ種)認証を取得し、各学校で計画した「環境に
- 配慮した活動」を実施する。 ・児童会や生徒会の呼びかけで学校全体で特色のある活動に取り組んだり、児童・ 生徒が学級活動として自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりする。
- (3)環境教育全体計画の作成による、環境教育の充実をはたらきかける。
- (4)関係課と連携し、学校と連携した環境活動(エコアクションの推進 <エコを生活習 慣へ~子どもへの意識づけ>)を進める。

3 事業の現状及び課題

【環境教育全体計画の作成状況】(平成24年度末現在)

小学校:91校(67, 2%) 中学校25校(41, 7%) 【TEAS3種の取得状況】(平成24年度末現在)

小学校:20校(14.9%) 中学校:9校(15.0%)

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 指導係 電話0857-26-7915

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 05 幼児・児童向け環境教育の促進

施策

1事業の目的

(1)こどもエコクラブの活動支援 子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動、地球温暖 たちに活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる「地球にやさしい活動」に自由 に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援する。

(2)ちびっこエコスタート事業の推進

幼児期から環境を大切にする気持ちを育み、環境に配慮した行動のできる人を育成するため、幼稚園・保育所に「ちびエコアドバイザー」を派遣する「ちびっ子エコスター ト」事業を推進する。

2 事業の内容

(1)こどもエコクラブ活動支援事業ア 雄助事業

<u>人 無助事未</u>		
補助事業	補助事業の内容	補助対象経費等
活動支援補助金	る市町村の補助事業に助成 ・補助対象経費の限度額:メンバー 及びサポーターの人数に700円を	講師謝金及び旅費、図書購入費、材及び消耗品費、使用料賃借料、入館料、通信運搬費、保険料等(食糧費は対象外)

イ こどもエコクラブの結成支援

県のホームページを通じて活動内容を紹介するなど、こどもエコクラブの広報、PRを 充実させ、登録の推進を図る。

ウ こどもエコクラブ活動交流会の実施

こどもエコクラブの交流会を開催し、事例発表や情報交換を通じて活動の活性化を図 る。

- (2)ちびっこエコスタート推進事業
- ア 取組の手順(年間)
- (ア)現状把握
- (イ)職員・保護者向け環境学習研修会(ちびエコアドバイザー派遣)
- (ウ)エコ活宣言の作成・実践
- (エ) 園児向け環境学習研修会(ちびエコアドバイザー派遣)
- (オ)エコ活動
- (カ)ふりかえり
- (キ)次年度のエコ活宣言の作成

イ 実施体制

鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに委託実施予定。

3 事業の現状及び課題

- (1)こどもエコクラブ活動支援事業
 - ・平成18年度の補助制度創設以来、県内のクラブ登録数は順調に増加してきたが、 近年は横ばい傾向。(平成23年度実績:13市町73クラブ、平成24年度実績:16

市町75クラブ)

- ・こどもエコクラブ活動の広がりは見られるものの、市町村の中には未設置のところもあり、未だ活動に対する市町村間の温度差があるのが現状。 ・今後とも市町村に、こどもエコクラブの活動に対する普及啓発、連携体制の強化の
- 働きかけが必要。



こどもエコクラブの活動 (リサイクルプランターにパンジー植栽)



こどもエコクラブ交流会 (活動発表)

- (2)ちびっこエコスタート推進事業
 ・平成23年度は、東部地域で2園、平成24年度は、中部地域1園、西部地域1園が取り組んでおり、今後実施園の拡大を図ることが必要。
 ・幼児向けに出前研修を実施できる「ちびエコアドバイザー」の人材育成も必要。



職員・保護者向け環境学習研修会



園児向け環境学習研修会

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「こどもエコクラブ」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82801

「ちびっ子エコスタート」

http://www.pref.tottori.lg.jp/177137.htm

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 06 環境保全の啓発活動の推進

施策

1 事業の目的

環境保全意識の向上を図るため

2 事業の内容

根雨・黒坂両小学校の環境教育は、依頼により平成25年度も引続き実施し、併せて 環境教育の指導者育成を図っていく。

なお、ホームページによる情報発信を行い、環境学習に係る器材の使用促進、職員 による出前講座活用を呼びかける。

また、昨年度実施した小学生等を対象とする夏休み自然体験学習を実施することを 検討し、この体験を通して森林に対する愛情を培うとともに森林資源の確保、国土保 全、環境保全に関心を持ってもらう。

- (1)環境学習の推進
 - 1. 放課後子ども教室(根雨小学校、黒坂小学校)
 - 2. 夏休み子供教室(日野町公民館)
 - 3. 夏休み自然体験学習
 - その他、保育園、小・中・高等学校、公民館等からの依頼により実施
- (2)住民に対する情報発信と啓発活動の充実
- 1. ホームページ(しぜんの宝箱)などで普及啓発 2. 依頼に基づき自然保護監視員による自然環境の説明を実施 (3)こどもエコクラブ登録の推進
- (4) 自然保護ボランティアと連携した自然保護活動の実施

3 事業の現状及び課題

- (1) 地球温暖化、廃棄物問題、身近な自然・緑地の減少など環境問題を解決するた めには、自ら考え実践する人が増えることが必要である。
- (2) 日野郡には豊かな自然が残っているが、さらなる環境保全意識の向上のため、広 範囲な取り組みが求められる。特に次世代を担う子供達に普及啓発することが重要で ある。
- (3) 平成22年度から根雨・黒坂両小学校で放課後子ども教室の一環として、1ヵ月に 1回~2回、福祉保健局の職員を講師として環境教育を実施しており、今後実施箇所 の拡大と指導者育成を図ることが重要となる。

連絡先

日野振興センター 日野振興局 電話0859-72-0321(代表)

参考URL

鳥取県日野総合事務所のwebサイトより

「環境教育・環境学習」

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 07 鳥取方式の芝生化促進事業

施策

1事業の目的

- ○校庭等の芝生化には、屋外活動の推進、子どもの情緒安定、周辺の気温低下による節電など、様々な効果が見込まれている。
- 〇しかしながら従来、芝生は高価で管理が難しく、気軽に立ち入りができて親しめると いうイメージでとらえられてこなかった。
- 〇現在、鳥取方式の芝生化として、場所に応じて最適の芝生(洋芝、和芝)を選択、併せて、住民(関係者)も参加しながら最も効果的・効率的な維持管理を実施する取り組みが進み、全国から注目を集めている。
- 〇このため、鳥取方式を考案したNPO法人グリーンスポーツ鳥取(GST)と連携し、鳥取方式の芝生化に県として総合的に取り組み、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化先進県を目指す。

2 事業の内容

子どもが自由に運動したり、遊んだりする保育園・幼稚園の園庭、小学校・中学校・ 高等学校・特別支援学校の校庭、広場(公園、空き地も含む)の芝生化を様々な主体 と連携しながら加速度的に進める。

- (1)県民への情報発信、普及啓発
- 鳥取方式の芝生化を促進するイベントの開催
- ・市町村や学校、施設関係者、県民の理解の促進(芝生化パンフレットや補助制度を紹介したチラシ、DVDの活用など)
- (2)県施設での芝生化の促進
- ・GST(NPO法人グリーンスポーツ鳥取)と連携して、目的に合致する県施設での芝生化に積極的に取り組み、適切な初期コストで、後の維持管理のしやすい芝生化の導入手法を選択していく。
- (3)芝生化の支援
- ・保育所・幼稚園及び小学校を対象に、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化に取り組むものへの支援を行う。
- (4)プロジェクトチームでの芝生化の促進
- ・庁内関係課に加え、GSTが技術アドバイザーとして参画したプロジェクトチーム(H21~)において、鳥取方式の芝生化の推進に部局横断的に取り組む。

3 事業の現状及び課題

- ・幼稚園、保育園庭芝生化については、平成22年度から24年度にかけて約60園を芝生化して大きく進んだが、今後は未実施の園に対して芝生化のメリットをどのように PRし、事業に取り組む園をどう掘り起こすかが課題。
- ・小学校校庭の芝生化については面積が広く、様々な利用者があるため、経費負担や 関係者の調整などの問題から事業化が困難となっている。県補助事業により芝生化し た学校の取組事例や各種助成制度を情報提供しながら、実施主体の個別事情を考慮 した支援を進める必要がある。



連絡先

未来づくり推進局 鳥取力創造課 担当:岩谷 電話:0857-26-7248

参考URL 鳥取県鳥取力創造課のwebサイトより 「鳥取方式®の芝生化の促進」

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 08 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

施策

1事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、センターを中心とした活動により、地球温暖化対策を草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた地球温暖化防止活動を促進する。

2 事業の内容

センターへ次の事業を委託

(1)地球温暖化防止推進事業

ア 家庭・地域で地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動

イ 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員の育成

ウ 家庭におけるエネルギー使用実態の把握と各家庭の実情に合わせた実効性の高い省エネ提案を行う「うちエコ診断」の普及のための協力事業者によるうちエコ診断の 推進

エ 体験型の研修会の実施によるエコドライブの普及啓発

(2)とつとり環境教育・学習アドバイザー制度運用事業

環境について専門的知識を有する人材(とっとり環境教育・学習アドバイザー)の発掘・育成及び講習会派遣のための連絡調整

3 事業の現状及び課題

- ・平成22年6月に鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定制度を開始。
- 第1期(H22~H24)、第2期(H25~H27)は、NPO法人ECOフューチャーとっとりをセンターに指定。
- ・センターは推進員委嘱の要件である推進員養成研修を開催しており、受講者のうち 114名の推進員が委嘱されている。(平成25年3月末現在)
- ・各推進員は、センターの助言や情報などをもとに活動している。今後も行政施策情報や地球温暖化防止活動に関する最新の情報を入手することができるようにセンターが中心となって情報の発信、共有化を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「地球温暖化対策(アイドリングストップほか)」

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 09 とっとり環境教育・学習アドバイザー制度

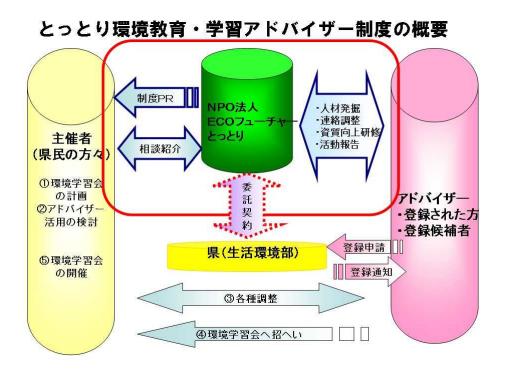
施策

1事業の目的

鳥取県では、環境問題に関して知識や経験を有する者を地域や学校で実施される環境学習会等に登録及び紹介する「とっとり環境教育・学習アドバイザー」制度を設け、環境教育を推進、支援しています。

2 事業の内容

現在、自然環境の保全、ゴミとリサイクル、地球温暖化防止、新エネルギー等に関する知識や経験を有する79名(平成24年11月30日現在)をアドバイザーとして登録し、体験型及び実践型の学習をサポートしています。



3 事業の現状及び課題

県公式ホームページ等で制度を周知し、学校・地域での環境学習会等の講師として活用を促す。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境実践担当 電話:0857-26-7875

参考URL

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

10 グリーンウェイブ環境教育推進事業

施策

1 事業の目的

地球環境問題が深刻化する中、将来も自然の恩恵を受けることのできる社会、すな わち持続可能な社会にしていくために、県民一人ひとりが環境対策や再生可能エネルギーについて考えるための「グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム」を作成し、学校、地域での環境学習出前教室で活用する。

ー では、たるこの様気子自由的教皇でおかる。 ~「グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム」とは~ 「とっとりグリーンウェイブ」の重点施策である鳥取県の自然環境の豊かさを活用した 再生可能エネルギーの創造に着目し、県内の再生可能エネルギーの導入状況や活用 について知り、併せて再生可能エネルギーの原理・仕組みを体験により学習するため のプログラムである。

2 事業の内容

- (1) 事業内容
- ・グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム(以下「プログラム」という。)の企画
- ・プログラム案の作成、試行
- ・プログラム(文書版、動画版)の作成、周知・プログラム活用講習会の実施(対象:とっとり環境教育・学習アドバイザー)・幼児向け環境学習出前教室の連絡調整

(2)スケジュール

期	実施内容			
t25年度 4月~10月 専門家の助言を受けながら、プログラ 作成				
11月	プログラム案の試行			
12月	プログラム(文書版)の完成			
1月	プログラム(動画版)の完成			
2月~3月	HP作成、広報、プログラム活用講習会の実施			
	幼児向け環境学習出前教室の連絡調整			
4月~	学校、地域での環境学習出前教室での活用			
	4月~10月 11月 12月 1月 2月~3月 随時			

3 事業の現状及び課題

- 環境学習出前教室で活用できるプログラムは現在ない状況。
- 学校、地域での環境学習出前教室では、とっとり環境教育・学習アドバイザーの資質 に頼る部分が多い。
 - ⇒アドバイザーが活用できるプログラムが必要。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 11 衛生環境研究所環境学習・活動支援事業

施策

1 事業の目的

持続可能な社会の構築に向けて、環境教育・学習の必要性は益々高まっており、環境学習の拠点として、引き続き環境に関する情報や体験の機会を積極的に提供する。

環境教育・学習の機会や場の提供により、県民への環境に関する知識の普及、環境 保全意識の高揚を図る。

2 事業の内容

- (1)小·中学校等の総合学習等の支援 教育現場のニーズに応じ、施設見学や出前により環境学習を支援する。
- (2)施設公開イベントの開催 県民向けに研究所のPRと調査研究実績等の紹介を行う。
- (3)環境学習用資機材の整備・貸出し 環境測定キット、環境図書等の整備・貸出しを行う。

3 事業の現状及び課題

研究所の施設や技術的ノウハウを活用しながら、小・中学校等の環境学習や環境活動団体の活動支援を行っている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

。 鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより 「環境学習」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144173

「施設見学・環境学習申込」

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 12 衛生環境研究所発信事業

施策

1 事業の目的

衛生環境研究所の調査研究の充実を図り、成果を社会に還元していくとともに、広く研究成果を公表する。

(1)調査研究の充実

研究成果を行政施策や対策技術等へ反映し、社会に還元する。

- (2)環境情報・感染症情報の発信
 - ア 環境情報に関する県民のニーズに応え、環境問題に対する関心を高める。
 - イ 感染症の流行・予防等について県民の関心・注意を促す。

2 事業の内容

- (1)調査研究の充実
- ア 外部評価の実施

当研究所の行う調査研究について、外部の学識経験者による評価を行い、結果を課題の選定、見直し等に反映する。

イ 分野別研究会の活性化

大学等研究者との分野別研究会において、最先端の研究者等との情報交流を深め、研究活動の活性化を図る。

ウ 研究成果の積極的な公開

広く一般県民を対象として、当研究所の研究成果や環境モニタリング結果等について公開し、意見や要望を聴取する。

(2)環境情報・感染症情報の発信

ホームページによる環境情報、感染症情報の提供により情報発信する。

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより 「鳥取県衛生環境研究所」

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 13 とっとり県民カレッジ事業

施策

1事業の目的

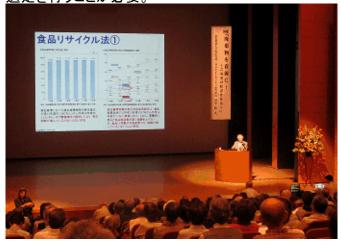
県民を生涯学習へいざなうため、そのきっかけづくりとして、総合的・体系的な学習機会や場の確保を行う。

2 事業の内容

主催講座「未来をひらく鳥取学」において、「自然・環境」の科目を設定。

3 事業の現状及び課題

講師により、参加者数の増減があるため、主催講座全体のバランスを考えながら講師選定を行うことが必要。



とっとり県民カレッジ開催の様子

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課 生涯学習担当 電話0857-26-7944

参考URL

鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課のwebサイトより 「とっとり県民カレッジ」

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

14 米国バーモント州への青少年派遣

施策

1事業の目的

教育、環境、文化といった分野を基に現地の青少年等と交流を行うことで、未来を背負う青少年の国際感覚を養い、視野を広げるとともに、豊かな人間性の形成を目指す。同時にバーモント州との更なる交流の促進を図る。

2 事業の内容

バーモント州内の民間環境交流団体GATPと連携の上、県内の高校生等を2週間程度派遣し、ホームステイをしながら、現地の高校生と共にフィールドスタディを中心に環境学習や学校交流を展開する。

境学習や学校交流を展開する。 おお、平成21~22年度はモデル事業として県が実施したが、平成23年度から(公財)鳥取県 国際交流財団への県補助事業に移管。

派遣時期等(予定):平成25年10月 派遣人数 生徒15名程度

3 事業の現状及び課題

その他

4 生徒の募集方法 県HPや教育委員会を通じて募集(予定)

連絡先

文化観光局 交流推進課 交流支援担当 電話0857-26-7595

参考URL

文化観光局「国際交流」のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6140

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 15 鳥取県環境学術研究等振興事業

施策

1 事業の目的

県内の高等教育機における環境その他の地域の課題に関する調査研究を支援することによ り、環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形 成に資することを目的とする。

2 事業の内容

鳥取県環境学術等研究基金の運用益による、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境等に関する学術研究への支援。

- (1)財源 鳥取県環境学術等研究基金の運用益(平成11年3月設置 約40億円)
- (2)開始年度 平成13年度 (3)対象機関 鳥取環境大学、鳥取短期大学、鳥取大学、米子工業高等専門学校及 び岡山大学地球物質科学研究センター
- (4)助成額(予算額) 51,000千円
- (5)成果の公表 当課ホームページや「とっとり産業フェスティバル」でH24年度に実施した研究成 果の発表を行う予定。

3 事業の現状及び課題

H24年度より一部事業を統合、拡充して実施している。24年度助成枠については、継続 研究分を考慮し3:1としているが、最終的(26年度ごろ)からは2:1(環境部門:地域学部門)を目安 に助成枠を設定したい。

連絡先

企画部·教育·学術振興課·高等教育·学術振興担当·0857-26-7814

参考URL

鳥取県青少年・文教課のwebサイトより 「鳥取県環境学術研究振興事業」

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 16 船上山少年自然の家・大山青年の家

施策

1事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。

2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

3 事業の現状及び課題

利用者数の7~8割が児童・生徒であり、少子化により児童・生徒数が年々減少する中、今後、全体利用者数を増やすため、年齢層を拡げたプログラムを検討する必要がある。

その他

平成25年度開催事業一覧



〇船上山少年自然の家

<u> </u>						
事業名	期日	対象	募集	概要		
船上山さくら祭り	4月28日(日)	一般	1000 名程度	船上山の万本桜に囲まれて家族や友達と 楽しい1日を過ごしましょう!		
ロッククライミン グ&ツリーイン グ教室	5月25(土) ~26日(日)	小学5年生〜 中学生、及び 一般	15名	船上山の屏風岩にチャレンジ! 自分の力で 30mの岩壁を乗り越えよう。 木登り体験も できるよ!		
ちっちゃい探検 隊(1)	6月22(土) ~23日(日)	小学1年生~ 3年生	48名	野山をかけめぐりワクワクするちっちゃい冒 険にチャレンジ <i>!</i>		
船上山の夏を楽 しむ	7月20(土) ~21日(日)	小学4年生 ~中学生	40名	船上山の夏をダイナミックな活動で満喫。ダ ム湖の活動などを通じて異年齢の参加者 間の交流も深まります。		
English camp in	7月30(火)	小学4年生~	40名	船上山が外国に?話す言葉は英語のみ!		

Senjyo mountain	~31日(水)	中学生 		ALTの先生との活動を楽しみながら、英語 の力が身につく新企画!
キッズアドベンチャー	8月6(火) ~11日(日)	小学5年生~ 中学生	36名	離れた土地から船上山を目指し、リヤカーにたくさんの思いを乗せて大切な仲間と様々な土地でテント泊!一生も思い出にしよう!
ファミリーキャンプ	8月31(土) ~9月1(日)	小・中学生 とその家族	20家族	ダム湖活動・谷川探検などの親子選択活動・野外炊飯などの活動を親子で体験。親子で船上山を満喫!
リトルファーマー in 船上山	10月3日(木) ~4日(金)	各校の不登 校傾向、教育 支援をはい・中 に通う小・中 学生と職員 保護者一般	40名	大自然の中で心をリフレッシュ!船上山や 近隣の農家で自然や人とのふれあいを通じ て、明日への活力へとつなげよう!
船上山の秋を楽しむ	10月26(土) ~27日(日)	小学4年生 ~中学生及 び保護者一 般	40名	船上山の夏をダイナミックな活動で満喫。野外炊飯などの活動などを通じて新しい友だちをつくる、またとないチャンス!
ちっちゃい探検 隊(2)	11月16日(土) ~17日(日)	小学1年生~ 3年生	48名	家族と離れてドキドキしながら秋の野山を かけめぐり、ワクワクするお泊りでちっちゃ い冒険にチャレンジ !
船上山アウトインドアスタディ	12月26(木) ~28日(土)	小学3年生~ 中学生	50名	遊びも勉強も先生の卵(大学生)に何でも聞いてどんどん力をつけよう!冬休みの宿題対策はこれで決まり!!
船上山ウイン ターフェスティバ ル(1)	1月18(土) ~19日(日)	一般	60名	銀世界の中で雪遊び。ソリ遊びや歩くス キー・スノーシューハイキングなど、好きな 活動を自由に選んで冬の船上山を満喫!
船上山ウイン ターフェスティバ ル	2月15日土) ~16日(日)	一般	60名	銀世界の中で雪遊び。ソリ遊びや歩くス キー・スノーシューハイキングなど、好きな 活動を自由に選んで冬の船上山を満喫!
ちっちゃい探検 隊(3)	3月8日(土) ~9日(日)	小学1年生~ 3年生	48名	家族と離れてドキドキしながら、早春の野山 をかけめぐり、ワクワクするお泊りでちっ ちゃい冒険にチャレンジ!

〇大山青年の家

事業名	期日	対象	募集	内容·目的
春の親子フェス ティバル	4月28日(日) 日帰り	どなたでも	定員なし	様々な体験コーナーや親子で楽しめるゲー ムがたくさんあります。休日のひとときを青 年の家で楽しみましょう!
制子エンジョイ カヌー	1:5月18日(土) 2:5月19日(日) 両日とも日帰り	小学生以上 の親子	両日 各60名	伝説の赤松の池で、親子でカヌーの基礎や 楽しみ方を学びましょう!
大山ファミリー 登山	5月25日(土) 日帰り	小学3年生以 上の家族	50名	家族で励まし合って大山山頂を目指します。新緑の大山で様々な発見があります よ。
はじめての冒険(中学年)	6月15日(土) ~16日(日) 1泊2日	小学3年生~ 4年生	36名	小学校中学年を対象にしたキャンプ。
親子ふれあい キャンプ	6月29日(土) ~30日(日) 1泊2日	小学生以上 の 親子	100名	テント設営、野外炊事、キャンプファイヤー、 カヌー等、親子でいきいき体験活動!
生涯学習実践道 場(自然体験指 導者養成等)	7月5日(金) 日帰り	青年、一般	100名	生涯学習実践者の発表を聞き、今後の生涯教育の実践に役立てましょう。
大山わくわく探検隊	7月29日(月) ~8月2日(金) 4泊5日	小学5年生~ 中学生	36名	大山山頂小屋宿泊、阿弥陀川沢登りなど大山をステージとした長期キャンプ。
はじめての冒険 (低学年)(1)	9月28日(土) ~29日(日) 1泊2日	小学1年生~ 2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けの キャンプ。
秋祭り	10月20日(土)	どなたでも	定員なし	青年の家を県民の方に開放します。

	日帰り 			様々なゲームや体験コーナーを楽しんでく ださい。
はじめての冒険 (低学年)(2)	10月26日(土) ~27日(日) 1泊2日	小学1年生~ 2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けの キャンプ。
親子エンジョイ スキー	1:1月18日(土) 2:1月19日(日) 両日とも日帰り	小学1〜4年 生の親子	各100 名	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学び、親子で楽しみます。初心者大歓迎です。
歩くスキーのつ どい	2月1日(土) ~2日(日) 1泊2日	中学生以上	50名	クロスカントリースキーの基礎を学び、冬の 大山をツーリングして楽しみます。アニマル トレッキングも楽しいよ!

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課 電話0857-26-7519 県立船上山少年自然の家 電話0858-55-7111 県立大山青年の家 電話0859-53-8030

参考URL

鳥取県立船上山少年自然の家のwebサイトより 「鳥取県立船上山少年自然の家」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749

大山青年の家のwebサイトより 「大山青年の家」

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 17 氷ノ山自然ふれあい館響きの森

施策

1 事業の目的

氷ノ山自然ふれあい館において、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力 を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にする心をはぐくんでいく。

2 事業の内容

県内の児童等を対象として、自然観察会、創作体験、スキー等野外活動などを通じ て、氷ノ山の魅力を発信する。

各種の参加型催事を開催し、幅広い世代を対象として響きの森への集客につなげ

≪"響の森"の役割≫

- ■国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にする心をはぐくむ」ことを目的として、<u>地域経済への波及効</u> 果、地域活性化を図るという原点に戻る。
- ■「観光客誘致による地域経済への貢献」、「交流人口の増加による地域活性化」 「自然環境教育プログラムの充実」という視点から、幅広い世代を対象とした各 種参加型催事の開催と自然体験プログラムの提供を通じ氷ノ山の魅力を発信す
 - ■「自然環境教育」「ツーリズム」「氷ノ山地域の情報発信(ビジターセンター)」の拠点施 設

≪目指すべき方向性≫

- ■周辺に賑わいを創出する氷ノ山の観光拠点となる集客施設 ■"氷太くん""民宿"との相互連携による自然環境教育の推進施設 ■ツーリズムの一部機能の受入施設

- ■ボランティアリーダーの養成施設(宿泊研修型) ■氷ノ山地域の情報発信施設(ビジターセンター機能)

≪施設リニューアル≫

- ■"響の森"の役割と目指すべき方向性を実現するため、施設改修を行う。
- ■1階に限定した改修 「自然情報展示」「標本製作体験ラボ」「多目的スペース」「創作体験スペース」 を計画。
- ■予定 H25:設計(建築/展示)⇒H26:工事(建築/展示)⇒H27.4リニューアルオープン

3 事業の現状及び課題

〇平成25年度イベント内容【詳しくはホームページ等で確認】 響きの森ホームページ http://www.hibikinomori.gr.jp/ 〈イベント情報〉 http://www.hibikinomori.gr.ip/eventmonth.html

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200 氷ノ山自然ふれあい館 響の森 電話0858-82-1620

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312

氷ノ山自然ふれあい館のwebサイトより http://www.hibikinomori.gr.jp/

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進
- 18 鳥取次世代エネルギーパーク設置事業

施策

1 事業の目的

本県では、豊かな自然や変化に富む地形を活かして、太陽光、風力、水力、バイオマスといった多様な再生可能エネルギーを生み出す施設が県内に数多くあることから、県全体をひとつの次世代エネルギーパークと見立て、経済産業省の認定を受けるとともに、エネルギーパークの各施設を見学するモニターツアーを県内外の環境に関心の高い子ども達や保護者にアピールすることで、環境学習や社会科見学コースとしての定着を図る。

2事業の内容

今年度中に経済産業省の「次世代エネルギーパーク」の認定を受ける。 更に、これを契機に、本県が再生可能エネルギーの導入先進地であることを県内外にアピールするとともに、本県の緑豊かな自然をPRし、とっとりグリーンウェイブ推進の機運を高めるため、県内外の子ども達や環境事業関係者を対象としたモニターツアーを実施する。

3 事業の現状及び課題

各施設の設置者と連携して、施設見学の受け入れ体制を整備することが必要。 平成25年度に開催されるエコツーリズム国際大会や全国都市緑化とっとりフェアとも連携し、 とっとりグリーンウェイブ推進の機運を高める。

連絡先

環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 (0857)26-7895

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進
- 01 県民エコライフ推進事業

施策

1事業の目的

東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しに伴い、エネルギー・資源使用の一層の合理化などによる温室効果ガス削減の取組が必要とされている中、温室効果ガスの排出量は、企業・運輸部門と比べ、家庭部門が高い率で増加しており、低炭素社会に向けたライフスタイルの変革が求められている。

このことから、家庭部門の温室効果ガスの発生抑制が急務となっており、県民一人ひとりが環境問題を自ら考え、自ら実践するとっとりスタイルのエコライフを実現するため、コンパクトな地域性を活かし、県民の生活に根づいたきめ細やかな施策の推進、家庭・企業・学校と連携し、県民運動的なエコライフの実現を目指す。 ~エコを生活習慣へ~

【家庭部門のCO₂削減目標】 2014年度に2010年度比11.4%削減

2事業の内容

- 1 県民みんなで取り組むエコアクション事業
- (1)身近なエコアクションの推進 〈日々の生活での意識づけ〉 とっとりCO2ダイエット作戦の定着 詳細は、「とっとりCO2ダイエット作戦事業」参照のこと。
- (2)ノーレジ袋の推進 〈シンボル的な取組〉 詳細は、「ノーレジ袋推進事業」参照のこと。
- (3) 小学校と連携したエコアクションの推進 <エコを生活習慣へ~子どもへの意識づけ>

日常生活でエコアクションの実践ができる小学生を育成するため、教育委員会と連携して、次の事業を実施。

○エコアイデアコンテストによる展開

- ・リサイクルエ作コンテストは、県内小学生の夏休みの楽しみとして定着。
- ・この学校とのパイプを活用し、他の環境テーマ(マイバック、節電等)の学校への浸透を図る。
- ・コンテストは、マイバックイラスト部門を創設。
- ・募集要項にマイバック、節電等の取組を掲載し、小学生とその家庭にPR。

〇モデル校への出前教室による展開

- ・家庭で取り組んでほしいエコアクションを示した「エコ活ノート」を作成し、夏休み前に モデル校に、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣し出前教室を実施。
- ・モデル校候補:三朝東小、崎津小等3校程度(公募)
- ・出前教室は、「鳥取次世代エネルギーパーク設置事業」と連携し、エネルギーパークの視察研修等も組み込む。

2 見える化によるエコアクション加速化事業

(1)うちエコ診断の推進

家庭におけるエネルギー使用実態の把握と各家庭の実情に合わせた実効性の高い省エネ提案を行う「うちエコ診断」の普及により、家庭での節電の取組を促進する

○うちエコ診断員の養成による機会の拡大

電器店、工務店などの省エネ設備販売事業者等をうちエコ診断員に養成し、希望者が広く診断を受けることができる体制を作る。エネルギーの見える化を進め、省エネ活

動やエコ換えのきっかけを提供する。

<u> </u>	H23	H24.11月	H26(目標)
診断員	14名	41名	140名
診断件数	124件	175件	700件

○プチエコ診断の作成

手軽に省エネ効果が確認できるよう、セルフチェック用の「プチエコ診断」としてチラシを作成し、各種イベントで配布及びホームページに掲載する。

→うちエコ診断の簡易版

エコ替え(エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明等)や節電アクション等による省エネ効果を チェック形式で判断。詳細な診断についてはうちエコ診断を紹介する。

(2)おうちで節電がんばろうキャンペーンの実施

電力需要の増える夏季から冬季の家庭での節電を促すため、電気使用量が前年比5%以上削減できた家庭に毎月抽選で県産品等をプレゼントするキャンペーンを実施する。

•期間:平成25年6月~翌年2月

<H24実績>

7月~9月に前年比10%削減ができた家庭を対象にイベント会場で抽選会を実施

参加人数: 74名 期間: 7月~9月 削減量: 16, 225kWh 削減率: 21%

(3)エコドライブの推進

急発進・急加速を控えることで12%のCO₂削減、アイドリングストップで44%のCO₂削減が可能。

く参考>

10分間のアイドリングで、130cc程度の燃料を消費する。

〇エコドライブシミュレーターの導入

エコドライブシミュレーダーを購入し、その管理を地球温暖化防止活動推進センター に委託。交通安全、環境等のイベントで活用する。

<県内イベントでの実施及び市町村への貸出し>

30箇所450人想定(1箇所15人、所要時間:20分/人)

〇エコドライブキャンペーンの実施

環境家計簿わが家のエコ録を改修。エコドライブの項目を追加し、エコドライブ実施項目をチェック、実績を入力した県民を対象に県産品等をプレゼント。

(4) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) の導入促進

〇地産池消型HEMSの導入

商工労働部と連携し、県内事業者による県内産HEMSの開発を支援。

将来的には、県内産HEMSの導入支援を検討。

(参考)

緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県内事業者によるHEMS機器の開発を 予定

上限額: (人件費)月額30万円×12ヶ月以内 (事務費)人件費と同額以内

3 事業の現状及び課題

・H24. 9月スタートのとっとりCO2ダイエット作戦は、H24. 12月時点で725店舗が協賛。

⇒とっとりCO2ダイエット作戦については、未加入が多い業種を中心に1,000店舗を目指し、開拓を強化する。

・H24. 10月スタートの東部地域でのレジ袋無料配布中止により、東部地域の辞退率は85. 4%に上昇(対前月比+40. 1%)。

は85.4%に上昇(対前月比+40.1%)。 ⇒ノーレジ袋については、東部地域でレジ袋無料配布中止が始まり、一定の成果を 得た。中西部地域のレジ袋辞退率(30%台)の上昇に向け、引き続き取組を行ってい

- ・うちエコ診断の診断員養成により、H24. 11月時点で診断員が41名に増加(H23から+27名)。診断件数175件(H23から+51件)。 ⇒うちエコ診断の受診機会拡大をより一層図っていく。
- ・おうちで節電がんばろうキャンペーンは、3ヵ月間の取組で74名が参加。対前年比1

6, 225kWh削減。 ⇒おうちで節電がんばろうキャンペーンの実施期間を拡大することで、より多くの県 民により多くの期間、節電の意識啓発・実践を促す。

連絡先

生活環境部環境立県推進課環境実践担当 電話:0857-26-7875

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進
- 02 地球温暖化対策の推進

施策

1 事業の目的

本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県地球 温暖化対策条例」の趣旨、規定に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を促進するた めの措置を講ずる。

2 事業の内容

- (1)条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」の運用
- (2)特定事業者(温室効果ガスを多量に排出する事業者)から提出される「取組計画」 の受付、内容確認及び公表

3 事業の現状及び課題

- 〇地球温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策 条例を制定。
- 〇平成24年3月に、条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」
- (平成23年度~平成26年度)を策定。 ○2014年度(平成26年度)の県内の二酸化炭素排出量を、基準年(1990年)に比べて 15.1%削減するという目標を設定。2010年度(平成22年度)は基準年(1990年)に比べ て7%削減した。
- ○家庭や業務部門での二酸化炭素排出量は基準年に比べて大きく増加しており、引 き続き家庭や事業所における省エネルギー等の対策の推進が必要。
- 〇鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者(原油換算エネルギー使用量 1,500kl以上の事業者)は平成24年度末で75事業者。
- 〇特定事業者は、温室効果ガス削減のため3カ年の「取組計画」を作成し、県へ提出。 計画を基に年度ごとに「達成状況報告」を報告する必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874, 7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「鳥取県地球温暖化対策条例」

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

03 環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

施策

1 事業の目的

県が、自らが一つの事業者・消費者としての立場から環境に配慮した事務及び事業を率先して実践し、環境への負荷の低減を図るとともに、市町村、事業者、県民の行う自主的な取組を促進する。

2 事業の内容

平成23年8月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第4期)」を策定した。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として位置付けており、この計画に基づき、県のすべての機関が、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化、グリーン購入等の環境に配慮した事務に取り組んでいる。また、グリーン購入については、「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、判断基準に適合する物品等の優先購入を推進。

3 事業の現状及び課題

平成23年8月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第4期)」を策定し、平成27年度までの5ヵ年計画として運用を実施している。

本計画の策定にあたっては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の改正により県組織が省エネ法の対象になったことから、対象組織等の整合性、取組の拡充、形骸化した事務の軽減化等の見直しを行った。

連絡先

総務部 総務課 総務企画担当 電話0857-26-7883

参考URL

「環境にやさしい県庁率先行動計画」 http://www.pref.tottori.lg.jp/211600.htm 「グリーン購入に関する情報」

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

04 ライトダウン推進の取組

施策

1事業の目的

環境省が、2003年より地球温暖化防止のため、ライトアップ施設等の 消灯をよびかける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施。 夏至の日と七夕の日を「ライトダウンの日」とし、日常生活の中で、 いかに照明の電気を使用しているのかを実感し、地球温暖化問題を考えていた だくことを目的としたもの。 本県もこの取組に参加することとなった。

2 事業の内容

<夏至>

、 ○みどりの節電キャラバン隊を結成。ライトダウンイベントを県庁で開催

- ・廃油キャンドル「ギネス世界記録」にチャレンジ キャンドル点火 デモンストレーション
- ・グリーンウェイブの一環として、「自然ブラインド・グリーンカーテン」 推奨イベント、
- ・職員一斉退庁を実施(6月21日)19:00~



3 事業の現状及び課題

昨年は、職員の一斉退庁とライトダウン要請のみであったが、 本年は、グリーンウェイブ年であり、地球温暖化問題を自然体で取組めるよう 啓発イベントを開催する必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当:電話0857-26-7874

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

05 企業立地事業補助金

施策

1 事業の目的

企業立地事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資する。

2 事業の内容

<補助制度の概要>

県内の工業団地等に新増設を行う場合が対象

区分	投資額	新規常用雇用者数	補助率	限度額	摘要	
製造業	1億円超 (県内中小企業3千 万円超)	10人以上 (県内中小企業3人 以上)	10%	5億円		
		30人以上	15% (20億 円超部 分)	30億円		
自然科学研究所• 技術者研修所	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人 以上)	30%	10億円	土 +4b /上	
ソフトウェア業・機 械設計業・デザイ ン業・研究開発型 企業・コンテンツ制 作業	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人 以上)	10%	10億円	土地代、 リース・ 賃借料 も対象。	
情報処理・提供 サービス業	3千万円超	20人以上(含パー ト)	10%	2億円		
知事特認加算 (環境関連事業の 加算のみ記載)	二酸化炭素の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業を行う場合		5%	10億 円		

[※] 製造業において、二酸化炭素の排出削減効果のある設備に対しては、補助率を当該設備に係る投 下固定資産額の1/3とする。(限度額 2億円)

3 事業の現状及び課題

従来から、県外企業の鳥取県への進出、県内企業の新増設を積極的に支援し、県内での投資促進、雇用拡大を図っているところである。

厳しい経済環境が続く中、企業のニーズにあわせて要件緩和を行ったり、県の経済再生成長 戦略に沿って制度の拡充等を行ってきている。

中小企業においては、設備投資が雇用増に結びつかない場合もあり、いかに両方を実現するかが課題となっている。

平成24年度の県外企業誘致及び県内企業新増設実績(平成25年1月末現在)

県外企業誘致数 16件 (雇用計画数 1,372人) 県内企業新増設数 31件 (雇用計画数 251人)

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7220

参考URL 鳥取県立地戦略課のwebサイトより ${\tt http://www.pref.tottori.lg.jp/hozyokin/}$

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

06 とっとりCO2ダイエット作戦事業

施策

1事業の目的

県民が自ら積極的に環境配慮行動を進めるための経済的インセンティブとして、協 賛店舗からサービス提供を受けることにより、地球温暖化防止と環型社会づくりに向け た県民一人ひとりの機運の醸成を目指します。

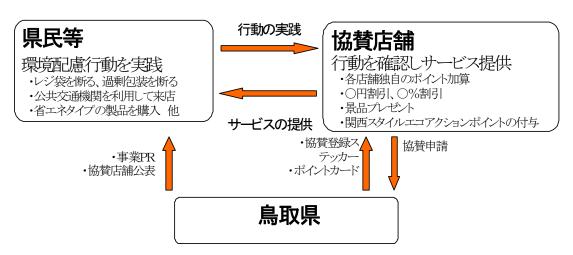
2事業の内容

積極的な店舗開拓と協賛店舗へのフォローアップを図るとともに、県民参加の普及啓 発の展開。

3 事業の現状及び課題

〇とっとりCO2ダイエット作戦事業の継続的熟成を目指す。 〇県民の環境配慮行動の意識定着と協賛店舗の気運をを高めるため、ポイントラリーを展開 する。





連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

07 みんなで取り組む「わが家のエコ録」推進事業

施策

1 事業の目的

普段の生活でよく使われる携帯電話やパソコンを利用して環境家計簿をつけることができる「わが家のエコ録」システムを展開することにより、二酸化炭素排出量がグラフで確認できたり、エコアイデアを掲載・閲覧できたりすることで、家庭での環境配慮活動を支援する。

2 事業の内容

サイトの管理を行うとともに、利用者の拡大を図る。【管理内容】

(1)お知らせ情報

エコイベント情報等を掲載する。

(2)エコアイデア情報

-利用者から投稿のあったエコアイデアの内容を管理者画面で確認し、公開する。

(3)特典情報

協賛企業が提供するサービスの情報等を掲載する。

(4)メール送信

1 利用者に電気使用量等の実績入力時期が近づいていることを知らせるメールを送る。その他、必要に応じメールを送る。

3 事業の現状及び課題

登録者数が伸び悩んでおり、協賛企業を募ったり、とっとりCO2ダイエット作戦との連携によるメリットの拡充が必要。

なお、平成25年度は新たにエコドライブの項目を追加し、キャンペーンを展開することで登録者数を伸ばし、わが家のエコ録本体への利用の波及効果をねらう。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「鳥取県環境家計簿『わが家のエコ録』」 http://www.ecoroku.jp/

- 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進
- 08 戦略的な「環境経営」推進事業

施策

1 事業の目的

低炭素社会に向け、県内中小企業等が省エネと生産性向上を両立させる「環境経営」に効果的に取り組むために必要な省エネ診断を支援し、また、省エネ診断に基づく新エネ・省エネ設備の導入に対して助成する。

2 事業の内容

(1)省エネ診断支援事業

年間の原油換算エネルギー使用量が100キロリットル未満の中小企業等に対して、県の委託機関による無料の省エネ診断を実施する。

(2)環境対策設備導入促進補助金

県内中小企業が省エネ診断に基づき取り組む新エネ・省エネ設備の導入に対して 助成する。

- •補助率1/3~1/2
- •補助金上限500万円

3 事業の現状及び課題

補助事業者からは、設備導入によるコスト削減、生産効率・サービスの向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果が報告されており、県内企業の温室効果ガス排出抑制に加えて、企業競争力の強化や地球温暖化に対する意識の高揚にも有効と認識。

一方で、県内企業の省エネ等の環境対策への意識や取組はまだ不十分であり、より広く県内企業に環境経営を浸透させるためには、設備補助に加えて、省エネ計画作り 等も支援する必要がある。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

09 LED産業競争力強化事業

施策

1事業の目的

本県LED産業の更なる競争力強化を図るとともに県内産LED商品のブランド化を促進する。

2 事業の内容

(1)LED商品企画支援チームの設置

、「CLLD間品に回文後) 石の設置 県内企業がLED商品を開発する際に人材不足や資金不足で企業単独での取組に苦慮している部門(商品企画、光学設計、機構設計)を補完し、企業の競争力ある新商品開発を支援する チームを(財)鳥取県産業振興機構に設置する。(平成24年度~)

(2)鳥取県産LED製品のブランド化推進 県産LED製品の安全性及び品質に関する基準を定め、(地独)鳥取県産業技術センターが実施する統一性能試験をクリアした製品を差別化表示により、LED専門展示会等でPRすることで、市場や消費者における県産LED製品及び県内LED産業の認知度を高める。

また、企業が適確に統一性能試験に対応するための講習や説明会を実施する。

3 事業の現状及び課題

LED関連企業の集積と(地独)鳥取県産業技術センターの光測定・評価設備の充実という本県の強みを活かすため、平成22年にLED戦略研究会を設置し、市場情報提供や取組の方向 性 の協議を行うとともに、新商品開発補助や新分野参入を目指す研究開発プロジェクト(H2 3: 花き栽培用LED照明の開発)への取組が始まり、県外LED企業の誘致も含め、少しずつ成果が生まれ始めている。

よが生まれらなりている。 しかしながら、人材や開発資金の不足から、県内企業の新商品開発は思うように進んでおらず、また、新商品を開発しても競合商品との差別化を明確に打ち出せていないため、販路の確保に苦慮しており、商品差別化の必要性や実際の新商品開発を行う上での具体的な課題(商品企画、光学、機構等の設計)について、企業から支援ニーズが寄せられている。 全国的にも多くの自治体がLED産業を関に力を入れてきており、本県の強みを基に市場での

地位を確立するためには、競争力ある商品開発とともに、イメージ及び安全性・品質の両面でブ ランド化を推進することが必要である。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

10 安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業

施策

1 事業の目的

市町村等が行うLED防犯灯の新たな設置を促進し、もって、防犯環境の整備による 犯罪のないまちづくりの推進を図ること。

2 事業の内容

「市町村が、自らLED防犯灯を新設するのに要する経費」及び「自治会や町内会等がLED防犯灯を新設する経費に対して実施する市町村の間接補助金」の3分の1を補助する。

(なお、LED防犯灯とは、夜間における犯罪の防止を図るための照明器具で、道路や公園など防犯上必要があると認められる場所に設置するLED灯火及び灯火のカバーをいう。)

3 事業の現状及び課題

(1)現状

監視性を高めることで犯罪機会を抑止する防犯灯は防犯環境整備に有効であるが、 平成23年に実施した県政参画電子アンケート調査において、防犯灯の設置要望の意 見が多数(111人/164人中)見られるなど、十分に整備されているとはいえない状 況であったため、平成24年度に事業を開始した。

(2)課題

事業開始初年度である平成24年度において、この補助金を活用された市町村は全体の約半分の10市町村にとどまっている。

連絡先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 電話:0857-26-7183

参考URL

http://www.pref.tottori.lg.jp/201316.htm

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

11 LED照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業

施策

1事業の目的

県有施設への率先的な省エネルギーへの取組みを通じ、事業者として環境負荷の低減に努めるとともに、市町村・企業等の省エネへの取組みを促進する。 県内において各種LED照明の開発が進んでいるところであり、県がニーズを示すことにより、 更なる新商品の開発等技術革新を促す。

2 事業の内容

知事部局所管の県有施設及び企業局所管の県有施設に対し、LED照明の導入をはかる。 平成25年度導入計画(照明灯のLED化 約1600本)

3 事業の現状及び課題

LED照明を中心に県有施設へ導入し、エネルギー使用量削減に努めている。 気候変動など、やむを得ない事情も多々あるが、時間外削減や照明の間引き、機器の保守点 検等の日常のソフト対策と、省エネ設備導入等のハード対策を組み合わせながら、より一層エ ネルギー使用の合理化に努る必要もある。

連絡先

総務部総務課総務企画担当 電話:0857-26-7883

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

12 アイドリングストップ推進事業

施策

1 事業の目的

自動車の運転者であれば、誰もが身近に取り組むことができるアイドリングストップ 運動を県民運動として展開することで、県民や事業者に積極的に実践していただき、 エコドライブや自動車の適切な整備を推進し、地球温暖化防止及び環境保全に寄与す る。

2 事業の内容

・アイドリングストップ推進事業者等の認証の推進 「鳥取県地球温暖化対策条例」(注)及び認証制度について広く普及啓発し、より多く の推進事業者等を認証すると共にアイドリングストップをはじめとするエコドライブのより一層の普及を目指す。

(注)

「鳥取県地球温暖化対策条例」の施行(H21.6.1)に伴い「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」は廃止し、運転者へのアイドリングストップの義務付けや推進事業所等の認証制度は、新条例に基づいて実施している。

3 事業の現状及び課題

- ・県内の東部・中部・西部地区の運転免許センターでアイドリングストップ普及のためのチラシを配布している。
- ・アイドリングストップを含むエコドライブの推進のため、各自動車学校で講習を実施している、。
- ・平成25年度は、わが家のエコ録を改修し、追加するエコドライブの項目を活用し、エコドライブ普及啓発キャンペーンを展開する予定。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「アイドリングストップの推進」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=79232

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

13 ノーレジ袋推進事業

施策

1事業の目的

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルへの転換の第一 歩となるレジ袋削減を推進する。

2 事業の内容

- (1)東部・中部・西部の県内3地域「ノーレジ袋推進協議会」で、レジ袋削減に向けた具体的取組(レジでの声かけ、店内放送、レジ袋無料配布中止等)を推進・強化している。
- (2)毎月10日を「ノーレジ袋デー」に設定し、店頭キャンペーンを継続実施している。

3 事業の現状及び課題

- ・東部地域のスーパーマーケット事業者において足並みが揃い、平成24年10月1日から実施しているレジ袋無料配布中止により、レジ袋辞退率の大きな上昇が見られた。 ・東部地域での取組を中・西部地域に波及させる等、県内全域でレジ袋辞退率が上昇する方法
- を検討する。
- ・平成25年10月に「レジ袋県民大会(仮称)」として講演会・シンポジウムを開催し、消費者の環 境意識のさらなる醸成を図る。



連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「ノーレジ袋推進の取組」 http://www.pref.tottori.lg.jp/178899.htm

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

14 鳥取エコハウス推進事業

施策

1事業の目的

本県の気候・風土等に適し、県産材を多用した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の規格型住宅(プロダクト住宅)を開発し、県内工務店・建築家が参加できる仕組 みを構築することで、消費者が安心して購入できる環境にやさしい住宅の普及を図る ことにより、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

2 事業の内容

〇プロダクト住宅普及促進委託

鳥取エコハウス推進協議会が行う鳥取エコハウスのプロダクト住宅の普及、販売に向けた活動 に対して支援を行う。

平成24年度に作成した、プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)を、県内外で開催される住宅フェアなどでPRするとともに、家具などの地場産業者の産品の展示する。

3 事業の現状及び課題

鳥取エコハウス推進協議会において、鳥取エコハウスの目指す家を検討し、それを実現するための基本ルールの設定、県産材の安定供給とコストダウンを図るための県産材の規格化ルール及びモデルプランを設定。 今後事業化に向けて住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提

示し、モデル住宅の普及推進と魅力ある商品化を増やすことが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

住宅政策課のwebサイトより 「鳥取県住まい情報館」

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

15 環境にやさしい木の住まい助成事業

施策

1事業の目的

県産材の需要拡大、伝統技術・文化の継承、地場産業の振興及び環境にやさしい住まい作りの推進を図るため、一定量以上の県産材を活用して住宅の新築又は改修を行う場合に県産材の使用量等に応じた助成を実施。

2事業の内容

[新築に対する助成]

・県産材を15m3以上使用して木造一戸建住宅を建設又は購入する場合、次の助成を 実施

○県産材活用への助成

県産材使用量1m3あたり2万円を助成(上限40万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m3あたり9千円を上乗せ助成(上限18万円)

〇伝統技術活用住宅への助成

在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額15万円の助成を上乗せ

(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)

○環境配慮住宅への助成

環境に配慮した住宅として次の全ての要件を満たす場合は、定額5万円の助成を上乗せ

- ・戸建住宅の環境性能を評価するシステム「CASBEEとっとり戸建」の評価結果がAランク以上かつ重点評価項目が15点以上
- ・自然エネルギーを利用する住宅として、以下の(1)から(5)のうち2つ以上を満たすこと
 - (1)主要な居室の室内建具は引戸とすること
 - (2)主要な居室は2面採光とすること
 - (3)主要な居室の庇の出は庇の高さから開口部の下端までの高さの0.3倍以上と すること
 - (4)居室の開口部は複層ガラス(3+A6+3)と同等以上の耐熱性能を有すること
 - (5)主要な居室の開口部(延面積の30%以上)は真南方向の前後30度の位置に 設置すること

○長期優良住宅への助成

長期にわたり良好な状態で使用される住宅として次の全ての要件を満たす場合は、 定額10万円の助成を上乗せ

- ・長期優良住宅の認定を受けた住宅であること
- ・構造材に県産JAS製材を使用していること
- ・柱の小経が12センチメートル以上であること
- ・通し柱が13.5センチメートル以上であること(ただし、住宅の構造上、通し柱を有さないものについては本要件を適用しない)

〇履歴情報保管住宅への助成

住宅履歴情報保管サービス機関等と、住宅履歴情報の保管に関する契約を締結する場合、定額2万円の助成を上乗せ

[改修に対する助成]

県産材を0.3m3以上使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の

助成を実施

〇県産材活用への助成

県産材使用量1m3あたり2万円を助成(上限20万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m3あたり9千円を上乗せ助成(上限9万円)

3 事業の現状及び課題

助成制度は着実に県下に浸透しており、消費者にとって県産材活用への確かな動機付けとなると共に、木材・住宅関連の地域産業を下支えしている状況。また、伝統技術を活用した場合には上乗せの助成を行っており、伝統技術の継承・職人の雇用創出にも貢献している。

今後の課題として「環境にやさしいすまいづくり」といった観点から、より環境性能の優れた住宅ストックの供給を促していくことが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 企画係 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

16 公営住宅ストック総合改善事業

施策

1事業の目的

県営住宅ストックの長期利用により、LCC(ライフサイクルコスト)の縮減と建替えに伴う環境負荷の低減を図る。

なお、省エネルギー改修する場合は、住生活に伴う二酸化炭素の排出を抑制(LCC O2を低減)する。

2 事業の内容

機能低減が著しい昭和50年代建設のRC4階建て階段室型住棟について改善事業 を実施する。

全面的改善事業:概ね20戸以上の住棟について、エレベーターを設置する等バリアフリー化すると共に、内装・設備をリニューアルする。

エコ改善事業:概ね20戸未満の住棟について、省エネルギー(断熱)改修すると共に、設備・配管改修を実施する。

H25年度整備予定団地

全面的住戸改善:永江団地(5期)、東浜団地(1期)

エコ改善事業:末恒第1団地(1期)、永江団地(1期)

3 事業の現状及び課題

全面的改善事業のさらなるコスト縮減及び新規事業であるエコ改善の円滑な事業実施 (H25年度事業)が課題となっている。

改修事例(県営住宅ひばりが丘団地S52-3棟)



改修前



改修後





連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 計画担当 電話0857-26-7412

鳥取県くらしの安心局住宅政策課のwebサイトより 「くらしの安心局住宅政策課」

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

17 鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

施策

1 事業の目的

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動、廃棄物の適正 処理の確保又は4Rの推進等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を 表彰することにより、県内における環境活動を一層推進する。

2 事業の内容

表彰は、次の功績を有する個人等について行う。

(1)環境保全のための実践活動に関する功績 広域的、先導的若しくは長期的な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を 行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。

(2)環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績 省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しく はそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的若しくは大量の導 入若しくは普及啓発を行ったこと。

(3)環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績

多年にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発 活動を行ったこと

- (4)廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関する功績
 - 廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者又は廃棄物排出事業者であって、基準時点で県内において1年以上活動している次のいずれかに該当する事業所を有すること。
 - (ア) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関し、他の模範となる取組を行い、 顕著な功績があった事業所
 - (イ) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に係る新しい技術若しくは製品の開
 - 発に顕著な功績があった事業所 基準時点で10年以上、県内において廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事し、廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった個人。
 - 基準時点で5年以上、県内で廃棄物の適正処理に関する事業を行う公益法人その他これに準ずる団体に勤務し、その発展に顕著な功績があった個人。
 - エ その他県内において廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に尽力し、社会的貢 献が顕著で他の模範になると認められる団体又は個人。

3 事業の現状及び課題

環境美化、廃棄物の適正処理に対する表彰の他には、環境関連の顕彰制度はなかったた め、平成18年度に自然環境保全活動、地球温暖化防止活動、環境教育活動、省エネ技術の開発、導入等といった環境全般にわたる顕彰制度を創設した。 平成24年度から、本表彰制度と「鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰」を統合し、廃棄物

の適正処理の確保や4つのRの推進に関する功績についても本表彰制度の対象とした。

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

01 EVタウンの推進

施策

1 事業の目的

CO2削減のための有効な手段の一つである電気自動車(EV)の普及を推進する。

2 事業の内容

- (1)EVの導入促進·普及啓発
 - 〇公用車としての率先導入
- ・公用車として県内産EVを率先導入し、CO2の削減を図るとともに、試乗会を適 宜開催し、県民や他県へも積極的にPR 〇カーシェアリングによる県公用車としての率先利用とEVの体験機会の創出によ
- るPR
 - ·EV3台(平日)の借り上げ
 - ○県内をより安心して走行できる環境の整備
- ・普通充電器設置への補助を継続し、宿泊施設、コンビニエンスストアなどへの設 置を推進
 - ○「充電インフラ整備ビジョン」の策定
- 市町村および民間事業者の充電器設置ニーズを調査し、中長期的な整備計画 を策定する。
- ・ビジョンの策定し、国の承認を得て、国の補助制度の活用促進と県独自の補助 制度の周知を図りながら、充電インフラの整備促進を図る。

3 事業の現状及び課題

- 〇レンタカー事業者と連携したカーシェアリングによる公用車としての率先利用を行うとともに、
- インフラ整備のため充電設備に対する補助事業を実施 〇平成22年12月に経済産業省の「EV・PHVタウン」の一つとして選定され、岡山県と連携したE Vの普及モデルを全国に発信することが期待されている
- 〇平成25年3月末時点で県内の急速充電器は33箇所、普通充電器は55箇所に設置済
- 〇県内のEV登録台数は平成25年3月時点で334台にまで増加

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践担当 電話:0857-26-7875

参考URL

経済産業省 EV・PHV情報プラットホーム

http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/town/state/tottori.html

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

02 バイシクルタウン推進事業

施策

1 事業の目的

「とっとり環境イニシアティブプラン(平成24年3月31日策定)」に位置づけられているモーダルシ フト(交通手段の転換)の推進の一環として、自動車から自転車への転換拡大を進める「バイシ クルタウン構想」を策定するとともに、県民・企業の通勤手段等における自転車利用推進を支援 する。

2 事業の内容

(1)鳥取県バイシクルタウン構想の策定

「環境イニシアティブプラン」(H24.3策定)に基づき、モーダルシフト(交通手段の転換)を推進 する取組の一つとして、自転車・交通機関などの利用促進を図ることとしています。この実現の ため、マイカー利用からの転換を図るために必要な施策の方向性を示した「鳥取県バイシクルタウン構想」を策定、公表する。

【目指す将来像】

自転車とクルマが対等な交通手段として、子どもから高齢者まで安全、安心で快適に走行 できる自転車利用先進県

【構想の目標】

- 1. 日常的な通勤や買物での利用をマイカー利用から自転車等へ転換 (数値目標)2020年までに、マイカー通勤からの転換者1万人増
- 2. 観光への自転車利用やレクレーションとしてのサイクリングの普及・推進。
- (2)鳥取県バイシクルタウン構想の推進 〔ハード面の整備〕

- 自転車走行空間の確保
- ⇒ 条例による路肩幅員の拡大、自転車サイン・カラー舗装など ・駐輪場の整備拡充
- - ⇒ 中心駅周辺や駅・バス停など交通結節点への駐輪場整備など
- 観光やスポーツへの活用のための環境づくり

- ⇒ サイクリングコースの路面表示、レンタサイクルの拡充など
 •公共交通機関との連携した利便性の向上
 ⇒ 自転車車載バスの導入、自転車積載可能な鉄道路線拡大など
- [ソフト面の整備]
- 自転車利用のきっかけづくり
 - ⇒ 自転車通勤チャレンジの実施、自転車通勤に関する職場環境の改善など
- ルール、マナーの徹底
 - ⇒ 自転車シミュレーターを活用した交通安全教室の実施など

3 事業の現状及び課題

自転車を重要な交通手段として普及を推進するにあたっての課題

- 1. 本県の交通事情
- 主要幹線道路は12時間当たり10,000台から20,000台の自動車が通行するなど、自転車で 路肩の狭い車道を走行する際は危険が伴う。
- ・駐輪場の整備が十分に進んでいないなど、公共交通機関と自転車との相互の連携がうまく 図られていない状況
- 2. 自転車の走行環境における課題 多くの方が通勤に利用されている経路上において、幅員が非常に狭い路線がある
- ・夜間に走行する際に街灯のない箇所がある ・自転車通行が許可された歩道において、歩行者のマナーが遵守されてない状況が多い 3. 利度をよっている。
- ・スポーツサイクリングの拠点やレンタサイクルが設置されているが案内看板など利用者へ の周知が十分でない状況
 - ・ 自転車を車載可能な公共交通機関の未整備

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7875

参考URL 鳥取県環境立県推進課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

03 ノーマイカー運動の推進

施策

1事業の目的

通勤に自家用自動車を利用している鳥取県職員の公共交通機関の利用を促進する「ノーマイカー運動」を率先して行うことにより、公共交通手段の維持・確保、排気ガスによる二酸化炭素などの環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、交通事故防止等を目指 している。

2 事業の内容

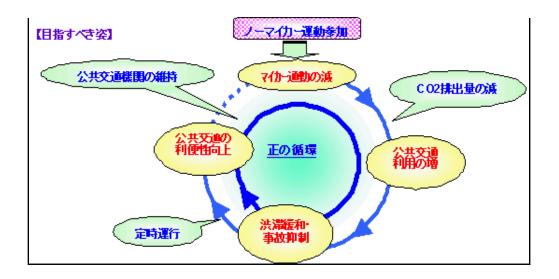
- 〇県職員が可能な日に自家用自動車以外の通勤手段(以下「代替通勤手段」という。) を用いて通勤する運動で、平成10年に開始。
- 〇所属毎に月一回以上「職場ノーマイカーデー」を設定、また「ノーマイカー運動強化 週間」を平成20年より指定。
- 〇ノーマイカー運動実施に伴うCO2削減量等をデータベースにより職員に周知し、参加意識を醸成。
- 〇県では平成22年に毎週、水、金曜日を県下統一の「エコ通勤の日」に設定。ノーマ
- ○県では平成22年に毎週、水、金曜日を県下紙一の「エコ週割の日」に設定。ノーマイカー運動を県が率先垂範することで、県内のエコ通勤の普及啓発に寄与。
 ○インターネットを使って県内のバス、鉄道の時刻表、最寄りのバス停までの道順等の検索を可能としたバスネットにより、県職員のみならず県民に県内の移動に有用な情報を提供。加えて東部の一部の路線でバスの運行位置をダイヤに反映させるバスロケーションサービスの実証実験も実施中。
 ○職員が参加できる環境を整備

- ・ノーマイカー運動通勤手当、ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用 ・パークアンドライド駐車場情報の提供(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情 報を提供)
- ・鳥取市の行う「ノルデ運動」にも参加協力。

3 事業の現状及び課題

[平成23年度の状況](24年度は集計中)

- (1)参加状況
 - 延べ参加人数 5,250人
- (2)CO2削減量 28,552.8kg
 - ※体積換算すると、1,718万リットル
- ⇒ 杉の木2,039本、森林面積22,842平方メートルが1年間に吸収する二酸 化炭素量



連絡先

地域振興部 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより 「ノーマイカーデーの取組み」

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

04 とっとりEVカーシェア推進事業

施策

1 事業の目的

新たな交通サービスの創出、新たな生活スタイルの提供(自動車の所有から自動車の利用へ) を目指し、新たなサービス提供による雇用創出につなげる。

2 事業の内容

鳥取県内でEV・PHVを用いて新たに(既に実施している事業者については、拡大して)実施す る有料カーシェアリング事業に対して補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

鳥取発次世代社会モデル創造特区がH24年7月25日、国の総合特区に地区指定された。 地域資源・強みと住民ニーズを組み合わせ、次の3つのモデル事業を実施し、地域の課題解 決と新事業の創出を図るもの。

- ・商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス
- 再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス

モデル事業を具体化するため、規制緩和に関する国との協議、関係者との打合せを行っているところである。

国との規制緩和協議(秋協議)では、今のところ規制緩和に繋がっていないが、継続検討とされた提案、今回協議に挙げなかった提案については、それぞれの課題を整理し、次回の春協議 以降において国と協議する。

規制緩和協議と並行して、必要となる予算措置を検討するなど、事業の実現に向けた取組み を展開していく

さらに、本県総合特区計画をより効果的に展開するため、他自治体の総合特区計画との連携 を検討していく。

連絡先

商工労働部商工政策課 総合特区推進担当 電話:0857-26-7565

参考URL

http://www.pref.tottori.lg.jp/211899.htm

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現
- 01 リサイクルフロンティア推進事業

施策

1 事業の目的

ごみ減量・リサイクルの取り組みを全県的に加速するため、市町村等の取り組みを幅広く支援するとともに、とっとりグリーンウェイブの一環として「リサイクルフロンティア推進フォーラム」 を 開催し、県内の先進的な取り組み等について情報発信を行う。

2 事業の内容

(1)「リサイクルフロンティア推進交付金」による支援

地域の実情に応じたリサイクルを推進する市町村等の取り組みを支援する。

事業主体	市町村、広域連合、一部事務組合			
対象事業・最終処分場延命のため減量化が必要な廃棄物等を対象とした取組・住民協力、減量リサイクル効果等の検証が必要な取組等				
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査経費・リサイクルに必要な施設及び設備導入経費等			
補助率等	ソフト事業:1/2以内、ハード事業:1/3以内 (限度額 20,000千円/年)			

(2)「リサイクル技術推進研究会」の設置

リサイクル企業等が有する再生技術と市町村とのマッチングについて検討する。

構成	リサイクル企業、有識者、産業振興機構、市町村等
検討項目	再生技術導入の可能性、持続可能性(入口・出口対策)、費用体効果等

(3)「リサイクルフロンティア推進フォーラム(仮称)」の開催

フォーラムを開催し、県内の先進的な取り組み等について情報発信を行う。

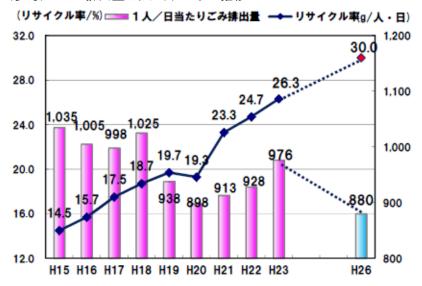
主催	鳥取県、鳥取環境大学
対象	県民、市町村、リサイクル企業、実践団体、他県自治体関係者 等
内容 ・基調講演 ・事例発表:全国先進事例(徳島県上勝町、日立造船等)、県内先進事み、紙おむつ、ブラウン管ガラス、段ボール堆肥等)の発表	
時期等	10月(開催場所 鳥取市)

3 事業の現状及び課題

- (1)ごみ減量リサイクルに向けた市町村等のモデル的な取り組みを支援するとともに、「とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム」において、最終処分場延命のため減量化が必要な廃棄物等の減量リサイクルについて検討を行った。
- (2)市町村の取り組みとリサイクル企業のマッチングや先進的な取り組みの情報発信等を通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みを全県的に加速していく必要がある。

その他

(参考)ごみの排出量とリサイクル率の推移



連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現
- 02 Let's4R実践活動推進事業

施策

1 事業の目的

家庭及び事業所におけるごみ減量・リサイクルの実践活動(生ごみの水切り・堆肥化、雑紙の分別等)に取り組む民間団体等を支援する。併せて、実践団体と市町村で推進会議を開催し実践活動の拡大を図るとともに、鳥取環境大学と連携しコンポスト化手法の確立と普及啓発等を行う。

※4尺とは…リフューズ(断る)、リデュース(減量化)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

2 事業の内容

(1)実践団体への支援

区分	内容			
事業主体	民間団体、経済団体、学校等			
補助対象	ごみ減量リサイクル実践活動経費(講習会、段ボール堆肥材料購入 等)			
補助率等	1/2(限度額500千円)			
実施予定	8団体(想定			

(2)鳥取環境大学と連携した普及活動の推進

生ごみコンポスト化の啓発ツールの作成やリサイクル学習ツアー等の実施を環境大学に委託し普及啓発活動を推進する。

l	区分	内容
	委託内容	普及啓発ツール作成、モデル地区での環境教育、リサイクル学習ツアーの実施等

(3)4R推進会議による普及拡大

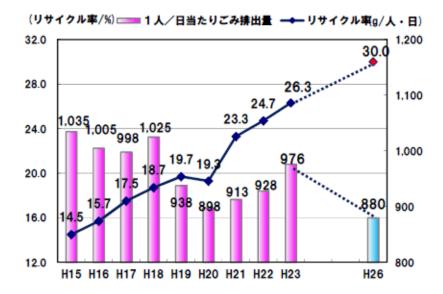
4R推進に意識の高い民間団体、市町村等が一堂に会し、実践活動の全県的な展開等について意見交換を行う。

3 事業の現状及び課題

- (1)生ごみの水切り・ダンボール堆肥化、ミックスペーパー分別等の家庭における実践活動について民間団体による取組が拡大しつつある。
- (2)実践活動の更なる普及を図るため、環境教育等の観点から鳥取環境大学と連携した取り組みを進める。

その他

(参考)ごみの排出量とリサイクル率の推移



連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現
- 03 建設リサイクル法による再資源化の推進

施策

1事業の目的

再資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を促進することにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

建設リサイクル法によるパトロール(直営)

3 事業の現状及び課題

毎年数件ではあるが無届工事や無許可業者による解体工事実施などの摘発事例が 出ている。

法律の目的・効果等を広くPRしていく必要があると思われる。

連絡先

県土整備部 技術企画課 企画·技術調査担当 電話0857-26-7808

参考URL

鳥取県技術企画課のwebサイトより

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 01 リサイクル産業クラスター形成支援事業

施策

1事業の目的

リサイクル産業クラスターを形成するため、(公財)鳥取県産業振興機構におけるリサイクル産業クラスターコーディネーターの設置を支援し、新たなリサイクルビジネスの創出を促進する。

2 事業の内容

(公財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業コーディネーター1名を配置するため、同機構に配置に必要な経費を補助する。

3 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを 持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 02 リサイクル技術等開発促進事業

施策

1事業の目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより、県内リサイクル産業を活性化させる。

2 事業の内容

(1)リサイクル技術・製品実用化事業

企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

·製品開発型 500万円(補助率2/3)×2件

·事業化強化型 700万円(補助率2/3)×1件

(2)リサイクル産業活性化事業

県や国等のリサイクルビジネスに係る支援制度等をHPにて紹介

3 事業の現状及び課題

- (1)リサイクルビジネスに係る企業等の開発に伴うリスクを軽減し、研究開発意欲を喚起するための支援が必要であり、特許等の先行取得が本県環境産業発展のカギとなっている。
- (2)同時にリサイクル技術や製品の開発だけに留まらず、開発成果を活用し事業展開していくことが必要。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 03 環境産業整備促進事業

施策

1事業の目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業が金融機関から 融資を受ける際に、県から利子補給を行うことで、県内の廃棄物のリサイクルに取り組 む企業を支援する。

2 事業の内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を 融資する。

〇融資条件

項目		内容	
	限度額	事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円)	
	資金使途	施設・設備の整備費	
	期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資条件	貸付利率	1. 66%(変動金利)	
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。	
	信用保証料	年0. 45%~1. 08%(弾力化料率)	
	償還方法	割賦均等償還	

3 事業の現状及び課題

県内の廃棄物の再生利用・減量化率は95.6%(平成22年度実績)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 04 リサイクル製品普及・販売促進事業

施策

1事業の目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPR を充実させるなどして販売を促進する。

2 事業の内容

(1)リサイクル製品販売促進事業

ア リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

イ 県認定グリーン商品普及促進事業

- (2)安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外 でより多くの需要の確保。
- (3)鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援。(4)ホームページによる広報、環境関連イベントへの出展。

3 事業の現状及び課題

県内で製造されるリサイクル製品の多くが公共工事に依存しているが、公共工事の減 少などにより、十分な需要が確保できていない。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

05 リサイクルビジネスモデル支援事業

施策

1 事業の目的

優れた技術・製品・計画などを有する県内のリサイクル企業等が、これまで市場性や 収益性の面からリサイクルビジネスとしての成立が困難とされた分野において、新たな リサイクルビジネスモデルを創出することを目的とした事業に係る費用を助成

2 事業の内容

〇応募資格

県内に所在するリサイクルを行う企業(企業又はその組合をいう。以下同じ。)(新規にリサイクル産業に参入する企業を含む)及びリサイクル機器製造関連企業で、助成対象となる事業を行うもの

〇助成対象

補助事業		限度額
県内のリサイクルを行う企業及びリサイクル機器製造関連企業が行		
う次の事業。		
(1)リサイクルビジネス調査事業	2/3	200万円
市場動向、競合状況、顧客ニーズ、製品活用、コスト比較等の調		
査事業及びこれらを含む調査委託事業		
(2)トライアル調査実施事業		
新しいリサイクルビジネスモデルを構築するための実証実験を行う		
事業		

3 事業の現状及び課題

〇一定の地域内において新たにリサイクルビジネスを行うには、そのリサイクル対象物の地域内での現状(排出箇所それぞれのサイトでの排出量や現在の処理費用、運搬コストなど)を詳細に把握し、量・コスト等の面でビジネスとして成立する仕組みを作る必要がある。

に把握し、量・コスト等の面でビジネスとして成立する仕組みを作る必要がある。 〇また、事業化においては再資源化物の利用箇所の確保(出口対策)が問題となり、再資源化物の販路開拓などには十分な事前調査を行う事が必須。しかし、中小企業にとって経費負担が大きく、十分な調査が出来ていない。

大きく、十分な調査が出来ていない。 〇排出事業者にとっては各企業の既存の分別・廃棄物処理方法を変えることになるため、現況 とリサイクルに取り組んだ場合とを比較した説得的なメリットが示されなければ、リサイクル事業 者に勧められる分別や機器の積極的導入には至らない。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 06 環境ビジネス交流会事業

施策

1 事業の目的

環境ビジネスに多くの企業が参入し、本県の環境と経済を持続的に発展させる。

2 事業の内容

県内の環境ビジネスに関心のある企業(県内外)、団体、個人等と既に取組を始めて いる企業、大学、研究機関等との交流を通して、環境ビジネスに新規参入できるよう「環境ビジネス交流会」を開催する。

これまでと同様に、「とっとり産業フェスティバル」と合同開催とする。

- (1)開催日 平成25年9月6日(金)~9月7日(土)10時から17時
- (2)場所 鳥取県民体育館 (3)主催 とっとり産業フェスティバル2013(同実行委員会) 環境ビジネス交流会2013(鳥取県) (4)内容・基調講演
- - ·企業展示会·商談会
 - ・山陰発シーズ発表会
 - •産学官連携交流会 等

3 事業の現状及び課題

- 〇平成21年度から実施し、平成22年度からは「とっとり産業フェスティバル」と合同開 催し、企業の製品・技術や学術機関の研究成果発表等を行っている。
- 〇平成24年度からは、本交流会のビジネスマッチング機能をより高めるため、県外バ イヤーの招致誘導を強化し、出展企業等との新たな商談機会を創出した。
- 〇平成25年度は、合同開催する「とっとり産業フェスティバル」と連携して、一般来場 者の増加を促進するイベント等の充実を図るとともに、関係機関と連携して、商工団体 等に対する広報活動等を強化する。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 07 ブラウン管ファンネルガラスのリサイクル技術実証化研究事業

施策

1 事業の目的

ブラウン管ガラスカレットを再資源化するため、これまでに確立したブラウン管ガラスから鉛を分離する技術について、ベンチスケールの処理施設を設置し、実証化研究を 行う。

2 事業の内容

鉛を高濃度に含有する廃ブラウン管ファンネルガラスのリサイクル技術を確立するために次のことを行う。

- (1)ファンネルガラスから鉛を揮発分離する技術について、実証施設を設置して実証化研究を行う。
- (2)実証化研究においては、分離技術の実証と課題の抽出を行い技術完成度を高めるとともに、鉛回収物及び再生ガラス材の品質の評価とリサイクル手法の確立を行う。 (3)経済性の分析により事業の実施性や課題について整理する。

3 事業の現状及び課題

これまでの実験室内での研究により、ブラウン管ファンネルガラスからほぼ100%の鉛を揮発分離する技術を確立した。しかし、技術の完成度を高めて実用化するためには、ベンチスケールの施設を設置して実証化研究を行う必要がある。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 08 廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等の資源化とリスク評価

施策

1 事業の目的

小型電気電子製品等からのレアメタル等の回収による資源循環利用の進め、鉛等の有害物質におよる環境負荷の低減を図ることを目的とし、新規のリサイクル技術を開発を行う。

2 事業の内容

鳥取県における廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等のリサイクルを目的 として次のことを行う。

- (1)廃小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等の含有量把握と県内の潜在量の 推計
- (2)資源として高付加価値化を行うための新規のメタル分離・濃縮プロセスの開発
- (3)レアメタル回収の経済性・環境影響評価

3 事業の現状及び課題

小型電気電子製品には、レアメタル、ベースメタル等が集積している。しかし、これらの廃棄物は一般家庭から不燃ごみ等として廃棄され、鉄、アルミ等を除き、レアメタル等はリサイクルされていない。

そこで、現在の小型電気電子製品中のメタル類の排出・処理の実態を把握すると共に、地域で分散的に実施できるレアメタル等の分離・濃縮プロセスの開発を進める必要がある。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 09 焼却灰の無害化及び再資源化に関する研究

施策

1事業の目的

鳥取県のリサイクル率の向上を目指して一般廃棄物焼却灰を資源化するために、焼却灰の簡易かつ安価な無害化技術を確立する。

2 事業の内容

- ー般廃棄物焼却灰中の重金属を、より簡易かつ安価に無害化するために次のことを 行う。
- (1)焼却灰の無害化技術(エージング法)の実証化試験
- (2)無害化された焼却灰の資材化と製品の安全性評価
- (3)飛灰の無害化と資材化に関する検討

3 事業の現状及び課題

鳥取県西部地区では焼却灰を溶融処理してスラグとして資源化しているが、東部地区及び中部地区では焼却灰は資源化されていない。焼却灰を土木資材等にリサイクルするためには、含まれる鉛等の重金属の安全性の確保が不可欠であり、より簡易かつ安価な無害化技術の確立が重要である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興
- 10 重金属含有ガラスのリサイクル技術に関する研究

施策

1 事業の目的

液晶・プラズマテレビ等の薄型テレビのパネルガラス等の重金属を含有するためにリサイクルが困難であったガラスを対象とし、含まれる重金属類を分離、無害化することにより、これらのガラスのリサイクル技術を確立する。

2 事業の内容

液晶・プラズマテレビ等の薄型テレビのパネルガラス等の重金属を含有するガラスの リサイクル技術を確立するために次の研究を行う。

- (1)重金属(ひ素等)分離技術の確立(塩化揮発、還元溶融、分相法)
- (2)無害化されたガラスのリサイクル技術の確立

3 事業の現状及び課題

テレビの需用はブラウン管テレビから薄型テレビに急速に転換し、将来には薄型テレビの排出量が増加する。しかし、薄型テレビのパネルガラスにはひ素等を含むものがあり、リサイクルを困難なものとしている。

重金属を含むガラスをリサイクルするには、その分離分離技術を確立し、ガラスを無害化することが不可欠である。また、無害化されたガラスのリサイクル技術の確立が不可欠となる。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 低炭素社会との調和
- 01 再生可能エネルギーの導入促進「再掲(木質バイオマス利用促進)]

施策

1事業の目的

再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の 導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止 を図る。

2 事業の内容

(1)補助金等による導入支援

ア 家庭用発電設備等導入推進補助金

住宅に太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム及び太陽熱温水設備を設置する者に助成を行う市町村に対して、補助金による所要経費の支援

イ 非住宅用太陽光発電

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムで発電した電気の余剰電力売電又は自家消費する場合に、整備費用の一部を支援

ウ 再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援

再生可能エネルギー(風力・小水力・地熱・バイオマス等)を利用した発電(既設発電所の出力アップ含む。)や熱利用を計画する事業者が実施する事業可能性調査に必要な費用を支援

エ 再生可能エネルギー発電事業支援

固定価格買取制度により発電事業を行う事業者に対して、系統連系用電源線費用 や利子相当額を補助

才 市町村交付金

再生可能エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに 市町村立学校に再生可能エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金によ り所要経費の支援

- (2)情報交流と普及啓発
 - ア「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流
 - イ 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発

補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発

ウ 県庁関係部局による情報交換、検討

国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

3 事業の現状及び課題

23年度までの実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進み、18万9千kWの導入が見込まれている。

引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 電話0857-26-7895

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「新エネルギー(自然エネルギー)の導入」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 低炭素社会との調和
- 02 リサイクルフロンティア推進事業[再掲(紙おむつの資源化)]

施策

1 事業の目的

ごみ減量・リサイクルの取り組みを全県的に加速するため、市町村等の取り組みを幅広く支援するとともに、とっとりグリーンウェイブの一環として「リサイクルフロンティア推進フォーラム」 を開催し、県内の先進的な取り組み等について情報発信を行う。

2 事業の内容

(1)「リサイクルフロンティア推進交付金」による支援

地域の実情に応じたリサイクルを推進する市町村等の取り組みを支援する。

事業主体	市町村、広域連合、一部事務組合
対象事業	・最終処分場延命のため減量化が必要な廃棄物等を対象とした取組・住民協力、減量リサイクル効果等の検証が必要な取組 等
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査経費・リサイクルに必要な施設及び設備導入経費等
補助率等	ソフト事業:1/2以内、ハード事業:1/3以内 (限度額 20,000千円/年)

(2)「リサイクル技術推進研究会」の設置

リサイクル企業等が有する再生技術と市町村とのマッチングについて検討する。

構成	リサイクル企業、有識者、産業振興機構、市町村等
検討項目	再生技術導入の可能性、持続可能性(入口・出口対策)、費用体効果等

(3)「リサイクルフロンティア推進フォーラム(仮称)」の開催

フォーラムを開催し、県内の先進的な取り組み等について情報発信を行う。

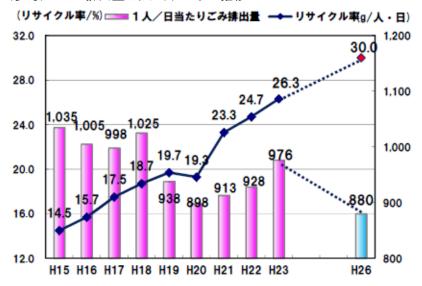
主催	鳥取県、鳥取環境大学
対象	県民、市町村、リサイクル企業、実践団体、他県自治体関係者 等
内容 ・基調講演 ・事例発表:全国先進事例(徳島県上勝町、日立造船等)、県内先進事み、紙おむつ、ブラウン管ガラス、段ボール堆肥等)の発表	
時期等	10月(開催場所 鳥取市)

3 事業の現状及び課題

- (1)ごみ減量リサイクルに向けた市町村等のモデル的な取り組みを支援するとともに、「とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム」において、最終処分場延命のため減量化が必要な廃棄物等の減量リサイクルについて検討を行った。
- (2)市町村の取り組みとリサイクル企業のマッチングや先進的な取り組みの情報発信等を通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みを全県的に加速していく必要がある。

その他

(参考)ごみの排出量とリサイクル率の推移



連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

。 鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 01 一般廃棄物適正処理推進事業

施策

1事業の目的

市町村が行う一般廃棄物行政について必要な助言等を行うとともに、一般廃棄物の処理状況等の調査を行い、市町村、県民への情報提供等を通じてごみ減量・リサイクルの普及啓発を図る。

2事業の内容

- 一般廃棄物処理に係る助言
- 一般廃棄物処理施設整備に係る助言(循環型社会形成推進交付金の活用)
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する業務
- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等合理化に関する特別措置法に関する 業務
- •一般廃棄物処理事業実態調査業務
- 「一般廃棄物の処理事業の概況」等統計資料の作成

3 事業の現状及び課題

東・中・西部地区において施設整備等の実施が予定されている。

【当面の施設の整備予定】

- ·東部広域:可燃物処理施設整備事業(H25:埋蔵文化財調査、敷地造成等)
- ・中部広域:廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(H25:基幹改良工事)
- ・西部地域:汚泥再生処理センター整備事業(H25:生活環境影響調査、設計等)

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 02 産業廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

循環型社会を確立するため、

(1)自主的な取組の推進

排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・リサイクルを積極的に働きかけ、産業廃棄物の排出削減・リサイクルを図る。

(2)法令による規制の徹底

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設設置等の許認可を適正に行うとともに、 廃棄物処理施設等への立入検査を徹底し、産業 廃棄物の適正処理を確保する。

2 事業の内容

- (1)自主的な取組の推進
- ・産業廃棄物実態調査により、排出量、リサイクル率、処理方法、将来予測を把握
- ・産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、排出事業者(特に多量排出事業者)に対し きめ細かい減量・リサイクルを働きかける。
- (2)法令による規制の徹底
- ・廃棄物処理法に基づく許認可申請(廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処 理業の許可等)の審査を行う。
- 産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施する。廃棄物処理施設に立入検査を実施し、維持管理状況の確認、水質検査を実施す る。
- (3) 産業廃棄物処理業者実務研修会
- ・産業廃棄物処理業者を対象に廃棄物に関する知識や新しい制度等の情報を提 供するための研修を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・H22年度の排出量は、前年度より6千トン増加しているため、排出量の多い多量排出 事業者や建設業者を中心に、排出抑制及びリサイクルアップに向けたきめ細かい指 導・助言を行っていく必要がある。
- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良な排出事業者・処理業者を育成すると ともに、廃棄物処理施設等の監視・指導を徹底する必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより 「循環型社会推進課」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 03 PCB廃棄物処理対策推進事業

施策

1 事業の目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は 平成28年7月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられた。

その後、平成24年12月に政令改正があり、処理期限が平成39年3月末に延長さ れた。

県内のPCB廃棄物については、北九州市の拠点的広域処理施設において処理され ることとされており、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄 物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

- (1)独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資 金を拠出
- (2)鳥取県PCB廃棄物処理計画の普及啓発
 - ・使用中・保管中のPCB含有電気機器等の実態把握を行う
- ·PCB廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う
- ・保管事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守、指導を行う
- ・PCB廃棄物処理施設への効率的かつ安全な搬入体制を確保する ・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者 等の理解の促進を図る

3 事業の現状及び課題

- •平成13年7月「PCB廃棄物特別措置法」施行
 - PCB廃棄物保管事業者に平成39年3月までの処理義務発生
- ・県内のPCB廃棄物(低濃度PCB廃棄物を除く)については、日本環境安全事業株 式会社北九州事業所において処理することとなっており、現在のところ北九州事業所 の稼動期限が平成27年3月となっていることから処理の周知・推進が必要。
- ・保管中のPCB廃棄物については、適正保管を指導してきており、概ね適切な保管
- ・低濃度PCB廃棄物については、国が認定する無害化処理施設等において処理(現 在、全国で9施設)。低濃度PCB廃棄物については把握が十分でなく不適正な処理が 行われる懸念があるため、その把握、周知が必要。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより 「PCB対策」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 04 産業廃棄物最終処分場の設置に向けた取組み(環境管理事業センター 支援事業)

施策

1 事業の目的

産業廃棄物最終処分場の整備を推進するため、(公財)鳥取県環境管理事業センターに対して 必要な支援を行う。

2 事業の内容

- 〇産業廃棄物最終処分場の建設に向けて、センターの管理運営費に対して補助
 - ・処分場安全性調査 住民理解の促進を図るために必要な経費(地下水流向等調査ほか)
 - •管理運営費 人件費、運営費等
 - 〇センターに対して技術的な支援

3 事業の現状及び課題

- 〇平成6年12月、県・市町村・民間が出資して、環境管理事業センターを設立し、今日まで候補地の選定、地元協議など管理型最終処分場の建設に向けて取組んできた。
- 〇平成18年秋から、センターは新たな候補地において、民間事業者と事業提携する方式での 処分場建設を目指し協議を行ってきた。
- 〇平成20年5月、センターは新たな管理型最終処分場の候補地を公表、民間事業者は事業計 画づくりに着手し、平成24年2月、民間事業者を事業主体とし、センターが公共関する事業提携 方式で処分場を整備する方針を決定、公表した。
- 〇現在、民間事業者は、生活環境影響調査や実施計画の策定を進めている。
- 〇センターと民間事業者は、処分場の必要性や安全性等について地元説明会を開始しており、 引き続き丁寧な説明を行うとともに、他県施設の視察や専門家による説明等も行いながら、地域住民の理解を得ていく必要がある。
- ⇒県内の排出事業者に対して排出量の見込み調査を実施
- ⇒経営収支シミュレーションを作成して理事勉強会へ提出 ・地域の生活環境に配慮した「安全性」の確保に対して、
- ⇒専門コンサルタントの助言を得ながら主に浸出水処理方法等を検討
- ・関係法令との調整に対して、 ⇒農地法、道路法、文化財保護法等の調整で民間事業者に協力 などに取り組んできた。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより 「循環型社会推進課」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 05 農業用廃棄物適正処理の推進

施策

1事業の目的

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分 けによりリサイクル向けの回収を推進する。

2 事業の内容

- (1)インターネットによる普及啓発
- (2)処理状況調査の実施

3 事業の現状及び課題

リサイクル率 51.1%(平成24年度)

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより 「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 06 畜産農家環境保全指導事業

施策

1事業の目的

畜産農家における家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による問題発生の低減と、 家畜排せつ物の有効利用及び利用促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1)農場からの相談または発生した苦情に対する一般指導の実施
- (2)常習的または悪質な不適正管理の場合の法的措置
- (3)水質検査及び臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
- (4)環境保全に関する取り組みを推進するための協議会の開催と研修参加等による 情報収集及び提供

3 事業の現状及び課題

- ・畜産農家における苦情発生件数は暫減傾向(平成23年7月~平成24年6月の発生件数12件)
- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく勧告、改善命令等の事例はH23年度はなし(全て一般指導の対象)
- ・毎年度県内十数カ所を目途に畜産関係施設周辺の排水の水質検査及び臭気検査 を実施(H24年度:水質検査10カ所、臭気検査10カ所)
- ・関係機関との協議会を例年1~2回程度開催(平成24年度は大きな問題がなかったため実施していない。)

(課題)

・苦情発生の原因となっている畜産関係施設は特定の施設に固定化の傾向。特に 臭気問題の改善が困難なケースがある。

連絡先

農林水産部 畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7287

参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより 「家畜排せつ物法の概要」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 07 環境美化対策事業

施策

1 事業の目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の 取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。 ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であるため、環境美化に対 する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2事業の内容

(1)環境美化キャンペーン

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9月及び10月) 中に開催される各種イベント会場等で啓発活動を実施する。

(2)環境美化の促進について広報

(3)広告誌や広告塔等の媒体を活用して啓発を実施するとともに、市町村の美化活動の紹介などにより県民への参加の呼びかけを行う。

3 事業の現状及び課題

〇各市町村においても美化活動が盛んに行われ、環境美化に対する意識も年々向上していると考えられる。しかし、空き缶等のポイ捨ての不適正処理が依然として残っていることから、これらのごみを適正に処理(資源化)していくことが必要

〇一層の環境美化を促進するため、引き続き県民等へ環境美化について啓発し、市町村に対しては美化活動及び独自条例制定の働きかけをしていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより 「県内の環境美化活動の推進」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 08 産業廃棄物処理施設紛争予防事業

施策

1 事業の目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整 等を行う。

2 事業の内容

- (1)条例に基づく事業者等への指導・助言 必要に応じ、学識経験者等から意見聴取を実施。
- (2)紛争発生時の意見調整
- 知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の理解促進、紛争解決を図る (3)廃棄物審議会における調査審議 意見調整結果等の審議

3 事業の現状及び課題

(1)手続状況(H25.3.31時点)

平成20年度開始 9件(未了0件) うち、意見調整に至ったもの0件 平成21年度開始 9件(未了1件) うち、意見調整に至ったもの1件 平成22年度開始 9件(未了0件) うち、意見調整に至ったもの0件 平成23年度開始 6件(未了4件) うち、意見調整に至ったもの0件 平成24年度開始 5件(未了1件) うち、意見調整に至ったもの0件

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 09 廢棄物不法投棄対策強化事業

施策

1事業の目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対して、迅速な現場対応や的確な撤去処理の実施のための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 事業の内容

(1)本庁への警察官、各総合事務所への警察官OBの配置

平成12年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官1名、東部・中部・西部の各総合事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官OBを各1名ずつ配置して、不法投棄対策を推進。

(2)不法投棄24時間監視カメラと無人警報装置の設置

県内の不法投棄多発地帯に移動式監視カメラ7台を設置するとともに、県下全市町村に固定式監視カメラ又は対人センサー付き無人警報装置計25機を設置し、監視体制を強化。

(3)普及·啓発活動

- ・警察、自治体、地域住民、産業廃棄物協会等との合同パトロール・不法投棄物撤去活動等を実施。
 - ・県警へリコプターに依頼し、スカイパトロールを実施。
 - ・海上保安庁との合同シーパトロールを実施。
 - ・民間団体との不法投棄通報協定の締結による監視体制の強化
 - ・不法投棄防止啓発用マグネットシート等を車両に貼付しての啓発活動を実施

(4)各種媒体を活用した広報の実施

県政だより等による広報活動の実施

3 事業の現状及び課題

- (1)不法投棄の発見件数は、平成13年度をピークに減少傾向に転じ、平成17年度からは東び増加傾向にあったが、平成21年度以降は減少に転じている。
- らは再び増加傾向にあったが、平成21年度以降は減少に転じている。 (2)投棄された廃棄物は、生活ごみ、不要家電製品等の一般廃棄物のポイ捨てが約 8割で、住民個々のモラルの低下が危惧される。
- (3)不法投棄対策を効果的に実施していくため、重点警戒箇所の指定など市町村や関係団体との連携を一層強めていく必要がある。
- (4)人の目が常時届かない山間部では、今後も、市町村独自の監視カメラの設置を要請するとともに、県も高度な監視カメラの導入を行い、不法投棄撲滅に向けて有効に活用していく必要がある。
- (5)広域的な不法投棄通報・監視活動をより推進するため、「不法投棄の情報提供に関する覚書」を締結している民間団体との連携の充実を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 10 不法投棄廃棄物処理事業

施策

1事業の目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理するとともに、個別の不法投棄事案の対応について、有識者等で構成する委員会で検討を行い、環境の保全と美化を図る。

2 事業の内容

(1)廃棄物処理事業

、私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、 処理経費を支援する。(補助率:1/2)

(2)不法投棄事案調查検討委員会

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

。 鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより 「循環型社会推進課」

- 3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立
- 11 海岸漂着ごみ等処理事業

施策

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ゴミ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観 や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ゴミ等の処分等を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)海岸漂着物等処理法の成立

〇平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。

当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。

海岸管理者としての処理責任の明確化。

(海岸管理者)…海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)		
		現行	法改正後	
公共海岸	県	市町村	県	
その他	土地所有 市町村	市町村	土地所有 市町村	

(2)その他

平成25年度は、「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」を 原資に「鳥取県海岸漂着物対策基金」を造成し、海岸漂着物の処理・発生抑制に取り 組む。

連絡先

県土整備部 河川課 水政担当 電話 0857-26-7377 空港港湾課 電話 0857-26-7348

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143

鳥取県空港港湾のwebサイトより

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 01 大気汚染防止対策事業

施策

1事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

大気汚染防止法の規定に基づき、工場・事業場から排出されるばい煙の検査及び環境中の大気汚染物質の常時監視等を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

(2)大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

○測定局:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前 ※微小粒子状物質(PM2.5)については、平成25年度に倉吉保健所局への追加整備を行う予定。

(3)有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち21物質について環境中の濃度を調査。

- 〇調査地点:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前
- 〇調査頻度:月1回(24時間連続採取)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「大気汚染防止」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 02 石綿飛散防止対策事業

施策

1事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を 行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 事業の内容

大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止条例の規定に基づき、解体等工事を 規制・指導する。

- (1)平成17年6月、株式会社クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。
- (2)石綿は、日本国内で約1,000万t使用され、その大部分は建築材料に使用されており、 耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。
- (3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。
- (4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、同年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例(現在の鳥取県石綿健康被害防止条例)」を制定した。また、平成20年3月及び平成24年10月に同条例を改正し、不適正な解体工事に対する規制を強化している。

3 事業の現状及び課題

(1)建築物の適正な解体等

石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。

(2)建築物における石綿の適正管理

吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、 適正な管理を指導。

(3)環境中濃度の調査

環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「アスベスト対策」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

施策

1事業の目的

近年、光化学オキシダント(以下「Ox」という)の濃度が上昇傾向にあり、その主な原因は大陸等からの越境汚染が影響していると考えられている。県内のOx濃度は既に植物に影響を及ぼすレベルにあると考えられることから、県内植物への影響の実態を最新の手法(遺伝子調査)により解明するとともに、濃度上昇した場合の影響を予測し、被害防止のための基礎データとする。

2 事業の内容

- ・実態把握(フィールド調査) 指標植物観察、可視被害状況調査、県内濃度実態調査
- ・Ox暴露実験 人工的に植物をOxに暴露させ、生育障害等を調査
- ・被害植物の遺伝子発現試験 Ox被害の可能性について、遺伝子発現試験により被害を確認

3 事業の現状及び課題

- 〇近年、Ox濃度が上昇傾向にあり、注意報発令基準に近いレベルで推移している。
- 〇県内では、健康被害は問題となっていないものの、植物に対しては、クリティカルレベル(ヨーロッパで用いられる影響の指標)を大幅に超過しており、既に影響が出ているおそれがある。
- ○○xの濃度上昇は、大陸からの越境汚染が影響していると推察されているが、東アジア諸国の経済の発展状況から、越境汚染は今後も継続又は悪化することが予想される。
- 〇植物は、人の食料として利用されているとともに、自然界においても生態系の土台を支える重要な役割を担っており、農作物や自然生態系を保全するためには、実態把握や将来の影響予測等が必要。

連絡先

衛生環境研修所 大気·地球環境室 電話:0858-35-5414

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 04 鳥取県における黄砂·大気粉じんの実態及び健康影響に関する基礎的調 査研究

施策

1事業の目的

黄砂に含まれる喘息症状の悪化要因物質等の実態を把握し、人への健康影響に関する知見を得ることにより、黄砂による県民の健康被害予防に資する。

2 事業の内容

次の物質等の実態把握を進めている。

- 〇喘息症状の悪化要因となる物質
 - ・真菌(カビ)
 - ・エンドトキシン(細菌の細胞壁の成分である毒素)
 - ・アクロレイン(有機化合物アルデヒドの一種)
- 〇化学成分(金属、イオン)

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
- ○金属成分濃度の変動については東部、中部、西部でほぼ同様な変動を示した。
- 〇黄砂日に、喘息症状の悪化要因となるクラドスポリウム等の真菌、エンドトキシンの濃度がいずれもやや高くなることを確認した。
- ○金属アレルギーの原因物質とされるニッケル、クロム、コバルトのうち、ニッケル、クロムについてはこれまでに黄砂日での濃度が高くなることを確認していたが、新たにコバルトについても調査を行い、同様に黄砂日に濃度が上昇することを確認した。(2)課題
- 黄砂の人体影響については、大学と連携して健康影響の解明に取り組んでいく必要がある。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話0858-35-5414

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより 「地域環境の保全再生と活用に資する調査研究」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 05 騒音・振動・悪臭防止対策事業

施策

1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

2 事業の内容

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例の規定に基づき、市町村の事務の支援を行うとともに、自動車騒音及び航空機騒音等の調査を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)騒音防止対策

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援する。

(2)自動車騒音常時監視

県内(市の区域を除く)の自動車騒音の状況を調査する。(8地点)

- (3)航空機騒音調査
 - ・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)
 - •美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)
- (4)振動防止対策

振動規制法の事務に関し、市町村を支援する。

(5)悪臭防止対策

悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援する

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「騒音・振動・悪臭の防止」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 06 水質汚濁防止対策事業

施策

1事業の目的

工場及び事業場からの排出水の公共用水域への排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1)特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排出水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

(2)公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

3 事業の現状及び課題

平成24年6月1日付け改正水濁法の施行に伴い、地下浸透による水質汚染防止のための基準が制定された。既存施設に対しては施設基準の猶予期間があるが、施設の改修を伴う場合があり、このことについて事業者への指導が課題となっている。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 07 天神川流域下水道事業

施策

1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公 共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 事業の内容

- 〇水処理施設改築工事(土木・建築)
- 〇水処理施設改築工事設計監理業務委託
- 〇中央監視設備改築工事
- 〇中央監視設備改築工事監督監理業務委託 〇中央監視施設改築提案支援業務委託
- 〇汚泥濃縮貯留設備詳細設計業務委託
- 〇幹線管渠防食工事
- 〇幹線管渠点検調査委託

3 事業の現状及び課題

- (1)昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資 源や観光資源などを考え、行政区域にとらわれないで効果的に整備できる「天神川流 域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和5 9年1月20日供用を開始した。
- (2)汚水の終末処理施設である天神浄化センターの全体計画処理能力は4万m3/日 であり、現在3.2万m3/日の処理能力を有している。

また、関連市町の整備する下水管渠を接続するための流域幹線管渠は、平成9年度 に全て(延長28.6km)完了している。

(3)人口減少などといった社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しが必要であり、ま た、多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期にきていることから、全体をみとおした計 画の策定を進めている。

連絡先

生活環境部 水·大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「下水道整備」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 08 浄化槽の設置推進

施策

1事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の 徹底を図る。

2 事業の内容

- (1)市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進
- 浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費 用の一部を補助する。(市町村が補助する額の1/2)
 ・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、
- その費用の一部を補助する。(設置費の5%)
- (2) 浄化槽の適正管理の指導
 - ・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発
 - ・指導事務の市町村への権限移譲の推進

3 事業の現状及び課題

- (1)鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は90.4%(平成23年度末現在)であ り、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部な どにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。
- (2)浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保 守点検の実施率が72.9%(平成23年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を 市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「浄化槽とは」

http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

09 農業集落排水事業

施策

1事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に 寄与することを目的とする。

2 事業の内容

- (1)汚水処理施設の整備
- (2)管路施設の整備 など

3 事業の現状及び課題

- (1)農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和 57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成24年度までに18市町村で実施されて いる。
- (2)鳥取県の汚水処理施設普及状況は、平成23年度末で90.4%となっており、全 国平均の86.9%(岩手県、福島県を除く)を上回っている。
- (3)今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「集落排水」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 10 ホウ素の排水処理技術の開発

施策

1事業の目的

従来の処理技術では排水からの除去が困難であったホウ素について、簡便かつ効率的な排水処理技術の開発を行う。

2 事業の内容

排水中のホウ素について、新規の排水処理及び回収技術の開発を行うことを目的として次のことを行う。

- (1)新規のホウ素吸着剤の開発
- (2)ホウ素吸着剤の吸着特性の分析
- (3)ホウ素を含有する実排水へ適用と処理特性の評価

3 事業の現状及び課題

これまでに、微生物又は化学物質によるホウ素の吸着剤の探索を行うとともに、見出された吸着剤の吸着特性の評価を行った。しかし、ホウ素吸着能はまだ低く、より吸着能の高いホウ素吸着剤の開発に着手する必要があった。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト: http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 11 水環境を守る肥料の低投入・低流出稲作技術の開発

施策

1 事業の目的

水稲作においてリン酸投入方法の改善および窒素・リンなどの富栄養化物質の湖沼等への流出低減技術を確立し、環境保全型農業の推進、水環境の向上および生産コストの低減を図る。

2 事業の内容

- (1)リン酸投入量の低減化技術の確立
- ・リン酸資材の施用法の改善試験

土壌中に含まれるリン酸成分量に基づき、リン酸資材の施用基準の見直しを検討する。

- (2)河川への排水量を減らす栽培法の確立
- ・浅水代かき栽培導入時の圃場管理手法の確立

河川への排水量を低減する対策の一つに浅水代かき技術がある。浅水代かき技術の導入条件として田面が均平であることが上げられる。田面を均平にする技術として鳥取農試では2008年にトラクターダンプを用いた簡易均平作業法を提案した。本年はこの簡易均平作業法について、より作業の簡便化を図る改良を試みる。

3 事業の現状及び課題

- (1) ほ場外へ流出するリンの低減を図ると共に、リン酸資材の節減による生産コスト低減を目指す。現地ほ場を中心とした試験結果から、リン酸資材の節減は可能と考えており、現在は実証的な試験を実施している。
- (2)平成24年まで現地の試験圃場において、浅水代かき(通常の約80%の用水量) を行うことで、落水時の濁水流出量が低減できること、水稲収量、品質には影響しない ことを確認している。
- (3)引き続き、試験成果の普及など、富栄養化物質の流出低減に向けた実効的な取り組みを農協や普及所など関係機関と連携し取り組みを行っていく。

連絡先

鳥取県農林総合研究所 農業試験場 環境研究室 電話0857-53-0721

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 12 旧岩美鉱山•旧太宝鉱山鉱害防止事業

施策

1事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の抗廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

2事業の内容

- (1)旧岩美鉱山の抗廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- (2)旧太宝鉱山の抗廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

3 事業の現状及び課題

坑廃水処理後に発生する脱水殿物について、リサイクルの推進を図ることで、安定的な処理を進める必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトから 「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 13 企業立地事業環境整備補助金

施策

1事業の目的

大規模投資における県内工業団地への企業立地促進、工業用水の利用促進を図るとともに 工場排水に伴う周辺環境や農林水産業への影響を防止するため、県内の工業団地において新 増設を行う企業に対し、排水処理施設の整備に係る経費の一部を補助する。

2 事業の内容

(適用対象)

企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満たした企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業

く要件>

- (1)県営工業団地において企業立地事業を行う者
- (2)県営工業用水道から1,000m3/日以上給水を受ける契約をしている者
- (3)100人以上の新規常時雇用労働者の増加が見込まれる事業を行う者
- (4)次の要件のいずれも満たす事業を行う者 ア 投下固定資産額が20億円以上であること イ 新規常時雇用労働者が30人以上であること

(補助額)

排水処理施設の整備に要する経費の1/2(限度額5億円)

(補助対象期間)

平成21年度~平成24年度。なお、この補助対象期間については鳥取県企業立地事業等事業助成条例に基づき期限設定しており、条例見直しにより期限の延伸を行うため、本制度にいても同様に対象期間延伸の措置を講じる。

3 事業の現状及び課題

県営工業団地等への誘致折衝案件においては、団地内における排水処理施設の整備が十分でないことから、自家処理での設備コストが立地する上での大きな隘路となっており、平成21年度に本制度を創設した。

これまで企業のニーズに応じて制度の見直しを進めてきており、平成24年度に大幅な制度 改正を行った。今後対象となる立地案件も増加すると考えられ、本制度が企業の大規模投資、 県外企業の誘致、雇用の拡大に繋がると期待している。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7220

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 14 酸性雨調查事業

施策

1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、 被害の未然防止に資する。

2 事業の内容

- (1)東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2) 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

3 事業の現状及び課題

(1)酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

・調査地点: 氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町) (2)酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査 長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタ リング調査を実施。(環境省委託事業)

- •調査地点:大山地内
- ・平成25年度調査内容:植生調査(毎年実施)、土壌調査(5年に1度実施(平成2 5年度は調査年))

連絡先

生活環境部 水·大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 15 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業

施策

1事業の目的

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例が、平成25年4月から施行されることに伴い、条例の制定趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者、県民の責務が果たされるよう関連事業を積極的に推進する。

2 事業の内容

(1)県民運動的な取り組み

涵養と利用を巡る地下水シンポジウムや、地下水・名水ツーリズムの開催や、とっとり(因伯)の名水を追加選定するなどの拡充を図り、とっとりの育む水環境の保全の大切さや条例の趣旨を広く周知する。

(2)地下水利用協議会の事業への支援

地下水採取事業者により構成される協議会が行う地下水位モニタリングに対して、支援を行う。

(3)地下水研究プロジェクトの推進

地下水の賦存量、流動等の解明等を行い、持続的な利用に向けた研究を流域別に推進する。

3 事業の現状及び課題

<鳥取平野>

- 〇鳥取平野には、少なくとも3層の地下水が存在する。そのうち1層の不圧地下水は、長期的に水位変動がなく、良好な状況である。一方、2層ある被圧地下水は、平均海水面の高さ以上にまで水位が回復している状況であり、現状では枯渇のおそれはない。
- 〇鳥取平野の地盤沈下は沈静化しているが、平野の北東部で被圧地下水の塩水化が観測されている。これは、深部地下水の影響であると考えられるが、現在、塩分濃度の上昇は収まっている。
- 〇持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握し、塩水化の推移について監視していく必要がある。

<大山南西麓>

- 〇大山南西麓の表層は、火山性堆積物で覆われ、浸透性が高い。このため、雨や雪などの降水量の10~20パーセントが深層地下水に供給されている。
- 〇年間降水量を2,300ミリメートルとすると概算で深層地下水の全量は、4,400万万立方メートルあると推測され、豊富な水量がある。
- 〇持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握する必要があり、また、灌漑用水の実態や河川流量を含めて常時監視していく必要がある。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 16 土壤污染防止対策事業

施策

1事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

2 事業の内容

- (1)土壌調査に関する指導
- (2)汚染している土地の管理に関する指導
- (3)汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4)地下水質調査の実施

3 事業の現状及び課題

- (1)土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない(平成24年度末現在)。
- (2)土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の汚染土壌処理業の許可はない(平成24年度末現在)。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトより 「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 17 ISO17025認定維持及び精度管理事業

施策

1事業の目的

〇平成18年3月に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の維持を継続し、試 験検査精度の信頼性の確保と向上を図る。

OISO17025認定対象外の試験についても、品質管理システムを導入することで、継続して信頼性の高い行政検査結果を提供できる体制を構築し、システムを改善しなが ら検査結果の品質向上と検査技術の強化を図る。

OISO17025認定検査機関としてのノウハウを生かし、県内検査機関の分析技術及 び精度向上のための支援を行う。

2 事業の内容

(1)ISO17025認定維持

認定審査の受審、教育訓練及び精度管理(研修、技能試験の受講)の実施(2)行政検査における内部品質管理の推進と検査技術強化 検査担当者の技能向上を図るための研修プログラムの作成、導入 新たな検査方法の検証試験と標準作業書の整備 標準作業書に基づく検査の実施と検査結果の評価・業務管理

(3)県内試験検査機関制度管理支援 技術研修会の開催、技術相談及び指導、精度管理試験

3 事業の現状及び課題

〇平成17年度に認定を取得して以降、品質システムや体制等の見直しを改善を行 い、また、研修や技能試験の実施等を行いながら、当所の検査精度の向上に努めてき た。

OISO17025認定範囲以外の試験についても、検査手順書の整備等を進め、ISO1 7025に準拠した品質管理の実施に向けて作業を進めている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより 「衛生環境研究所」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 18 光触媒技術等を活用した畜舎脱臭及び汚水処理試験

施策

1 事業の目的

畜舎から発生する悪臭の除去及び簡易汚水処理施設から排出される処理水中のCOD(化学的酸素要求量)、色度を低減させるため、光触媒等を活用した脱臭技術及び汚水処理技術を開発する。

2 事業の内容

(1)畜舎脱臭

ア 紫外線が効率的に当たり、臭気との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)

イ 実規模の前段となる小型光触脱臭装置の製作と脱臭能力調査(現地)

(2)污水処理

ア 紫外線が効率的に当たり、汚水との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)

イ 現地実証試験(現地)

3 事業の現状及び課題

畜産経営から発生する悪臭及び汚水について、これまで生物膜を利用した簡易処理方法について研究を行い、県内において実地事例として普及している。しかし、臭気においては脱臭能力の一層の高度化が要望されており、また、汚水においては除去されにくいCOD、色度の低減が課題となっている。

連絡先

農林水産部 農林総合研究所中小家畜試験場 電話0859-66-4121

参考URL

鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43013

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 19 水道水源等監視指導事業

施策

1事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

2事業の内容

- (1)水道施設の適正管理のため監視指導を実施。(2)水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。

3 事業の現状及び課題

県内の水道事業等の状況(平成24年3月31日現在)

上水道事業数:14 簡易水道事業数:200 専用水道施設数:36

連絡先

生活環境部 水·大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「水道」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20226 平成22年度施策 平成23年度施策

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 20 公害苦情相談窓口の設置

施策

1事業の目的

身近な公害問題で県民が困ったときのため苦情相談窓口を設置し、相談の受付その処理にあたることで、安全・安心に暮らせる生活環境の実現に資する。

2 事業の内容

公害苦情相談窓口を設置し、苦情者から相談を受付、その処理にあたる(各市町村担当部署、東部生活環境事務所、・中・西部総合事務所生活環境局)

3 事業の現状及び課題

平成23年度 公害苦情相談件数 376件

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「苦情相談窓口の設置」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 21 公害紛争処理制度

施策

1事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適 正な解決を図る。

2 事業の内容

- (1)公害審査委員候補者の委嘱
- (2)あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会の設置し、問題の解決にあたる

3 事業の現状及び課題

- (1)公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を10名委嘱している。
- (2)公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれない時の対応に当たり、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会を設置し、公害紛争の解決を図っている。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「公害紛争処理制度」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-2 環境汚染化学物質の適正管理
- 01 環境汚染化学物質対策事業

施策

1事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。 また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。 (2)特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

3 事業の現状及び課題

- (1)ダイオキシン類対策事業
- 〇常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を 実施。

- ·調査地点:大気4地点、水質·底質18地点、地下水9地点、土壌15地点
- 〇特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

- 検査件数:排出ガス16施設、排出水2施設
- (2)環境ホルモン濃度調査事業

、内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

(3)化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより 「ダイオキシン」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423

水・大気環境課webサイトより

「環境ホルモン」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-2 環境汚染化学物質の適正管理
- 02 化学物質管理促進事業

施策

1事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表 (情報提供)することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境 の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リ スクの削減を目指す。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚 染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。 (2)平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善 の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件 に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握 して国へ届け出ることとされた。

※PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、

届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行) また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

3 事業の現状及び課題

(1)届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

(2)集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県 民の化学物質に対する理解を促進。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより 「PRTR」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-3 境影響評価の推進
- 01 環境影響評価制度

施策

1事業の目的

環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあ る事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の 方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条 例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の内容

大規模開発事業等の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響 評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

- (1) 鳥取県環境影響評価審査会の開催 ・配慮書、方法書、準備書、評価書等に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
- (2)条例対象事業の審査・検討

3 事業の現状及び課題

【個別案件】

○現在、環境影響評価条例に基づき、「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施 設整備事業(仮称)」(一般廃棄物焼却施設)の手続中であり、評価書知事意見を送付 したところ。〈平成25年3月末現在〉

【条例改正等】

- ○「環境影響評価条例」及び「環境影響評価条例施行規則」の一部を改正し、平成 25年4月1日完全施行(計画段階配慮書手続の新設、風力発電事業の対象事業への
- ○「環境影響評価技術指針」について、現行技術指針を廃止したうえで、新たな技術 指針を制定し、平成25年4月1日施行。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「環境影響評価に関すること」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
- 01 北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会参加事業

施策

1 事業の目的

平成19年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地 方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地 域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、 地球環境の保全に貢献する。

●「環境交流宣言」の概要

- 1 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるととも に、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球混暖化防止 など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
- 2 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。3 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等 について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府 に対しても協力を呼びかけていきます。
 - ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
- •ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
- •渡り鳥など広域的な生態系の保全
- ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

2 事業の内容

各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築す

3 事業の現状及び課題

・平成24年4月に鳥取県において「砂漠化防止と黄砂問題に関すること」「生物多様性 の保全に関すること」を主題発表テーマにした協議会を開催。

鳥取県からは黄砂問題、生物多様性に関する最新の知見、対処技術策等について発 表した。

また、砂漠化防止・黄砂部会では、具体的な取り組みに向けて各地域と掘り下げて 協議。今後、モンゴル中央県など発生源地域の状況等を確認したうえで、これまで以 上に連携を強めて農業支援や人材育成など大学等の技術協力も得ながら、具体的に 取り組んでいくことを確認した。

その他協議として漂流・漂着ごみ、エネルギーに関して、各地域と意見交換し、再生エネルギーの導入や身近に出来る省エネ活動などが重要であるとの認識を確認した。 次回の協議会では、「海洋地域も含めた生物多様性」「エネルギー等に関すること」に ついて、主題発表を行うことで合意した。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
- 02 第9回鳥取県・江原道環境衛生学会

施策

1 事業の目的

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する 覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究員並びに 環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究につい て発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

2 事業の内容

- 〇開催予定月: 平成25年9月
- 〇場所:鳥取県衛生環境研究所
- 〇参加者:約80名を予定
 - •基調講演
 - •調査研究発表

環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ 衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

- ・総合討論、学会まとめ
- •意見交換会

3 事業の現状及び課題

平成13年に第1回の学会を開催し、これまでに計8回の学会を開催した。鳥取県と 江原道で交互に開催し、学術交流を深めている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより 「鳥取県衛生環境研究所」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 01 中海水質浄化対策推進

施策

1事業の目的

中海に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、中海の水質保全を図る。

2 事業の内容

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成21年度には第5期計画(平成21~25年度)を新たに策定してより一層の水質保全施策を計画しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。そのため本計画の推進を図るとともに中海会議等で検討される水質改善方策についても取組む。

3 事業の現状及び課題

- (1)第5期「中海に係る湖沼水質保全計画」に基づく施策評価など
- (2)中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町及び国土交通省)における一層の水質改善のための方策の検討
- (3)中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町)の運営
- (4)住民参加型の水質調査等の実施
- (5)海藻刈りによる栄養塩循環システムのモデル構築検討事業(島根県との連携事業)
- (7)環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み
- (8)米子湾の流動等調査等の実施

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 02 アサリが住める中海の浅場環境の保全に関する研究

施策

1 事業の目的

中海の浅場の保全と有効活用を検討することを目的に、アサリの健全育成に必要な浅場の環境を解明した上で、望ましい浅場環境を持続的に保全するための管理法を提言する。

2 事業の内容

- (1)アサリ密度の季節変化を把握する調査
- (2)海藻の繁茂時期・繁茂状況を把握する調査
- (3)渡り鳥の飛来時期を把握する調査
- (4)水質の季節変化を把握する調査
- (5)海藻の繁茂がアサリの生残に与える影響を評価する実験
- (6)渡り鳥の補食がアサリの生残に与える影響を評価する実験

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

アサリの密度は海藻の繁茂する夏季(7~9月)に著しく低下すること、さらに、こうしたアサリ密度の低下は、水質の変化よりも海藻の繁茂による湖底環境の変化の影響を強く受けていることが明らかになった。

(2)課題

これまでの結果より、中海の海藻刈りは夏季に行うと湖底環境の改善に効果的であることが示されたが、冬季に飛来する渡り鳥の影響が不明であり、この点の解明が必要である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

。 鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 03 湖山池水質浄化対策推進

施策

1事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 事業の内容

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

このような背景のもと、平成22年度には、鳥取県と鳥取市で「湖山池会議」を設置して、湖山池の将来の望ましい姿(将来ビジョン)の検討を重ね、平成24年1月に「湖山池将来ビジョン」を策定した。この将来ビジョンに基づいて、高塩分化による汽水域再生への取り組みを平成23年3月にスタートさせたところであり、ヒシやアオコの発生を抑制できた反面、淡水動植物の減少等の新たな課題も発生してきた。

これらの課題解決や一層の水質改善には、行政のみの取組だけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となることから、それら取組を総合的に進める計画として将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)を定め、これに基づいた取組を展開していくこととしている。

3 事業の現状及び課題

- ・鳥取県、鳥取市の協働設置の「湖山池会議」による各種湖山池浄化への取り組みの 推進。
- ・将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)に基づく各種施策の取組促進。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 04 湖山池漁場環境回復試験

施策

1事業の目的

湖山川の水門開放が湖山池内の魚類と漁場環境へ与える影響を把握するとともに、水産振興策としてヤマトシジミ増殖策を検討する。

2 事業の内容

- (1)水門開放影響調査
 - ○資源変動調査・・・小型定置網などにより魚類相、分布量の変動を把握する。
- 〇環境調査・・・池内の水質(塩分・DO・水温)を把握する。
- (2)ヤマトシジミ増殖試験

湖内の塩分濃度上昇によりヤマトシジミ資源が創出される可能性が高まったことから、効率的なヤマトシジミ増殖策を検討する。

(3)簡易覆砂試験

安価な手法による覆砂を実施し、漁場改善効果を把握する。

3 事業の現状及び課題

〇水門開放影響調査

魚介類の種類数は水門開放の前と後で大きな変化は無かったが、淡水産種が減少し、海産種が増加した。主な漁獲対象種であるシラウオ・ワカサギ・テナガエビの漁獲量は回復していない。

水質は春から秋にかけて底層を中心に貧酸素水域が確認された。

水門開放が湖内の魚介類へ与える影響については、調査を継続し、湖内環境が安定したから評価する必要がある。。

〇ヤマトシジミ

池周辺の浅場(水深1m前後)で稚貝が広範囲に確認された。

10月以降稚貝が急増した。

H23年までは、採捕された稚貝が夏以降採捕されなくなることから、H25年度以降も調査を継続し、シジミの発生状況を把握する必要がある。

連絡先

栽培漁業センター生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより

「栽培漁業センター」

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

05 湖山池の環境変化に伴う生物多様性・生態系評価及び自然再生方法の 検討

施策

1事業の目的

湖山池では、平成24年3月の湖山川の水門開放による高塩分化に伴って、水質や生物相への影響が起こり始めている。この変化の過程にある湖山池を監視するとともに、生物多様性や生態系の変遷過程を捉えて評価し、望まれる湖山池の姿を目指す施策に繋げる。 また、シードバンク(湖底の底泥に埋没・保存された植物の種子)を活用して、在来水生植物の

再生方法を検討する。

2 事業の内容

現地モニタリング・資料調査等から、湖山池の生物多様性・生態系評価手法を検討し、この手法 を用いて水門開放による湖山池の生物多様性や生態系の変遷を評価する。

モニタリングは関係機関で分担し、研究所では塩分や溶存酸素濃度などの水について、湖内 の分布および連続観測を行う。

併せて、シードバンクを活用した在来の水生植物による自然再生のため、湖山池他2湖沼の 底質を用いた発芽試験を行う。

3 事業の現状及び課題

従来から湖水が灌漑用水として農業利用され、湖山川の水門管理によって淡水に近い低塩分 大きく変化することが予想され、実際の状況や事象を監視および評価し、適切に対応していく必 要がある

また、湖沼の自然再生に向けて在来水生植物のシードバンクを活用するにあたり、必要な発 芽能力等の知見・情報が不足している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 06 東郷池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 事業の内容

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりませれた。第2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2000年度、2 得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種 水質保全施策を推進する必要があり、これらの取り組みを推し進めるために平成23年度には、 「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」を見直し策定した。

3 事業の現状及び課題

- -第1期「東郷池水質管理計画」(平成18~27年度)の推進
- ・「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム(第2期)」(平成23年度策定)の普及・啓発・環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 07 東郷池における住民意識を取り入れた新たな環境指標の検討

施策

1事業の目的

従来の環境基準だけでは住民に分かりづらい水環境の姿を、住民の感覚を反映させた指標を作り、従来基準と組み合わせることでわかりやすく示し、湖沼対策の方向性の設定や住民意識の向上に活用する。

2 事業の内容

新指標の検討に係る基礎調査

- ・住民が知覚する水質指標の把握(項目の絞り込み)
- ・住民が湖水を知覚する場所の把握
- ・住民が知覚する水質(感覚指標)の数値化

3 事業の現状及び課題

従来の環境基準項目だけでは水環境の保全状況が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくいことから、環境省でもより分かりやすい基準の設定を検討している。 さらに国交省においても、多様化する課題に対応した湖沼水質管理を実施するためには、多様な視点を踏まえる必要があるとして、住民の感覚を考慮した水質管理指標を検討している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 08 ラムサール条約推進事業

施策

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録(H17.11.8)された。平成22年は、国際生物多様性年であるとともに、ラムサール条約湿地 登録5周年を迎える年である。また、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に 引き継ぐ協定を締結したスタートの年であった。

本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用(ワイズユース)」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、 意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1)こどもラムサール全国湿地交流会

- ・平成19年度に中海・宍道湖で「全国大会」を実施し、平成22年度は「ラムサール条約5周年記念事業」を鳥取・島根で連携して実施し、平成23年度は全国の湿地(谷津干潟、琵琶湖、豊岡)⇒「コウノトリの飛行ルート」からこどもたちを招聘し、中海・宍道湖のこどもたちと交流を実施。平成24年度は、中海・宍道湖のこどもたちを谷津干潟、 豊岡へ派遣。
- ・交流を継続・拡充させるため、次世代を担うリーダー育成を目的として、他の湿地へ中海・宍道湖のこどもたちを 派遣し、交流を図る。

区 分	派 遣 先	特 記 事 項			
案1	○琵琶湖湖北	・日本最大の湖であり、湖水浴ができるような良好な水質が保たれている いる ・2010年度の交流会での交流実績あり			
(案2)	○雨竜沼湿原(北海道)○漫湖(沖縄)○藤前干潟(名古屋)○谷津干潟	未定(実施時期、受入れ先との調整の必要あり)			
※こどもの対象者は、湿地に関する活動を実践する小学校中学年から高学年程度の児童					

(2)ラムサール条約リレーシンポジウム

〇宍道湖でのシジミの減や中海でのサルボウの復活など宍道湖・中海の水産資源をめぐる話題、動きを踏まえ、H 25は両湖の「食」をキーワードにリレーシンポを設定する。 〇テーマの候補:「中海・宍道湖の水産資源と私たちの生活」

水産資源の現況の説明や実際に両湖の恵みを食する機会を提供することで、湿地生態系の維持と賢明な利用を

こどもたちを中心とするシンポ設定も検討する。

開催月日	場所	テーマ	講 師 等
【鳥取県】 7月	むきばんだ史跡公園 ほか	中海と食①	・むきばんだ史跡公園職員ほか
【島根県】 9月	宍道湖畔	ハゼ釣り&ごみ拾 い	・ゴビウス職員によるハゼの釣り方、さばき方の説明 ・参加者によるハゼ釣り&宍道湖周辺のゴミ拾い
【鳥取・島根】 9月、10月頃 (1回or 2回)	場所未定 【候補地】琵琶湖、谷 津干潟、藤前干潟等	こどもラムサール 交流	・宍道湖・中海で活動するラムサールクラブの子ども 達を派遣し、他湿地の子ども達と交流・学習する。
【鳥取県】 10月	米子水鳥公園	ハゼ釣りから知ろ う!中海の恵み! ワイズユース	・水鳥公園職員ほか・中海の魚を実際に調理し、味わう
【島根県】			・上田勝彦氏による宍道湖、中海の魚の魅力とレシ

1	11月	宍道湖畔	宍道湖と食②	ピ紹介など
	【鳥取・島根】 12月	くにびきメッセ(松江 市)	両県合同シンポジ ウム	・ゴビウスKODOMO探偵団、米子水鳥公園ラム サールクラブ・ジュニアレンジャーの活動報告 ・基調講演(講師未定)
Г				

(3)中海·宍道湖一斉清掃

- H18年度から、両県関係自治体が連携実施 H25年度は安来市をメイン会場に、両県合同の開始式を行う

(H18:松江市、H19:米子市、H20:安来市、H21:境港市、H22:東出雲町、H23:松江市、H24:米子市)

3 事業の現状及び課題

(1)ラムサール条約湿地への登録

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール 条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」を推進して いくことが、求められている。

※2012年8月10日現在、締約国162ヶ国、登録湿地数2,046ヶ所、日本国内は46箇所。

◎中海の賢明な利用とは

「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用してくことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農 地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。

(2)中海における現状や課題

〇中海は、堤防開削、自然再生、漁業、治水など、様々な分野で問題を抱えており、水質改善だけでなく、2年的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協 働により対処することが必要。

〇平成22年4月22日、中海会議が設置され、2省2県4市町(国(国土交通省、農林水産省)、 県(島根県、鳥取県)、市町(米子市、境港市、松江市、安来市、東出雲町)が構成員となり、(1)堤防、護岸整備、(2)水質及び流動、(3)農地の排水不良、(4)利活用 等を協議していくことと なった。

〇平成21年度末、第5期湖沼水質保全計画の策定し、長期ビジョン(およそ25年後の中海の望ましい将来像)については、個々の数値で表現するのではなく、水中から水辺にいたるまでの理想的な姿や周辺の景観などとのマッチングなど、トータルな姿として設定したところ。 〇中海会議の設置により、これまでのNPO団体などを中心とした粘り強い取り組みの継続や

アマモ造成等事業への新たな支援により、中海において行動を起こす気運は、高まりつつある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7870

参考URL

鳥取県生活環境部のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進
- 09 湖沼汚濁機構解明に資する新モニタリング手法(リモートセンシング)の開発

施策

1事業の目的

県内湖沼における広域的な(全湖レベルでの)汚濁状況を把握できる衛星モニタリング 手法を開発し、汚濁源の特定や各種対策に応用する。

2 事業の内容

衛星画像の処理技術を使用して現地データとの補正を行い、従来の現地調査では得られなかった面的、広域的なプランクトンや水生植物の発生状況 を全湖レベルで可視化する。

3 事業の現状及び課題

現状

H24の調査により湖山池の反射分光特性が明らかになり、現行の人工衛星によるクロロフィルa濃度の簡易モニタリングが可能となった。

課題

東郷池の反射分光特性を明らかにし、人工衛星による簡易モニタリングシステムを作り上げることが必要。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

「鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 01 鳥獣被害総合対策事業

施策

1 事業の目的

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1)侵入を防ぐ対策 (2)個体数を減らす対策
- (3)周辺環境を改善する対策

を総合的に支援する。

2 事業の内容

(1)侵入を防ぐ対策 侵入防止柵などの設置を支援

(2)個体数を減らす対策

| 捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援 (3)周辺環境を改善する対策 | 農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹 のもぎ取り等を支援

3 事業の現状及び課題

(1)イノシシ・ヌートリア・カラス等の野生鳥獣による農林産物等のH24年度(12月末時 点)被害額は、44百万円で前年度比の72%に減少。

ア イノシシ被害は、県東部で減少傾向にある一方、県中西部では増加傾向にあ る。

イ シカ被害は、県東部で水稲、野菜類、造林木に被害が発生している。

(2)ヌートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を 目指した対策が必要とされている。

連絡先

農林水産部 鳥獣対策センター 電話0858-72-3820

参考URL

鳥取県 鳥獣対策センターのwebサイトより 「農作物の鳥獣被害対策に関すること」 http://www.pref.tottori.lg.jp/211038.htm

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 02 特定鳥獣保護管理事業

施策

1 事業の目的

個体数が増加して農林業被害や生態系被害が増加しているイノシシ・ニホンジカ・カワウや個体数が減少して絶滅のおそれが危惧されるツキノワグマについて、生息実態に応じた捕獲頭数の目標設定、農林業・生態系被害の早急な軽減と生息域拡大の抑制及び個体群の安定的維持といった計画的な保護管理を行うことを目的とする。

2 事業の内容

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行い、被害軽減、保護等を推進するための各種取組を行っている。

- (1)保護管理計画検証のための検討会の開催等 生息状況等調査(継続)を実施し、その調査結果に基づき保護管理検討会を開催し計画を検証する。
- (2)生息状況調査の実施

生息情報、被害情報の整理及び行動分析を専門機関に委託等して実施する。

(3)カワウ生息実態調査の実施

県内のカワウの生息数を調査し、各種対策の基礎資料とするほか、保護管理計画策定の是非を検討していく。

- (4)ツキノワグマ対策の推進
 - ア ツキノワグマ追跡調査員(非常勤職員)を配置し、学習放獣の効果確認のため、電波発信器による行動把握を行う。
 - イ 錯誤捕獲個体や学習放獣を前提に捕獲した個体に対し、人等への嫌悪感を与 える学習放獣を実施する。
 - ウ 遭遇回避対策として、以下の事業を引き続き実施する。
 - (ア) 遭遇回避総合対策事業

クマ対策学習会開催、追い払い体制整備等、住民の安全・安心を確保するための補助を実施

(イ)堅果類豊凶実態把握事業(H23~)

ツキノワグマの秋のエサであるブナ科堅果類の結実状況を把握して、出 没予想をたてるとともに、早期に出没対策を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)イノシシ・ニホンジカ

〇イノシシによる農林作物被害を減少させるためには、物理的な被害防止対策を

行うとともにイノシシを捕獲し、個体数を減少させることが必要。

- 〇二ホンジカについても個体数が増加して、国定公園氷ノ山内では希少植物(サンカヨウ)などに食害が発生している。
- 〇このため当面の対策として、食害が顕著な地域において被害軽減を図るため、 電気柵の設置によるサンカヨウ群落の保全と、くくりわな設置によりシカを捕獲 する取組を実施中。
- 〇また、平成23年度に氷ノ山後山那岐山国定公園全体の状況を把握するための 調査を実施し、この調査結果に基づき生態系維持回復事業計画策定、平成 26年度以降に生態系維持回復事業による抜本対策を推進する予定。
- 〇しかしながら、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年の約4割に減少し、60歳以上が66%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足状況。

(2)ツキノワグマ

- 〇県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心に200頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ることとしている。
- 〇一方、クマに対する心理的な恐怖感と農作物への被害などから駆除要望が強い。しかし、繁殖力は弱いことから、慎重に保護管理する必要がある。

(3)カワウ

- 〇近年、内水面漁業関係者から被害対策の要望が寄せられ、環境への影響も懸念される。また、県内で新たな繁殖地も確認された。対策を行う上でも基礎となる県内での生息実態を把握していくことが必要となっている。
- ○漂鳥の傾向が強く、生息実態の把握が困難で、県内の状況は明らかになっていない。過去に絶滅が危惧された時期もあることから、継続的な調査により生息実態を把握して保護管理する必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより 「野生動植物」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 03 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

施策

1事業の目的

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業の内容

- (1)狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会を実施する。
- (2)狩猟者登録事務の実施。
- (3)野生鳥獣の保護及び適正狩猟を推進するため、必要な措置を行う。
- (4) 鳥獣保護のため、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等を指定し、設置した標識 の管理を行う。

3 事業の現状及び課題

野生鳥獣と人間社会との軋轢や希少野生動物保護の問題を背景に、種の保護管理の一端を担う捕獲者の養成を図る観点からも、狩猟制度の管理・運営を行う必要性は高い。

しかしながら、狩猟者の減少・高齢化が顕著であり、狩猟者確保が喫緊の課題となっている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより 「野生動植物」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 04 鳥獣捕獲者確保環境整備事業

施策

1事業の目的

地域における野生鳥獣の適切な保護管理や自然環境の保全など地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、「人と自然が共生する地域」を目指す。

2 事業の内容

近年減少の著しい狩猟者を確保するため、狩猟免許や猟銃所持許可などの資格取得のための研修会の開催や、日常の射撃練習を負担無く行うことができる射撃環境の整備を行う。

(1)狩猟者(捕獲従事者)の養成

イノシシ、ニホンジカなどの有害鳥獣駆除又は個体数調整等を担う有能な狩猟 免許者の育成・確保対策を猟友会に委託して実施

- ○狩猟免許試験受験のための事前研修会の開催
- 〇安全な捕獲を行うための猟具の取扱い研修の実施
- ○若手銃猟者の育成確保に係る実猟・実技研修の実施
- ○全国的に開催される先進的研修会への派遣
- ○獣肉処理・加工に係る衛生講習会の開催 ほか
- (2)射撃環境の確保・改善

鳥獣害対策に欠かすことの出来ない銃猟者を育成するため、射撃環境の改善に 向けた各種取組を実施

- ※銃猟者:猟銃(散弾銃・ライフル銃・空気銃)を用いて鳥獣を捕獲する資格を有する者
- 1)射撃環境整備の在り方についての検討

射撃施設の整備、ソフト対策及び先進的銃猟の取組等の射撃環境全般についての調査検討を実施

《内容》

- 既存施設(鳥取市営クレー射場)改修の可能性
- ・先進地、関係業界から有識者を招いての研修会の開催
- 2) 銃猟者への直接的な支援措置
 - ア. ライフル銃技能講習受講支援

ライフル所持者に対する技能講習受講に係る経費の支援

- 県外施設に出かけて法定講習を受けるのに要する経費の一部を助成
- ・ライフル銃技能講習合格のための研修会の実施(年3回)
- イ. 射撃技能向上のための射撃練習奨励金の交付

有害駆除作業に従事する者で、一定数(年間2回以上)の射撃を行った

者に対する係る経費の補助

ウ. 散弾銃技能講習受講支援

有害駆除作業に従事する者で、散弾銃に係る技能講習を受講する者に対する係る経費の補助

エ、ガバメントハンターの育成

鳥獣対策関係業務に携わる自治体職員で、業務に資する目的で猟銃を 所持する者への資格取得経費の支援

※ガバメントハンター制度: 行政が直営で管理する捕獲者制度

3 事業の現状及び課題

現状(背景と課題)

- ◎以下のにより、クマ、イノシシ及びニホンジカ等の野生鳥獣による人身・農林被害の発生が拡大(人間と鳥獣の軋轢が深刻化)
 - ★中山間地域の過疎化・高齢化により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつある。
 - ★狩猟者が減少・高齢化し、野生鳥獣への捕獲圧が低下した結果、野生鳥獣の個体数が増加
- ◎以下の理由により、猟銃を所持するための環境が悪化し、銃猟者の減少に拍車の 掛かることが懸念
 - ★平成21年度の銃刀法改正により猟銃所持の手続きが煩雑化
 - ★県内東部には射撃場が無く、中・西部にある既存の各種射撃場も小規模で老朽 化が進み、施設の維持存続に不安
 - ★県内には狩猟用ライフルを発射可能な射撃場がないことから、所持許可者は資格・技能を維持するのに負担が大きい。
 - ★高齢化の進行による作業時の不測の事故増加を懸念
- ◎ジビエ振興に係る現状
 - ★捕獲資源を活用してジビエを新たな山村振興や観光資源にする動きがある。
 - ★捕獲者の減少に伴い、ジビエの原材料確保に不安

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 05 野牛動物ふれあい推進事業

施策

1事業の目的

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(H23環境省告示)及び「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき、傷病鳥獣の救護等の各種事業を実施する。

2事業の内容

(1)傷病鳥獣の救護

負傷、衰弱、幼少等の原因で収容された野生鳥獣の自然界への復帰を目指して、動物病院等に治療を委託する。

(2)愛鳥モデル校の指定・育成

野鳥保護教育の取組が盛んな小中学校を愛鳥モデル校に指定し、授業等で野鳥の巣箱や愛鳥週間ポスターの作成、野鳥観察会、野鳥学習会等を行うのに要する経費を助成する。

(3)愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催

鳥獣愛護の精神涵養に資するため、愛鳥週間用ポスター原画募集の全国コンクールに併せて、県主催の図案コンクールや、野生動物の巣箱コンクールを実施する。

(4)鳥獣生息状況等の調査

鳥獣保護区等での鳥獣生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリ及び猛禽類の生息状況等を把握するため、委託により調査を実施する。

3 事業の現状及び課題

- 〇傷病鳥獣の救護を行うことにより、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種 の保全や、環境のモニタリングに資することができる。
- 〇しかし、救護期間や経費に限界があり、救護対象鳥獣や治療期間の限定や野生鳥 獣への接し方に関する考え方の普及啓発に努める必要がある。
- ○愛鳥活動をとおして、子供たちの自然環境保全意識の普及と愛鳥思想の高揚を図るとともに、コンクール開催を広く世間に広報し、県民の野生鳥類に対する保護思想の普及を図る。
- 〇このため、愛鳥モデル校の指定は重要であり、今後も指定校増への取組を継続する。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより 「愛鳥週間ポスターコンクール」 http://www.pref.tottori.lg.jp/100994.htm

「愛鳥モデル校」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063

「野生鳥獣の救護」

http://www.pref.tottori.lg.jp/209479.htm

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 06 内水面資源生態調査

施策

1事業の目的

- ○河川の重要魚種であるアユの資源状況を把握し、アユ資源回復プランの効果を検証するとともに、不漁の原因究明および対策を検討する
- 〇遺伝的多様性に配慮した放流に頼らない増殖手法を推進するため、漁協等と協働 で渓流魚の人工産卵場を造成し、産卵効果を検証する
- 〇在来個体群の生息域推定を行い、在来魚保全ゾーンとしての活用や、人工産卵場 造成推進のためのデータとする

2 事業の内容

- (1)天神川、日野川および千代川におけるアユ資源生態調査および不漁原因解明調査
- (2) 渓流魚の人工産卵場造成試験、在来のイワナ、ヤマメの生息域推定調査

3 事業の現状及び課題

○アユについては、「資源回復プラン」に基づき施策等が実施されているが不漁が継続している。不漁原因の一因として付着藻類の減少が考えられるが、その原因は特定できていない。

〇渓流魚については、「生態系に配慮した増殖指針」(H22年水産庁)が示されており、 本県でも本指針や、渓流漁場のゾーニング管理を推進していく必要がある。



連絡先

栽培漁業センター生産技術室 電話0858-34-3321

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより 「栽培漁業センター」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 07 大山オオタカの森保全事業

施策

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、森林整備を実施して オオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

- (1)営巣環境整備事業
 - ア マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除
 - イ 周辺道路や観察路への危険木の除去
- (2)下草刈り等管理業務

 - ア 観察路等の草刈 イ 標識・看板等の点検清掃
- (3)オオタカの森協議会の実施
- ア オオタカの森保護員や地元関係者等で構成され、当該森の管理や運営方法等を協議

3 事業の現状及び課題

平成13年に県が土地を取得後、条例の設置、観察路等の整備を行い、平成18年 から計画的にオオタカの営巣環境に適した森林整備を継続実施している。 自然保護意識の啓発の場等としてのPRも重要となるが、オオタカの生息に配慮しな い多人数の利用は禁物で、保護と利用のバランス調整が難しい。

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課 動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 08 外来種防除事業

施策

1事業の目的

外来生物法などに基づき、鳥取県外来種検討委員会で、外来種への生息・生育、被害の現状及び防除方法等を検討し明らかにするとともに、効果的な防除方法の開発・ 実証、県民との協同により防除の推進を図る。

2事業の内容

- (1)検討委員会による外来種の防除に係る検討 生息・生育状況等の把握、防除方法の検討を行うため、学識経験者等による検 討委員会を設置する。
- (2)外来生物捕獲技術講習会 狩猟者の養成講習や捕獲を行うための講習に併せて、外来生物防除の講習会 を併せて実施する。

3 事業の現状及び課題

- (1)外来種による在来種の捕食(ブラックバス等)、生態系の破壊、農林水産業、人の生命等への影響が深刻化しつつある。
- (2)本県では、平成18外来生物実態調査の結果から、特定外来生物5種(ヌートリア、アライグマ、ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギク)について重点的対策に取り組むこととした。
- (3)農林水産業被害の防止に向けて、農林水産部と連携したヌートリア、アライグマの防除推進 ※防除実施計画に基づく取組
- (4)ため池における外来魚防除の試行的実施 ※池干しや電気ショッカーによるブッラクバスの駆除実験を本年度も継続実施する。
- (5)自然保護ボランティアとの連携 オオキンケイギクの駆除の啓発パンフレットの作成配布や、道端や河川区域に生 息する個体の刈取り駆除作業を自然保護ボランティアとの協働で実施している。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより 「野生動植物」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 09 希少野牛動植物保護対策事業

施策

1 事業の目的

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を県民との協働により実施する。

2 事業の内容

- (1)「希少野生動植物」、「特定希少野生動植物」の指定見直し 平成21~22年度にかけて行ったRDB改訂作業でとりまとめられた「新レッドリスト」を基に、条例に基づく希少種等の種の指定を見直す検討会を開催する。
- (2)特定希少野生動植物41種について各保護管理計画に基づき、保護管理事業を 実施する。

区分	内容	備考		
	グ調査	人による積極的な管理を必要としないが、生育(繁殖) 状況の把握のためモニタリング調査が必要な種。(スギ		
	保護管理団	ラン、タキミシダ、エゾカワラナデシコ等) 生育地周辺の草刈など、人による積極的な管理が必要 な種。(コアジサシ、オオエゾデンダ、オキナグサ等)		

- (3)生物多様性GISシステムの保守管理
 - ・システム運用サポート
 - ・簡易解析、データの追加保守

3 事業の現状及び課題

特定希少野生動植物の保護や保全に資するため、生息状況のモニタリングや生息 地の管理(草刈等)を実施する保護団体数の増加に向けた団体の掘り起こしを行って きた。

しかしながら、保護団体数が伸び悩んでおり、H22年度から実施しているRDB(レッドデータブック)改訂作業を踏まえて、新たな希少野生動植物の保護管理団体の掘り起こしに努める必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより 「希少野生動植物の保護」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 10 集落型里山林整備事業

施策

1事業の目的

放置され荒廃した里山の公益的機能や景観を向上させるため、集落等が主体となって 取組を行い、里山林の環境整備を図る。

2 事業の内容

- (1)鎮守の森等整備事業(修景林整備事業)
 - ・景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等)
- (2)集落周辺整備事業
 - ・簡易施設(展望台、木製ベンチ、木製標識の設置等)
 - 作業道の整備(散策路、歩道等)
- (3)鳥獸防止緩衝帯整備事業
 - ・森林内における刈り払い、除伐等
- (4)里山復活対策事業
 - ・防竹帯の整備
 - 里山資源活用推進(竹等の利活用に必要な薪割機、炭窯等の整備)
 - ・ナラ枯れ対策(粘着バンド設置)

3 事業の現状及び課題

中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあるため、以下の問題が発生している。

ア 植物の生息・生育環境の質の低下:里地里山の環境に依存する動植物種の衰退・ 喪失

イ 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化:クマの大量出没、イノシシやニホンジカによる鳥獣被害の発生

- ウ 景観や国土保全機能の低下:耕作放棄、ナラ枯れ、竹林拡大による生物多様性や 公益的機能の低下
- エ 管理の担い手の活力低下:人口の減少や高齢化による管理者の不足

このため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、地域における自然環境意識の醸成等を図る必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより 「森林・林業総室」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全
- 11 里地里山再生地域モデル事業

施策

1事業の目的

- ◎都市部と山間地の間に位置する「心のふるさと里地里山」の復活
- ◎従来の中山間地域対策、農林業振興ではない、自然環境保全の視点で地域が取り 組む活動のモデルを創出
 - ○集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの取組を進め、地域における自然環境意識の醸成、鳥獣害対策の推進等を図るとともに「人と自然が共生する地域」の実現を目指す。
 - 〇有機農業の推進、開発の抑制及び森林の適正管理を行い、地域農林産品の地 産地消と資源の循環をすすめることで地域の活性化を図る。

2 事業の内容

【平成23年度】

八頭町船岡地区をモデル地区とし、「里地里山再生計画」を策定 《再生計画の内容》~事業実施項目~

- ○里地里山水系の整備再生、竹林整備活用
- 〇都市里山交流プログラム、計画推進のための協議会設置 など

【平成24年度】

「里地里山再生計画」に基づき、再生事業の取組に着手

- ○竹林整備による獣害緩衝帯の整備と広葉樹・果樹植栽
- ○環境学習会開催による農林業や自然とのふれあいの場の創出
- 〇計画実行のための検討会議の運営

【平成25年度以降】

ふなおか共生の里づくり協議会の取組の深化

再生計画に掲げる以下の項目を重点実施

○有害鳥獣に負けない集落づくり

野生鳥獣対策の推進(荒廃里山林整備、先進捕獲技術の導入、若手捕獲者 育成の取組、捕獲鳥獣の有効活用)

〇里地里山水系整備再生の取組

環境学習会の開催、都市里山交流プログラム(学生ボランティア活動活性化等)の実施(補助対象経費の追加)

3 事業の現状及び課題

- (1)里地里山の現状
 - 〇中山間地域の過疎化・高齢化などに起因する地域力の低下による耕作放棄地

や放置森林の増加

○猪、鹿の食害など野生鳥獣との軋轢拡大や希少野生動植物の減少といった、自 然環境の変化が進行

(2)背景

- 〇里地里山の豊かな生物多様性は、国土の地理的要因と、農林漁業の生産活動 や生活文化等の人々の長い年月にわたる暮らしの営みによってかたちづくられ たもの
- 〇地域の多様な主体が連携して行う生物多様性の保全を重視した活動(農林業、 希少種保護、外来種防除、環境教育等)の促進について法律で規定(H22制定 通称:生物多様性保全活動促進法)

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 01 農地・水保全管理支払交付金事業(共同活動支援)

施策

1事業の目的

地域の将来構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動を支援する。

2 事業の内容

地域資源の保全向上活動に取り組む活動組織(農家以外の者も参画)に対し、地域協議会が 支援交付金を交付するのに要する経費に助成

3 事業の現状及び課題

(1)これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保全管理については、

ア 農家の減少や高齢化等の進展により、保全管理の体制が危機的な状況になりつつある。 イ 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら 資源の保全管理がネックとならないようにする必要がある。 (2)地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得 て、このような資源の保全管理の活動を永続させることが不可欠。

【実施市町村】

平成24年度 384地区(鳥取市他)実施

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより 「農地・水保全管理支払交付金」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41402

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 02 ため池等整備事業

施策

1事業の目的

老朽化の進んだ農業用ため池の改修整備を行い、継続して営農に使用できるようにす るとともに大雨等による決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する。

2 事業の内容

ため池整備工事

災害発生のおそれがあるため池の整備

- ア 堤体の改修 イ 洪水吐の改修
- ウ 取水施設の改修

3 事業の現状及び課題

取り組み状況 【平成24年度】

県営 2地区の実施(鳥取市、倉吉市)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 農村整備室 電話0857-26-7325

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより 「ため池等整備事業」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 03 有機·特別栽培農産物等総合支援事業

施策

1事業の目的

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」(平成19年12月策定)に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPR。

平成23年度に「鳥取県有機・特栽推進計画」を見直し、平成30年度末の施策目標 を有機・特栽面積1,500haに設定。

2 事業の内容

- (1)認定・認証業務
- ・有機農産物の認定・特別栽培農産物の認証業務
- (2)技術開発と普及
 - 有機実証モデル展示ほの設置(7か所)
- ・有機・特栽農業推進塾の開催(年4回)
- ・地域研究会の開催 (県内3か所)
- •有機•特栽生産技術支援事業
- (3)消費者PR
 - ・直売・イベントでの展示PR
- (4) 販路開拓・情報発信
- ・消費者交流・マッチング支援事業
- (5)事業推進
- ·有機·特栽推進協議会の開催(年1回)

3 事業の現状及び課題

(1)現状

鳥取県特別栽培農産物認証面積 240団体 1,234ha(平成25年3月末現在) 県内有機農産物認定面積(県外認定含む) 28団体 41ha(平成25年3月末現在)

(2)課題

- ・野菜分野での生産技術の体系的整理が不十分
- ・小規模生産者が多く、自力での販路開拓が難しい
- ・生産者間の繋がりができつつあるが、技術・販路等の情報を交換する機会が必要
- ・消費者・生産者の有機・特栽制度自体の認知が不十分

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより 「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 04 有機農業教育費

施策

1事業の目的

有機農業について学びたい学生や研修生のニーズに応えるため、有機栽培の制度や理論から栽培実習・販売まで一貫した教育を行うことにより、次代の農業を担う人材の育成を図る。

2 事業の内容

区分	事業内容		
有機農業の講義	(1)有機農業に関する制度と現状、技術的理論、事例研究等の講義を実施する(講義:環境保全と農林業)。 (2)有機農業実践者を外部講師として特別講義を実施する。 (3)有機農業実践者の圃場での現地実習を実施する。		
有機農業の栽培 実習	(1)作物コースでは有機専用の水田を設けて栽培実習を行う (新規設置)。 (2)野菜コースでは有機専用のハウスおよび露地圃場を設け て栽培実習を行う(新規設置)。		
指導職員の研修	(1)指導職員が有機栽培技術と理念に関する研修を受ける。 (2)指導職員が生産行程管理者の認定に関する研修を受け る。		

3 事業の現状及び課題

有機農業を志向する学生・研修生が農業大学校に入学してくるケースがあるが、平成24年度までは、有機農業の栽培実習は行っておらず、志向者への対応ができていない現状であった(講義は実施)。

H24年8月29日に有機農業および流通・販売の有識者による「農業大学校における有機農業教育に関する検討会」を実施した結果、(1)有機農業に関する講義の充実をはかり、(2)作物・野菜コースでの有機栽培に対応した専攻実習をすべきとの提言がり、平成25年度より栽培実習を開始することとした。

連絡先

鳥取県農林水産部 農業大学校 教育研修課 電話(0858)45-2411

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 05 農業資材適正使用推進対策事業

施策

1事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する監視指導を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管 管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業の内容

- (1)農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)
- ・農薬の適正使用の指導及び啓発 ・農薬販売店の届出に係る事務
- ・農薬販売店への立入検査
- ・農薬適正使用推進研修の実施 農薬の販売者及び使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令の内容を周知するための研修会を開催
- (2)肥料対策費(肥料取締法に基づく事務等) ・肥料販売業者、特殊肥料の生産業者の届出に係る事務
- ・普通肥料の登録に係る事務(有機質肥料等に限る)

3 事業の現状及び課題

- ・監視指導計画に基づき農薬販売店へ定期的な立入検査を実施
- ・農薬危害防止運動の実施(6月~9月)
- 農薬適正使用推進研修会の開催を計画

連絡先

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 くらしの安全担当 電話:0857-26-7877

参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより 「農薬・肥料」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 06 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

施策

1 事業の目的

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業について、平成13年の土地改良法改正により事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられたため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることを目的とする。

2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。

対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見 交換の結果は、ホームページ上で公開。

3 事業の現状及び課題

平成24年度の取組状況 県営 6地区、団体営 2地区

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県のwebサイトより

「環境配慮に関する検討会」「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換 会 」

http://www.pref.tottori.lg.jp/41370.htm

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/84ab9c9a8b2d598749256c6b000c56c3?OpenDocument

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

07 エコファーマーの推進

施策

1事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

2 事業の内容

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資料の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

3 事業の現状及び課題

鳥取県内のエコファーマー数(平成24年度末) 3,558件

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境係 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより 「エコファーマー」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 08 環境保全型農業直接支援対策

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、直接 的な支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施している。

2 事業の内容

(1)支援対象者

エコファーマー認定を受けていること及び農業環境規範に基づく点検を行っていることの要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者(法人を含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ。

(2)支援対象取組及び支援水準

化学肥料・農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取組み。

支 援 対 象 取 組	支 援 水 準		
(1)カバークロップの作付	8,000円/10a		
(2)リビングマルチ又は草生栽培の実施	8,000円/10a		
(3)冬期湛水管理	8,000円/10a		
(4)有機農業の取組	8,000円/10a ※但し、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a		
(5)堆肥の施用	4,400円/10a		

(3)事業実施期間 平成23年度~

3 事業の現状及び課題

環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 09 農地を守る直接支払事業

施策

1 事業の目的

中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平 成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事 業)が実施されている。

2 事業の内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行 うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

【対象地域】

- (1)特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)
- (2)(1)以外で知事が指定した地域
 - ア 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域 イ 3法指定地域に地理的に接する地域
- ウ 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を 満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする 集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に 基づき、5年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17市町(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

3 事業の現状及び課題

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的 機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られて いる。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条 件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的 機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより 「中山間地域等直接支払制度」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 10 とっとり環境の森づくり事業

施策

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん 養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税に よる県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識 の醸成を図る。

2 事業の内容

(1)とっとり環境の森緊急整備事業

手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整 備を行ない森林の機能回復を図る。

(2)とっとり県民参加の森づくり推進事業

集落、団体等が県内の貴重な森林を3年間以上継続して保全・整備する活動やボ ランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援 (3)森林の保全・整備

森林の間伐を支援(造林事業を活用し上乗せ補助を実施。保安林の場合:上乗 せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減)、普通林の場合:上乗せ補助率7%(所有者 負担を2.5割に軽減))

イ 作業道の整備を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。所有者負担を 2割に軽減)

(4)竹林対策

- 竹林の拡大防止及び適正管理を支援。 ・竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を2割に軽減) ・放置竹林の循環利用型皆伐、抜き伐り、竹林整備のための管理道及びアクセス 道開設を支援
- (5)森林景観対策

景観向上のための枯損木の伐採等を支援

(6)再造林による森林再生

・モザイク林造成のための再造林を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減))

(7)制度の普及啓発

税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)

3 事業の現状及び課題

平成24年度に制度の見直してを実施。税額は維持し、期間を5年間延長。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより 「森林環境保全税」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 11 とっとり共生の森支援事業

施策

1 事業の目的

企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・ 協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の 支援を行う。

- 《期待される効果》
- (1)森林の保全・整備の促進
- (2)企業等との交流による地域の活性化と県民の森林に対する理解の促進
- (3)それぞれの企業等にとっての目的の達成(水資源の確保、二酸化炭素の削減、職員研修

2事業の内容

- (1)制度、実績等を企業や県民に広く情報発信
- ・ホームページ、パンフレット、展示パネルなどによるPR (2)企業等の参画促進と森林保全活動への支援
- ・企業へのPR活動
- ・保全活動の計画、実施に対する支援
 (3)県民参画型の活動の推進(とっとり共生の森サポーター、美鳥の大使)
 (4)第64回全国植樹祭でPRするなど、全国に向けても情報発信
- (5)意見交換会の開催

3 事業の現状及び課題

県内外の企業・団体16社が参画し、18箇所の森林において保全活動を実施中。 しかし、景気を巡る環境が未だ不透明な中、「とっとり共生の森」のようなCSR活動に伴う支出 や活動内容の検討に対する企業側の負担感は一段と増している模様。 平成25年度に鳥取県で開催される「第64回全国植樹祭」を契機に情報発信も強化し、「とっと り共生の森」の活動への県民の参画を推進する必要がある。

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより 「とっとり共生の森」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 12 とっとりグリーンウェイブ推進事業(美鳥の大使交流事業)

施策

1 事業の目的

平成25年に開催する第64回全国植樹祭の開催を契機に県民運動「とっとりグリーンウェイブ」を深めるための事業を展開。

2 事業の内容

多くの県民が森林の役割や森を守ることの大切さ、木材の良さ等の理解を深めるとともに、森林環境保全税の仕組みや使途について理解を深めるため、フォーラムや植樹、イベントを開催。



- (1)自由植樹:全国植樹祭の植栽行事に招待客以外の多くの県民が、全国植樹祭の会場(とっとり花回廊)に自由に植樹を行う。(5月下旬~6月上旬)
- (2)西部圏域グリーンウェイブおもてなし推進事業:植樹祭時に県外から来訪される参加者に対してのおもてなしのイベント(5月25日~26日)
- (3)とっとりグリーンウェイブ森林環境・森林体験フォーラム:「とっとりグリーンウェイブ」や「とっとり森林月間」の周知と「森林環境保全税制度」の普及(10月頃)

3 事業の現状及び課題

平成25年に開催する第64回全国植樹祭の開催を契機に、本県の緑の豊かさ、環境の 良さを全国へアピールするため、県内で自然環境の保全活動等に取り組んだ方を「美 鳥の大使」に認定するなど、自ら行動する県民運動「とっとりグリーンウェイブ」を展開し ている。(美鳥の大使:約4万6千人 平成25年4月1日 現在)

連絡先

鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課 電話:0857-26-7335

参考URL

http://www.pref.tottori.lg.jp/100544.htm

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 13 森林J-VER推進事業

施策

1 事業の目的

県内の森林を活用したカーボン・オフセットを推進し、企業等からの資金を活用した 新たな森林整備を進めるため、県内のオフセット・クレジット(J-VER)を活用した取り 組みを推進する。

2 事業の内容

(1) 県有林J-VERモデル事業

県有林でモデル的に取り組んでいるJーVERについて、認証を引き続き取得し、企 業に販売する。

モデル事業を県内外にPRすることで、JーVERを普及する。

〇「県有林J-VERプロジェクト」の期間:平成25年度~29年度

(2)森林J-VER取得支援事業

県内の森林JーVERの取得、販売を推進するため、JーVERの取得に係る経費を助 成する。

- 〇対象:民間事業者、NPO等(市町村、造林公社は除く)
- 〇補助対象:J-VERの認証取得に係る費用

(妥当性確認費用、モニタリング費用、検証費用、申請委託費用)

〇補助率:1/2

(3)J-VERとつとりの森を守る優良企業等の認定 県内の森林J-VER(県有林以外)を購入し、カーボン・オフセットに取り組む企業、 団体を認定する。

3 事業の現状及び課題

- (1)県有林J-VERモデル事業
 - ○取得したJーVERを、JーVER地域コーディネーター等と連携し販売している。

発行量 1,474トン

販売量 1,182トン(80%)(14社4団体、18,615千円)

250トン 残数

- 〇平成25年度に追加認証取得予定(約400トン)。
- (2)森林J-VER取得支援事業
 - 〇県内の森林所有者等がJーVERプロジェクトに取り組んでいる。

(認証済み:4、登録済み:3)

発行量 約12,000トン 販売量 約1,600トン(13%)

残量 約10,400トン

(課題)J-VER制度の普及を図り、販売を推進する。

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「カーボン・オフセットの推進」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 14 木造住宅生産者団体活動支援事業

施策

1事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取組みを支援する。

補助率:1/2(国:50/100、県:50/100)

3 事業の現状及び課題

複数の地元工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより団体としての結束力の向上や地元建築業界の育成に繋がった。 今後イベントの来訪者の拡大を図るために、より来場者を引きつけるイベントの企画を検討することが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより 「木造住宅生産者団体活動支援事業」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 15 治山事業

施策

1事業の目的

- (1)森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。 (2)水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

2 事業の内容

- (1) 荒廃森林等の復旧・整備等
- (2)水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するため、森林の整備等
- (3) 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等において復旧整備

3 事業の現状及び課題

近年、林業経営の悪化により、森林の荒廃が進み、さらに、台風や集中豪雨等の異常気象により山地災害が多発する傾向にあり、整備が追いついていない状況にある。「鳥取県の将来ビジョン」において「平成30年度末の山地災害危険地区(3,374箇所)整備第38%」とおり、目標達成に向け、緊急度の高い箇所から順次、計画 的に整備を行っていく必要がある。

その他

4 事業の目標

山地災害危険地区整備目標(~H24 1223箇所整備済み)						
平成25年度	山地災害危険地区10箇所整備					
	整備済数	1233箇所	整備率	36. 2%		
平成26年度	山地災害危険地	区10箇所整備				
	整備済数	1243箇所	整備率	36. 5%		
平成27年度	山地災害危険地区10箇所整備					
	整備済数	1253箇所	整備率	36. 8%		
平成28年度	山地災害危険地区10箇所整備					
	整備済数	1263箇所	整備率	37. 1%		



連絡先

県土整備部 治山砂防課 治山担当 電話0857-26-7695

参考URL

鳥取県治山砂防課のwebサイトより 「治山事業とは」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 16 ナラ類集団枯損被害の初期防除と拡大防止手法の開発

施策

1 事業の目的

本県の重要な落葉広葉樹であるナラ類がカシノナガキクイムシによって枯損しているが、このナラ類集団枯損が大山町に飛び火的に発生した。この被害を拡大させないため、被害の初期防除と被害拡大防止のための実証試験を行う。

2 事業の内容

従来から行われている被害木の地上部処理に加えて、根株及び根系部へのNCS燻蒸処理による殺虫効果を検証し、初期被害地の完全防除の可能性を明らかにする。同時に、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させるために、粘着シートによるカシノナガキクイムシの捕獲数を調べ被害予防効果を検証する。また、大山町被害地周辺への被害拡大を未然に防止するために、粘着シートを用いたモニタリングを行う。

3 事業の現状及び課題

大山町内の初期被害地で、被害枯死木の駆除と根株トラップによる脱出成虫の捕獲 (写真)を行うとともに、被害生残木の樹幹トラップによる脱出成虫の捕獲を行った。そ の結果、同地内で新たな枯死木は一本も発生しなかった。しかし、穿入生残木が29本 発見されたため、継続的な防除及び周辺地域でのモニタリングを行っていく必要があ



連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL 農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 17 ハイブリッド無花粉スギの創出

施策

1 事業の目的

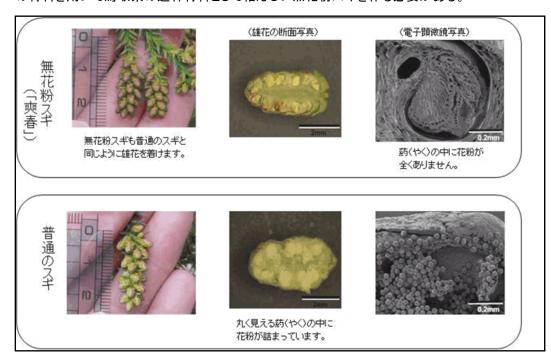
これからのスギの造林品種として、材質強度に優れるもの、スギカミキリに強いもの、雪害に強いもの等の有用形質を備えたものが求められる。これらの品種が花粉をつけない無花粉スギであれば利用価値は更に高まると考えられる。そこで、鳥取県産の無花粉スギという材料を準備し、有用形質を備えた品種に無花粉遺伝子を取り込んだハイブリッド無花粉スギを創出する。

2 事業の内容

- (1)探索:県内の木から無花粉スギを見つけ出す。
- (2)材料作り:鳥取県産無花粉スギを作る
- (3) 開発:無花粉遺伝子マーカーを開発する

3 事業の現状及び課題

無花粉スギは全国で2品種発見されているが、いずれも表日本のもので本県には導入できない (林業種苗法により配布区域が決められている)。したがって、県独自あるいは種苗配布区域内 の材料を用いて鳥取県の造林材料として相応しい無花粉スギを作る必要がある。



連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
- 18 竹林有効活用推進事業

施策

1 事業の目的

放置竹林の拡大を防ぎ、竹を新たな特用林産業の柱とするため、竹材の伐採、搬出、新たな用 途へ活用する取組を支援する。

2 事業の内容

- ・竹材を使った商品開発や商品の販路開拓についての経費を助成(事業費の1/2)。
- 竹製品としての活用を目的に県内で伐採された竹材を加工施設などへ出荷する経費を助成 (2,080円/t 又は 2,500円/m3) ・竹の伐採、搬出、加工のための機械整備およびリース・レンタルに要する経費を助成(1/3)

※本補助金の交付を希望する事業主体は、竹材認定プランを作成して認定を受ける必要があり ます。

3 事業の現状及び課題

放置竹林の拡大による森林荒廃の懸念が増大するなか、竹林拡大を食い止めようと森林環境 保全税を財源とする伐採が進んでいるところであるが、伐採された竹材搬出経費の削減は竹材 利用ビジネスの大前提である。

一方、異業種から新たに竹の利活用に取り組む企業が出てきており、製紙用原料や竹炭、肥 料・土壌改良材としての利用に加え、新たに養殖用イカダや農業用資材、苗木用ポット、食用の 乾燥竹など、多様な活用の道が開かれつつある。

そこで、搬出経費等の事業経費の支援により、竹材活用の取組を広げていく必要がある。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 0857-26-7264

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

01 とっとりグリーンウェイブの推進

施策

1 事業の目的

■平成25年度は自然や緑をキーワードとしたイベント・大会が全県下で実施され、本県の緑や 自然の豊かさを国内外にアピールする絶好のチャンス。

■そういった背景の中、本県の自然公園(山陰海岸・大山・三徳山・氷ノ山等)に眠る潜在的な魅力を引き出して世界に発信し、その素晴らしい自然の素材を十分に生かし切って国内外からの誘客を創出し、交流と連携が活発に行われることにより、その自然を守り育ててきた地域の 人々が豊かさを享受できる自然公園づくりを推進する。

2事業の内容

- (1)山陰海岸国立公園指定50周年記念事業
- (2)「三徳山」地域の国立公園編入
- (3)大山環境会議・大山環境宣言(西部総合事務所生活環境局)

3 事業の現状及び課題

(1)山陰海岸国立公園指定50周年記念事業

【現状】

ア 山陰海岸国立公園指定50周年記念事業(以下、「50周年事業」という。)の実施にあたっ ては、環境省や関係府県市町等からなる実行委員会を組織し、協働で各種事業を実施する。 イ 平成24年9月以降、3回の実行委員会設立準備会を経て、平成25年1月24日に実行委

員会設立総会が開催され、事業実施に向けて本格的に動き出したところ。

- ウ 実行委員会において承認された基本方針を踏まえ、事業実施に向けた詳細については、 部会で検討を進めていくこととしており、平成25年3月18日に開催された第1回部会の時点で 事業のフレームが決定した。
 - 〇キックオフイベント(6/30 3市3町内)
 - 〇50周年記念フェスティバル(8/24 鳥取砂丘こどもの国) 〇3府県こどもジオパークサミット(9/7 岩美町中央公民館) 〇パートナーシップイベント(6/30~9/7 3府県全域)

エ また、実行委員会の以外の本県独自の取り組みとして、鳥取砂丘ギネスチャレンジイベントなどの各種イベントを実施し、山陰海岸の魅力を広く発信することとしている。 オ また、山陰海岸国立公園指定50周年を契機に、山陰海岸ジオパークの特性、資源、取り組みと積極的に連携を図り、山陰海岸ジオパークを中心とする山陰海岸国立公園の魅力発信・ 地域活性化も目指す。

【課題】

ア 50周年記念事業の関連イベント等の開催時期・場所や事業全体のフレームについてはぼ ぼ固まってきたところであるが、今後は実行委員会部会での検討を充実させ、より具体的な内 容を詰めていく必要がある。

イ 50周年記念事業関連イベントの実施内容の検討に加えて、情報発信についても幅広に展開していく必要があるが、情報発信の取り組みの一つとして、関係3府県3市3町の広報誌で記事掲載することについて調整済み。(実行委員会設立総会での知事指示事項) ウ 50周年事業を盛大に盛り上げるためにも、引き続き、関係機関と連携しながらあらゆる機

会を捉えて、情報発信に努めていく。 エ 山陰海岸ジオパークは、平成26年度に世界ジオパーク認定再審査を受けることになっており、指定50周年を契機に、ジオパークとの連携イベントも充実させ、世界ジオパーク認定の気 運醸成も図る必要がある。

(2)「三徳山」地域の国立公園編入

【現状】

「三徳山」地域の国立公園編入に向けては、従前より環境省に対して要望を行ってきたとこ

ろ。(平成23年10、12月、平成24年4、7、10月) イ 環境省からは、三徳山エリアの植生分布等の特殊性・希少性について高い評価を受けて おり、現在、平成25年秋の中央環境審議会諮問を目指し、実務作業を行っている。 ウ また、三朝町は地元関係者を対象に平成24年8月に関連会を、県は平成24年12月にシ

ンポジウムを開催する等、地元・三朝町・県が一体となって国立公園編入に向けた気運醸成を 図っている。

【課題】

ア 平成25年度はいよいよ、国立公園編入が実現する年度であり、三徳山の魅力について広 く情報発信するための取り組みとして以下の取り組みを実施する。

情報先信するための取り組みとして以下の取り組みを実施する。
○国立公園修験道フォーラムの開催
○三徳山ガイドブックの発行
○三徳山DVDの作成(中部総合事務所県民局)
イ 平成24年度三徳山シンポジウムについては、世界遺産登録運動推進協議会と共催で開 し、三朝町、県観光政策課、県文化財課等の関係機関(所属)が一体となった東藤はを図ってままる。 てきたところ。平成25年度も引き続き関係機関と連携をとりながら各種取り組みを実施する。

(3)大山環境会議・大山環境宣言(西部総合事務所生活環境局)

ア 平成25年5月には全国植樹祭、10月にはエコツーリズム国際大会が大山を舞台に開催 される。国立公園大山を守る取り組みは長年行われてきているが、今後、これらの活動経過を 風化させることなく、「育み」「活かす」取り組みへと展開し、さらに全国的な広がりに発展させる には絶好の機会。

イ そういった状況をうけて、大山町が事務局となり大山を舞台に「大山環境会議(仮称)」を組 し、「大山環境宣言(仮称)」の採択を目指す動きがあり、県としても大山町との連携を密に図 るなどし、引き続きその動きに留意する必要がある。

ア 大山環境宣言については、大山環境会議(仮称)を組織し、平成25年6月の大山夏山開き祭での宣言採択、同年9月のエコツーリズム国際大会2013in鳥取で宣言の理念等を広く発信していくことを当面の目標としているが、現在、事務局である大山町が組織構成や宣言内容の検討・調整等を進めているところ。ただし、平成25年4月に大山町長選が控えているため、本格的に動き出すのはそれ、近と思われる

(想定される構成メンバー:大山町、伯耆町、江府町、西部総合事務所、環境省、林野庁、その 他自然環境保全団体)

イ 大山環境宣言に向けた取り組みは、事務局である大山町が中心に進めていくが、県としても、大山町等の関係機関と連携し、大山環境宣言の採択を契機として、環境先進県「国立公園大山」の取り組みと魅力を世界に発信し、大山の魅力を未来へ継承するために、以下のとおり 県独自の取り組みを実施する。

〇大山環境フォーラムの開催

- 〇「大山の自然を守り育む活動展」の巡回展示
- 〇大山登山道案内リーフレットの発行

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

02 自然公園等管理費

施策

1事業の目的

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の適切な管理、整備・修繕等を実施する。

2 事業の内容

(1) 自然公園施設、自然歩道の整備・修繕

安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の整備・修繕等を行う。

(2)公衆便所、自然歩道等の管理委託等

快適に自然公園を利用してもらえるよう自然公園内の公衆便所の清掃、自然歩道の草刈り等に要する経費や施設設置に係る土地の借り上げを行う。

(3)国立公園清掃活動費補助金

自然公園法19条「清潔の保持」の趣旨に基づいて、国立公園内の清掃活動等を 行う団体に対して、国、県、市町村が費用負担をして日常清掃に要する経費を助成す る。

3 事業の現状及び課題

- (1)県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14%を占めている。
- (2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
- (3)一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。

このため、地元市町村・警察署などと合同で違法採取防止のパトロールと動植物採取防止の呼びかけを行っている。

(4)これまでは修繕工事を行う場合でも、局所的、対症療法的な対応になっており、面的・計画的に整備を行えていない面があったため、平成21年度から実施している自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行っている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

鳥取県内の自然公園

とりネットより「緑豊かな自然課」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 03 自然保護監視事業

施策

1 事業の目的

自然公園や県自然環境保全地域等での巡視活動や自然保護思想の普及啓発等を行うため、各総合事務所に「鳥取県自然保護監視員」を配置するとともに、「鳥取県自然保護ボランティア」制度なども活用しながら、県下全域で自然保護行政を推進していく。

2 事業の内容

(1)「鳥取県自然保護監視員」の配置(12,368千円)

5名の自然保護監視員(非常勤職員職員)を東部・中部・西部・日野総合事務所に配置し、所管の地域での巡視活動や公園利用者への普及啓発活動等を行う。

(2)「鳥取県自然保護ボランティア」制度の運用(160千円)

自然保護に関心のある方を登録制の自然保護ボランティアに任命し、自然保護に関する情報提供や県の自然保護活動等へ協力していただき、本県の自然保護の一助とする。

また、自然保護ボランティアの資質向上に向けて、研修会等を開催する。

3 事業の現状及び課題

平成19年度のボランティア制度の導入以降、登録者数は増加しているが、最近は横ばい傾向が続いている。(現在の登録状況106名)

ボランティアの確保に向けて、PRの機会や学生などへの制度紹介など幅広い対象に向けた啓発が必要。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

- 1 自然保護監視員のブログ
- (1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」
- http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058
- (2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」
- http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809
- (3) とりネットより「日野総合事務所福祉保健局」
- http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145929
- 2 第4期鳥取県自然保護ボランティアの募集

とりネットより「緑豊かな自然課」

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

04 大山トイレマナーアップキャンペーン事業

施策

1 事業の目的

国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大 山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろすイベントを実施する。

2 事業の内容

(1)大山トイレマナーアップキャンペーンの推進 大山の美しい自然環境を子供たちに伝え残していくため、「大山トイレマナーアップキャンペーン(平成20年から開始)」を推進し、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、 登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。

(2)大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施 県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬にあたり、出来るだけ自然環境に負荷を与えず、登山者が自ら歩き、自然に親しみながら大山の自然環境を考えることができるよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベントとして継続実施する。

(3)大山トイレマナーアップ検討会の実施

大山トイレマナー五ヶ条の普及啓発や携帯トイレの使用推進等の検討を行い、大山頂上トイレのあり方等に関する提言を行うため、学識経験者、地元、行政等で構成する「大山トイレマナー アップ検討会」を開催する。

3 事業の現状及び課題

(1)マナーアップキャンペーン 平成20年9月1日から開始



(2)キャリーダウン・ボランティア開催回数等

第1回:平成20年9月28日 第2回:平成21年9月27日 第3回:平成22年9月26日 第4回:平成23年9月11日 第5回:平成24年9月 9日



汚泥の入ったボトル(2リットル容器)



頂上での記念撮影



頂上でのボトル受け渡し



登山道に連なるボランティアの方々

(3)マナーアップ検討会 第1回:平成21年8月21日 第2回:平成22年3月18日 第3回: 平成22年6月24日

〇キャリーダウン・ボランティア実績 第1回:平成20年9月28日 参加者451名 作業量1.2トン 第2回:平成21年9月27日 参加者433名 作業量1.0トン 第3回:平成22年9月26日 参加者300名 作業量0.6トン 第4回:平成23年9月11日 参加者250名 作業量0.5トン 第5回: 平成24年9月 9日 参加者200名 作業量0.4トン

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課 動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより「大山トイレマナーアップキャンペーンについて」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 05 花と緑のまちづくり支援事業(全国都市緑化とっとりフェア開催事業)

施策

1事業の目的

花と緑あふれる快適な生活空間づくりを目指して、平成25年度に鳥取市と鳥取県で開催を予定している「第30回全国都市緑化とっとりフェア」の準備事業を実施する。また、フェアを契機として県内の花と緑の人材育成、普及啓発を進めるため、新たな緑化手法に関する講演会とも技術講習会を開催する。

この他に、都市公園をはじめとした公共空地の芝生化を通して、潤いある都市空間の形成に資する。

2事業の内容

- (1)とっとりフェア開催に必要な経費を負担金としてフェア実行委員会に支出する。
- (2)全国都市緑化とっとりフェアの基本方針として掲げる花と緑と歩む新しい暮らしの体感を目指し、郷土の植物を生かした鳥取らしい新しい緑化=ナチュラルガーデンの普及を図るための学習(講演会、技術講習会)を通じ、県内の花と緑に関する人材育成を図る。
- (3)県内3箇所で開催される「花と緑のフェア」を支援し、地域の緑花の講習会、環境関連の展示等を行うとともに、今年度は全国都市緑化とっとりフェアのプレ催事と位置づけ、昨年に引き続きガーデニングコンクールを実施して都市緑化フェアの機運盛り上げに繋げる。
- (4) みんなの広場芝生化事業に代わり、鳥取流緑化スタイル展開事業を実施し、県立施設のナチュラルガーデン化を通して、新たな都市緑化手法の普及を進める。

3 事業の現状及び課題

緑化フェアのメインガーデン整備は概ね完了しつつあり、今後自治体展示、企業展示等の整備を進める。

ナチュラルガーデンを中心とした鳥取流緑化スタイルの認知度がほとんどないため、展開事業を中心として、県内に普及・浸透させていく必要がある。

今年度は、県立施設のナチュラルガーデン整備を行うこととしているが、これを県内 市町村に普及させる仕組み・支援策の検討が必要である。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより 「緑豊かな自然課」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 06 鳥取流緑化スタイル展開事業

施策

1事業の目的

全国都市緑化とっとりフェアを一過性のイベントに終わらせないために、「とっとりグ リーンウエーブ」との一体的な取り組みとして、本県における新たな緑化技術の提案や 緑に親しむ面的な取り組みを全県的に展開していく。

2 事業の内容

- 1 鳥取流緑化スタイルの普及に向けた取組
- (1) ナチュラルガーデンの魅力を紹介する講演会を開催し、とっとりフェアのメイン ガーデンであるナチュラルガーデンに対する県民の認識を高め、鳥取流緑化スタイル の普及機運の醸成を図る。
- (2)一般の方にナチュラルガーデンを作る楽しさや、ナチュラルガーデンが身近なも のであることを実践してもらうため、「花と緑のフェア」(東・中・西部で年1回開催)にお いて技術講習会を開催する。
- (3)ナチュラルガーデンの施工方法や植栽を写真等で解説したマニュアル(鳥取流 緑化スタイルの庭作り方ガイド)を作成・配布する。
- 2 鳥取流緑化スタイルを実践できる人材の養成(1)鳥取流緑化スタイルを展開していく人材の絶対数やナチュラルガーデンに携わる 人のすそ野拡大のため、全国都市緑化とっとりフェアで行ったナチュラルガーデン講座 をフェア終了後も引き続き開催し、人材養成を行う。
- 3 ナチュラルガーデン普及のための実践・実証庭園の整備 〇県立都市公園等の公共緑地をナチュラルガーデンとして整備して、ナチュラルガー デンの普及に繋げる。

3 事業の現状及び課題

○ナチュラルガーデンを中心とした鳥取流緑化スタイルの認知度がほとんどないた め、展開事業を中心として、県内に普及・浸透させていく必要がある。

○今年度は、県立施設のナチュラルガーデン整備を行うこととしているが、これを県 内市町村に普及させる仕組み・支援策の検討が必要である。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

07 全国植樹祭開催事業

施策

1 事業の目的

「第64回全国植樹祭」(平成25年鳥取県開催)に向けて開催準備を進める。

2 事業の内容

- (1)鳥取県実行委員会等の運営
- (2)大会の実施
- (3)大会会場整備
- (4) 大会PR、広報(記録誌、PRグッズの作成等、大会に向けて県民運動を盛り上げ(とっとりグリーンウェイブ、美鳥の大使の認定制度等、全国都市緑化とっとりフェアやエコツーリズム国際大会との連携))

3 事業の現状及び課題

- ・準備委員会、実行委員会を設け、広く県民や関係機関の意見を取り入れ ながら大会準備を推進。
- ・全国植樹祭を25年に鳥取県で開催することや大会の主旨である森林づくりの振興につなげようという気運は、PRキャラバン隊の活動や美鳥の大使の認定数からも十分では無いが広がっている。今後は、一過性の大会とならないような仕組みづくりや大会内容の策定が必要。
- ・2月1日に実施本部を設立し、大会の実施向け万全の体制づくりを進めている。
- ・県民の参加を得て、鳥取県らしい内容となるよう関係者と準備を進め る。
- ・全国植樹祭の開催を契機に展開した県民運動「とっとりグリーンウェイブ」の波を同年開催の「第30回全国都市緑化とっとりフェア」、「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」へ繋げ、緑化の波を広げる。



式典会場イメージパース

連絡先 農林水産部 全国植樹祭課 電話0859-31-9365

参考URL

「第64回全国植樹祭」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 08 鳥取砂丘保全•再生事業

施策

1事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視体制の整備及び意識啓発活動 を行う。

2 事業の内容

- (1)鳥取砂丘レンジャーを配置し、砂丘利用者へ砂丘の価値を解説するガイドや条例趣旨の徹底を図るための巡視活動の実施
- (2)砂丘の魅力を情報発信するガイドツアーの実施





巡視活動

ジオツアー

3 事業の現状及び課題

- (1)現状
 - ・鳥取砂丘レンジャーの配置 6名 ・落書き件数 平成24年度394件

 - -年12回の鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを計画
 - ・砂丘レンジャー日記(HP)、Facebook等によるタイムリーな砂丘の魅力の情報発

信

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 09 鳥取砂丘景観保全再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の保全・再生の取組に対して支援し、もって鳥取砂丘の 優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業の内容

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担す

(1)砂丘の保全・再生に関する事業

砂丘全域を対象に、年間を通した除草を実施する。特に草が種子を散布する前を 重点に実施する。

- ・委託(機械・人力)による除草
- ・ボランティア(団体・個人・観光客等)による除草
- (2)砂丘景観の保全・再生に関する調査研究

鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、学識経験者等で構成する「鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会」が調査・研究を実 施する。

- ・基礎的調査 ・砂の動く生きている砂丘再生に向けた調査
- 景観を改善するための調査
- (3)人材育成に関する事業
 ・「鳥取砂丘大学」を開校し、鳥取砂丘を訪れる観光客等へ砂丘の価値・魅力を伝える鳥取砂丘ガイドを養成する。
- ・鳥取砂丘の価値や魅力を知っていただくため、砂丘内で「鳥取砂丘ガイド」による ガイド活動を行う。



ボランティア除草の様子



ガイド活動の様子

3 事業の現状及び課題

(1)現状 ア ボランティア除草 42.7ha

- ・夏季のボランティア除草を中心に、通年で企業団体による除草活動を実施 平成24年度 3,804人
- ・観光客による除草活動を年間を通して実施 平成24年度 1,850人
- イ 委託(機械・人力)による除草 ウ 調査研究 67.4ha
- - ・長期的な砂丘の地形変動
 - 除草のための調査
 - ・自然の砂の動きと砂丘の成因の調査
 - ・動植物の調査
 - 等 ・景観の改善調査
- エ 鳥取砂丘大学を開校、ガイドの養成を図る
 - ・鳥取砂丘ガイド登録状況 34名(平成25年3月31日現在)
 - ガイドサポーター登録状況 43名(平成25年3月31日現在)

(2)課題

・県民の貴重な財産として鳥取砂丘の景観を保全する取組の輪を広げるよう、引 き続き企業団体、地域住民はもとより、観光客による除草活動を拡充していく。

・鳥取砂丘ガイドの円滑な運用とスキルアップを図る。

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 10 鳥取砂丘保全事業(養浜)

施策

1事業の目的

貴重な観光資源である『鳥取砂丘』は、平成17年以前においては冬季風浪や砂の 供給源の減少等により浜幅が減少していること(侵食)が確認されたことから、砂丘保 全のための継続的なサンドリサイクルに取り組んでいるところ。

2 事業の内容

毎年、鳥取港航路泊地で浚渫した砂を、「鳥取県沿岸の総合的に土砂管理ガイドラ イン」に基づき、鳥取砂丘沖に投入(サンドリサイクル)し、砂丘の侵食を防止する。

3 事業の現状及び課題

現状において砂丘の侵食防止効果が確認されており、今後も継続的に効果検証を行っていく必要があるが、多額の事業費(毎年 50,000(千円))がかかることから、予算確保が課題と なる。



工期:平成24年5月28日~平成24年10月24日

契約金額:69,406千円 実施内容:鳥取砂丘沖に31,220m3浚渫土砂を投入

連絡先

県土総務部 空港港湾課 港湾担当 電話0857-26-7312

参考URL

鳥取県空港港湾課のwebサイトより

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 11 鳥取砂丘情報発信事業(山陰海岸国立公園指定50周年記念事業)

施策

1事業の目的

山陰海岸国立公園指定50周年を契機に、山陰海岸国立公園・山陰海岸ジオパークの主要なスポットである鳥取砂丘のすばらしい自然景観や砂丘の価値・魅力を全国に情報発信していきます。

2 事業の内容

鳥取砂丘の自然をアピールするため、「環境」にこだわったイベントとして、竹林整備ででた竹を材料に廃油キャンドルを制作し、鳥取砂丘内で一斉に点灯し、ギネスレコードにチャレンジします。

廃油キャンドルの制作は、ボランティアを募って制作します。

3 事業の現状及び課題

【課題】

デネスレコードにチャレンジするためには、約4万個の廃油キャンドルが必要であり、そのための廃油の確保、キャンドル制作に携わるボランティアの確保を図るため、HP等による周知を行う必要がある。

連絡先

砂丘事務所 電話:0857-22-0583

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 12 山陰海岸世界ジオパークネットワークの推進

施策

1 事業の目的

平成22年10月に世界ジオパークに加盟した山陰海岸ジオパークの観光活用や教育活用等を 山陰海岸ジオパーク推進協議会及び関係市町村等と連携しながら推進する。

2 事業の内容

- (1)山陰海岸国立公園指定50周年を契機とした情報発信
- 7月~8月にかけて、ジオパークの様々な魅力を体感できるイベントや情報発信を展開する。 (2)広域観光にに関する事業
- ア 隠岐ジオパークとの連携

島根県や隠岐ジオパーク等と連携して、旅行商品造成、ガイド交流会、共同写真展の開 催、両ジオパークを航路で結ぶツアーの検討などを行う。

- 女子旅モニターツア-
- 女性ブロガー等による個人旅行モニター旅行の実施及び旅行レポート等による情報発信を
- ウ 旅行商品造成の推進
 - 旅行会社が行うジオガイドを活用した旅行商品造成を支援する。
- エ ジオウオーク補助金
- エリア全域で実施されるウオーキング大会のうち、県内で実施されるものへ補助金を交付 する。
- (3)もてなしの向上に関する事業
- ジオガイドのスキルアップ

観光客の視点による県内ジオガイドの評価研修を行い、それをもとに講習会を開催する。

- イ 電動アシスト自転車管理委託
 - エリア内のアクセス向上を図る電動アシスト自転車の貸し出しを岩美町観光協会に委託す
- る。 外国人対応職員(英語)2名の配置(砂丘事務所、山陰海岸学習館)
- (4)県内外でのPR事業
- ア 鳥取空港の電照看板、ラッピングバスや各種媒体を活用して山陰海岸ジオパークのPRを 行う。
- 鳥取砂丘検定の実施を通じて、鳥取砂丘の魅力をPRする。
- (5)山陰海岸ジオパーク推進協議会の取り組み
- 山陰海岸ジオパークエリア内の府県市町、関係団体が一体となって、ジオパークの保護保全、 調査研究、教育啓発、観光活用、情報発信等の事業を行う。
 - (協議会の主な事業)
 - ・ジオパークの保全活動、学術研究等の推進
 - ・ジオパークの床ェカッ、チャッパス・サンドにと・ジオパークフォーラムの開催 ・ジオパークフォーラムの開催 ・モニターツアー、スタンプラリー、写真コンクールの実施 ・第3回日本ジオパークネットワーク全国大会(隠岐大会)でのPR ・第3回アジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウム(済州島ジオパーク大会)でのPR ・開工させは本人(古代哲学・女化に四八四)の取知
- (6)関西広域連合(広域観光・文化振興分野)の取組
 - 海外トップセールスや外国人観光客向けガイドブック等で山陰海岸ジオパークをPRする。

3 事業の現状及び課題

- ○平成22年10月に世界ジオパークネットワークへの加盟を果たし、県内を中心に認知度の向
- ン 日本成22年10月に世界シオバーウネットソークへの加温を果たし、原内を中心に認知度の同上が図られ、観光客の入込客数も伸び、教育現場でも活用が図られてきている。 〇しかしながら、国内外での認知度は十分とは言えず、引き続きPR活動に努めるとともに、今年度は、山陰海岸国立公園指定50周年を契機とした集中的な情報発信や隠岐ジオパークとの 連携強化などにも取り組む。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 山陰海岸世界ジオパーク推進室 電話0857-26-7637

参考URL 山陰海岸ジオパーク推進協議会のWebサイトより 「山陰海岸ジオパーク」 http://sanin-geo.jp/

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

13 三徳山歴史遺産調査事業

施策

1事業の目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山の歴史遺産(文化財)につい て、三朝町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力を行い、その学術的価値を 高めていく。

2 事業の内容

学術調査への調査指導及び調査協力

- (1)三徳山美術工芸品調査(2)三徳山自然環境調査

- (3)三徳山発掘調査 (4)三徳山民俗文化財調査
- (5)三徳山総合調査研究

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成につい て検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより 「文化財課」

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

14 三徳山世界遺産登録推進事業

施策

1事業の目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2事業の内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

(1)調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究 を実施

(2)普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを 通じて積極的に情報発信を実施

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより 「三徳山を世界遺産へ」

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 15 森林の癒し活用事業

施策

1 事業の目的

森林セラピー、森のようちえんなど、森林の癒しを活用した新たな取り組みを推進す る。

2 事業の内容

(1)森のようちえん支援事業

森林を幼児の保育のフィールドとして活用することを推進するため、活動に要する 経費について助成

事業主体:団体、保育所等

補助額:市町村が負担する額の2/3(スタートアップ型)、1/2(育成型)

(2)森林の癒し普及団体育成事業

森林の癒し効果を活用した取組を推進するため、トライアル的な活動に対し支援 事業主体:団体、地域等

(3)森のようちえん効果研究事業

森林内での活動が幼児の発達に及ぼす効果について研究

委託先:鳥取大学 地域学部 研究期間:平成23年度~25年度

○森林セラピー研究プロジェクト事業 民間企業、専門家等がメンバーとなり、森林を活用したプログラムを開発 メンバー:民間企業、智頭町、専門家、県

研究期間:平成23年度~25年度

3 事業の現状及び課題

(1)森のようちえん

○鳥取市、智頭町、伯耆町で、森のようちえんが活動中。

(課題)実施主体により運営経費、移動手段、フィールドの確保など課題があり、各主 体に応じたサポートが必要。

(2)森林セラピー

- ○智頭町が森林セラピー基地として平成23年7月にグランドオープン。
- 〇森林セラピーが本格的にスタートし、関西圏を中心とした県外から好評。(グランド オープン数ヶ月で客数2,000人、民泊数200人)
- ○森林セラピーの企業向けメンタルヘルスプログラムの開発がスタート。

(課題)森林セラピー基地の受入れ体制のレベルアップ、新たな取組の推進

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 16 とっとりグリーンウェイブ推進事業(森林セラピー推進モデル事業)

施策

1事業の目的

森林セラピーを活用した智頭町の取り組みを支援し、この取り組みをモデルとして鳥取県全域に広げることを目的とする。

2 事業の内容

- (1)受入体制の強化 セラピーロードの新設 セラピー食供給体制の向上 民泊施設の充実と内容改善 ガイドの養成
- (2)情報発信・機運の醸成 案内看板の設置 森林セラピーPRイベント開催 雑誌等でのPR
- (3)企業向けメンタルヘルスプログラムの確立・実証 実証試験 被験者の誘致 モニターツアーの開催

3 事業の現状及び課題

(現状)智頭町が平成23年7月にオープンし、関西圏を中心とした県外から好評を得ている。

(課題)

- 〇一過性のものではなく継続した取り組みとすること
- ○魅力あるアイテムの充実
- ○森林セラピーのさらなる認知度アップ
- ○地域が一体となって取り組むこと
- ○特色のある取り組みであること

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課 電話:0857-26-7304

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

17 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

施策

1事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深める。

2 事業の内容

4つの体験型講座(1. 昆虫の世界を探検/2. 森の木々を調べる/3. 木で染めよう/4. 木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



3 事業の現状及び課題

その他 その他

連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL 農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

18 エコツーリズム国際大会2013in鳥取開催支援事業

施策

1 事業の目的

「とっとりグリーンウェイブ」の主要イベントの一つである「エコツーリズム国際大会20 13in鳥取」の開催に当たり、関係市町村と歩調をとりながら、同大会の準備・開催及び鳥取発の エコツーリズム(サイクリング、登山、まち歩きなど)の普及を行う同大会実行委員会を支援する。

2 事業の内容

- (1)「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」実行委員会が行う次の取組を支援する。 ○国際大会の準備・開催(会場設営費、講師等謝金・旅費、交流会開催費等) ○鳥取発エコツーリズム推進(ガイド等の人材育成、エコツアー商品の造成、普及啓発・情報発
- (2) 平成25年4月より、官民による実行委員会事務局を設置(12名体制)

3 事業の現状及び課題

- ・2013年のエコツーリズム国際大会の開催が決定し、「エコツーリズムのメッカ」として の地域づくりを進めていく第一歩を踏み出した。
- ・「エコツーリズム国際大会準備委員会」が8月に立ち上がり、地元市町村や経済界に もエコツーリズム推進の気運が高まり協働連携が生まれてきた。
- ・大会開催に向けた地元の環境整備(エコツアープログラム商品造成、ガイド養成、普 及啓発、情報発信など)、当大会への参加意欲を高める効果的な情報発信が、今後の 課題。

連絡先

西部総合事務所 地域振興局 西部広域観光課 エコツーリズム国際大会室 (電話) 0859-31-9372

参考URL

大会HP http://daisenwonder.com/

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 19 とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業

施策

1事業の目的

近年、消費者からのニーズが高まっている「ニューツーリズム」や「体験型教育旅行」に対応するため、地域資源の観光メニュー化や磨き上げ、情報発信を行う団体をステップアップ型と規模拡大型(国内向け、海外向け)に区分し支援する。

2 事業の内容

(1)メニュー造成、受地整備支援補助金 17,500千円

【ステップアップ型】

<u>【ステツノアツノ空】</u>	
事業内容	ニューツーリズムに関する体験型観光メ
	ニューの造成や情報発信などの受け地整備
	を目的とした事業に対する補助
補助額	1/2(上限500千円)
補助対象事業者	ニューツーリズムに関するメニュー造成や情
	報発信に取り組む団体、市町村
補助対象経費	体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、
	オリジナルグッズ試作に必要なデザイン経
	費、消耗品等の購入費、ホームページ制作
	費、プロモーション経費、事務費
	など
補助対象となる	○自然、農林漁業体験メニューの整備
取り組みの具体例	〇スポーツや文化体験メニューの整備
	〇情報発信体制の整備 など

【規模拡大型】

【况悮拟人尘】	
事業内容	県外からの団体受入を積極的に進めるため 人材育成を核とした体制整備や規模拡大を行 う事業に対する補助
補助額	1/2(上限2, 500千円)
補助対象事業者	県外からの団体受入を目指した規模拡大や 受入体制の整備に取り組む団体
補助対象経費	人材育成を核とした体制整備に必要なコーディネーターの人件費、ガイド育成経費、体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、オリジナルグッズ試作に必要なデザイン経費、消耗品等の購入費、ホームページ制作費、プロモーション経費、事務費など
補助対象となる 取り組みの具体例	〇自然、農林漁業体験メニューの整備 〇スポーツや文化体験メニューの整備 〇団体ツアーの造成 〇情報発信体制の整備 など

【規模拡大型・海外向け】

事業内容	海外からの団体受入を積極的に進めるため 人材育成を核とした体制整備や事業に対する は助
	※既に外国人観光客受入実績のある団体を 対象とする

補助額	1/2(上限2, 500千円)
補助対象事業者	海外からの団体受入を目指した規模拡大や 受入体制の整備に取り組む団体
補助対象経費	必要な備品等の購入、海外旅行招聘等商品開発に係る経費、海外向けのホームページ制作費、プロモーション経費、事務費など
補助対象となる 取り組みの具体例	○外国人観光客ツアーの造成○海外向け情報発信体制の整備 など

(2)教育旅行に関する旅行会社への売り込み強化 2,000千円

事業内容	県外の旅行会社や教育旅行関係者への情報 発信、売り込みを強化する。
所要経費	2,000千円(鳥取県観光連盟に委託)
	旅行会社を対象とした視察旅行の開催やバス 代助成など

3 事業の現状及び課題

- ●近年、従来の物見遊山的な観光旅行とは異なり、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた「ニューツーリズム」に対するニーズが高まっている。
- ●教育現場においても体験型教育旅行が広く取り入れられており、新しいニーズに対応する観光メニューの造成や磨き上げ、情報発信を積極的に進めることが必要。

連絡先

文化観光局 観光政策課 受入環境整備担当 電話:0857-26-7421

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保
- 20 ふるさとまちづくり支援事業(県民自らが川に親しむ河川整備)

施策

1 事業の目的

県内の中山間地の河川においては、河岸や水みちが良好な環境を形成し、多種多様な生物が生息しているなど、ふるさとの原風景を感じさせる空間が残っているものの、河川環境を保全するための活動を支援、協働する仕組みがないため、恵まれた地域特性が放置されたままとなっている。

このため、地域住民等が参画し、河川を地域活動の場とするまちづくりを支援することにより、良好な河川空間を再生・維持させるとともに、鳥取県らしい自然との共生社会を実現する。

2 事業の内容

〇曳田川(鳥取市河原町西郷地区) 河川環境整備 事業延長 約800m (平成25年度~平成26年度)

〈支援内容〉

安全に河川が利用できるよう河川管理施設(護岸、低水敷、水際へのアプローチ施設など)の整備や住民では対応できない危険な支障木の伐採等の維持修繕



3 事業の現状及び課題

● これまで西郷地区では、恵まれた地域特性を活かし、カジカ蛙及び蛍の学習会や

河川美化活動を実施するなど、地域住民自らが河川環境保全の取組みを積極的

- に行っている。 河川管理施設の整備や危険箇所での伐木などは、住民では対応が困難であり、 また、地域住民へ環境保全のための情報や良好な川づくり手法を提供するなど、 協働で取組むもの。
- 地域住民等による河川環境保全の取組みを支援することにより、県民自らが環境保全に行動する「とっとりグリーンウェイブ」が進められるよう、曳田川をモデルとした取組みが県内各河川へ広く浸透していくよう推進することが必要である。

連絡先

県土整備部 河川課 改良担当 電話0857-26-7379

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-1 美しい景観の保全と創造
- 01 景観まちづくり活動団体サポート事業

施策

1 事業の目的

景観資源の保存・活用、再生、創造を図るため、自然、歴史文化、街なみなどを活かしたまちづくり活動に取り組む団体に対する支援や、住民参加と多様な主体の協働連 携によるまちづくりを推進する取り組みを行う。

2 事業の内容

(1)ワークショップ実施

まちづくりを実践している専門家をファシリテーターとして招くとともに、県内の先進的 な取組をしている活動者をアドバイザーとして招いて、ワークショップを実施し、組織化・活動方針策定や組織強化、活動上の課題解決へつなげる。(3箇所程度)

(2)出前座談会

ワークショップの結果を踏まえ、地元住民を巻き込み、具体的な景観まちづくり事業 のイメージ・テーマ方針や組織体制について、議論・検討を行う。(1箇所程度)

(3)先進地事例研究・勉強会 先進的な取組を行っている地域の事例を研究し、組織化・活動方針施策や組織強 化、活動上の課題解決へつなげる。(3箇所程度)

3 事業の現状及び課題

県内各地で景観まちづくり活動が見受けられるようになったが、活動が続かない、会 員が増えないなどの声がある。また、後世に残すべき歴史的・文化的な景観や建造 物、街なみが認識されず荒廃しつつある。

景観まちづくり活動の持続可能性を高める上で、景観まちづくり活動団体・住民と市 町村等の多様な主体による協働連携が必要である。

連絡先

生活環境部 くらしの安心局 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363.7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより 「景観まちづくり活動団体をサポートします」

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-1 美しい景観の保全と創造
- 02 景観行政費

施策

1事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 事業の内容

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

(1)景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、 土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするときに、事前の届出を 義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変 更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施する。

(2)鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施工、維持管理の各段階で「景観評価」を実施する。

(3)景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置する。(鳥取市、倉吉市、米子市を除く市町村)

(4)景観アドバイザー派遣

県が一定規模以上の公共事業を実施する際、各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、良好な景観形成を図る。

(5)市町村の景観行政団体への移行

、景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行を促進する。

3 事業の現状及び課題

景観形成施策を行うことができる景観行政団体は現在、鳥取市、倉吉市、米子市、 三朝町の4団体であるが、良好な景観形成に関する具体的な施策は、住民に身近な市 町村が中心的な役割を担うのが望ましいことから、今後さらに市町村の景観行政団体 への移行を促進する必要がある。

連絡先

生活環境部 くらしの安心局 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363,7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

「景観法に基づく届出制度」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47450
「公共事業の景観形成について」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95640

「景観アドバイザーについて」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47452

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備
- 01 地域資産・資源の保全活用

施策

1 事業の目的

県内に在する豊富な「鏝絵となまこ壁」等の地域資産の保全・活用・情報発信を通して、地域資産を活かした景観歴史のかおり豊かなまちづくりを目指す。

また、左官等の伝統技術の文化、「日本(山陰)の美」について考察を深め、鳥取県の隠れた地域資産を再発見・再認識し、まちづくり活動につなげる。

2 事業の内容

街並み環境整備事業等の推進による活用支援

3 事業の現状及び課題

(1)後世に残すべき歴史的・文化的景観や街なみが認識されておらず、顧みられることなく荒廃しつつある。このような地域における課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、歴史的・文化的景観等に対する理解を高め、住民の参加を促し多様な主体間の協働・連携を図る必要がある。

(2)社会資本整備総合交付金の前提条件となるまちづくりへの住民同意に向けた機運を高め、地域資源への気づきや保全・活用により地域住民、活動団体及び行政が一体となったまちづくりを進める。

連絡先

生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課まちづくり担当電話0857-26-7390

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備
- 02 鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持、保全を行う伝統継承者の育成を図るとともに、県内の 鏝絵なまこ壁の啓発等の活動の推進を図る。

2 事業の内容

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士により組織される団体が行う、(1)から(4)の事業及び鏝絵なまこ壁の保全・活用等の推進を目的として組織される民間団体が行う(5)の事業に要する経費に対して助成

(1)研修等事業

伝統技能の継承を目的とした研修会、会議の開催又は参加

(2)競技大会経費

県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催

(3)技能振興活動

伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催

(4)鏝絵なまこ壁に関する事業

技能振興活動、研修等事業、技能競技大会

(5)情報発信活動支援事業

、 県内の鏝絵なまこ壁の普及・啓発等を目的とした展示会、ものづくり体験教室、小学 校等への出前講座の開催

3 事業の現状及び課題

県内の木造建築の着工数は減少し続けており、大工・左官等の建築に携わる職人の減少及び高齢化が進み、後継者不足は深刻化している。



(本文_H25改正)伝建団体支援 交付要綱.doc

連絡先

生活環境部 くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

⁻鳥取県景観まちづくりのwebサイトより 「まちづくりの推進」

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備
- 03「とっとり匠の技」活用リモデル事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の 伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用の場を創 出し、技能の継承及び既存ストックと空き家・空き店舗の有効利用を促進する。

2 事業の内容

(1) 伝統技能活用助成(補助金)

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の模様替えに係る経費の一部を助成する。

- 〇助成要件:建築物の改修部分の床面積が7m2以上かつ伝統技能のうち2種以上を活用するもの
- ○補助率:1/2(国1/4、県1/4、所有者1/2)
- ○補助額:伝統技能のうち2種以上の活用に係る経費

(上限500千円)

補助対象項目及び補助単価

補助対象項目	補助単価
(1)建築大工技能士 県産材を使用して、内装造作を見付面積で7m2以上仕上げと	
するもの。	13千円/m2
(2)左官技能士	
木摺り下地の上に、土塗りにより見付面積で7m2以上仕上げとするもの。	15千円/m2
(3)建具技能士	
県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積で3m2以上使用するもの。	19千円/m2

○事業費:1,500千円(500千円×3件)

(2)リーフレット作成委託

本事業を事業者に周知するためにリーフレットを作成する。

(デザイン、版下作成)

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備
- 04 とっとりの美しい街なみづくり事業

施策

1 事業の目的

国庫交付金事業(街なみ環境整備事業)を活用して街なみの整備を行う場合に民間事業者(個人を含む。)の費用負担軽減を行うことで、とっとりの美しい伝統的な街なみを保全し、地域の歴史や文化に根ざした個性的な街なみを残す取組みを促進する。

2 事業の内容

街なみ環境整備事業を実施する市町村に対し、補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 伝統的な民家が解体され更地になっていたり、プレハブ住宅や、洋風住宅が伝統的な民家の間に挟まれるように建築され、住宅の道路からの後退距離がまちまちに建築されており、これまで維持されていた地域の街なみが統一性のない、地域の歴史や文化が感じられない没個性的なものとなってきている。
- (2)良好な美観を有する街なみをつくるため、県内で数カ所が街なみ環境整備事業を実施しているが、個人住宅修景整備については所有者の事業費負担が困難で整備が進まない状況もある。

連絡先

生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課まちづくり担当 電話0857-26-7390

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備
- 05 史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

施策

1事業の目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用保存計画に基づき、遺跡の環境整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業の内容

(1)保存整備事業

基本計画に基づき、環境整備工事等を実施

(2)調査研究事業

遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施

(3)活用事業

各種体験事業やイベントを開催

3 事業の現状及び課題

<現 状>

平成23年4月にグランドオープンを迎え、展示施設である「弥生の館むきばんだ」や、 復元された弥生のムラ、発掘体感ひろば施設などがあり、二千年前を体感しながら散 策できる史跡公園として公開されている。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

むきばんだ史跡公園ホームページ

- 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備
- 06 史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

施策

1 事業の目的

「史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。 併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

2 事業の内容

- (1) 史跡指定地公有化・保存活用事業
- 〇史跡の保存·整備·活用に資するため、指定地を平成20年度から10カ年かけて公有化
- 〇地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、史跡 保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施
- (2)発掘調査事業
- 発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集
- (3)出土品調査研究事業
- 出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報 発信も実施

3 事業の現状及び課題

現地整備が完成するまでの期間に行う史跡の活用や情報発信の方法等が大きな課題。史跡保存活用協議会等で検討を行っているところ。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「とっとり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)」→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」

→青谷上寺地遺跡ホームページ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271